令和２年度

文部科学省

教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

（研修の単位化・専修免許状取得プログラムの開発）

成 果 報 告 書

令和３年３月

広 島 大 学

大学院人間社会科学研究科・教育学部

（大学院人間社会科学研究科　教育科学専攻　教師教育デザイン学プログラム

特別支援教育学領域・大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター）

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託事業として、広島大学が実施した令和２年度「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続が必要です。

令和２年度 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

（研修の単位化・専修免許状取得プログラムの開発）

成 果 報 告 書

令和３年３月

広　島　大　学

大学院人間社会科学研究科・教育学部

(大学院人間社会科学研究科 教育科学専攻　教師教育デザイン学プログラム

特別支援教育学領域・大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター）

目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・I

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅰ．事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　1．テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　2．背景・問題意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　3．提案理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　4．目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　5．成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　6．調査研究の具体的な取組方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅱ．実施内容と結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　1．検討会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　2．特別支援学校教諭免許状取得のラーニングポイント化の検討・・・・・・・・10
　3．授業の一部オンライン・オンデマンド化の検討・・・・・・・・・・・・・・・11
　4．都道府県及び政令指定都市教育委員会を対象としたアンケート調査の結果・・15
　5．履修証明プログラムの立案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　6．特別支援教育特別専攻科生対象の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

Ⅲ．成果・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
　1．履修証明制度等の活用による特別支援学校教諭専修等免許状取得のラーニングポイントとするための検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
　2．特別支援教育特別専攻科の開設授業の一部を通学課程としての要件を満たす範囲でオンライン・オンデマンド化するための検討結果・・・・・・・・・・・77
　3．特別支援学校教諭専修等免許状を効率的・効果的に取得できる制度を設けた場合のニーズやラーニングポイント化可能な研修の種類・内容・・・・・・・・・80
　4．課題・まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

Ⅳ．資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
　資料Ａ　岡山大学教職大学院ラーニングポイント制を導入した研修等一覧・・・・84
　資料Ｂ　関西国際大学における社会人(教員)の学び直し促進モデル・・・・・・・85
　資料Ｃ　都道府県・政令都市教育委員会に対する調査用紙・・・・・・・・・・・86
　資料Ｄ　特別支援教育特別専攻科生へのアンケート調査用紙（オンライン実施）・92
　資料Ｅ　広島大学履修証明プログラム規則・・・・・・・・・・・・・・・・・104
　資料Ｆ　広島大学履修証明プログラム実施計画書・・・・・・・・・・・・・・108

資料Ｇ　広島大学履修証明プログラム履修生許可書・・・・・・・・・・・・・・・109
資料Ｈ　広島大学履修証明プログラム履修証明書・・・・・・・・・・・・・・・110
資料Ｉ　広島大学履修証明プログラムの履修許可等の取扱いについて・・・・・111
資料Ｊ　広島大学履修証明プログラム履修生推薦書・・・・・・・・・・・・・・112
資料Ｋ　広島大学履修証明プログラム履修生許可通知書・・・・・・・・・・・・113
資料Ｌ　広島大学履修証明プログラム修了判定報告書・・・・・・・・・・・・・114

謝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115

はじめに

現在、特別支援学校教員のうち、特別支援学校教諭免許状を保有する現職教員の割合は約８割、特別支援学級担任教員については約３割であり、専門性向上の観点からも更なる保有率の向上が喫緊の課題となっています。本学においては、プレサービスとして学部、大学院、特別支援教育特別専攻科における特別支援学校の教員養成を、インサービスとして免許法認定講習を実施し、特別支援学校教諭免許状保有率の向上に貢献してまいりました。

また近年では、インクルーシブ教育システム構築・推進のため、現職教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。このことに関連して、教育職員免許法及び同法施行規則改正の施行に伴い、新たに履修内容を充実した教職課程が実施されています。改正後の教職課程の「教育の基礎的理解に関する科目」には、「科目に含めることが必要な事項」として、新たに「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が加わりました。本学においては、この新たな教職課程において、教員免許状の取得を目指す学生全員を対象とした科目「特別支援教育」を開設いたしました。

これまで本学では、文部科学省「発達障害に関する教職員の専門性向上事業」を受託し、発達障害に関する研修プログラムを開発したり、教員免許状更新講習において特別支援教育の科目を設けたりしました。教育委員会等と連携し、特別支援教育コーディネーター研修や特別支援学校担任者・通級による指導担当者対象の講習を実施するなど、現職教員の知識・技能の向上を図ってまいりました。さらに、本学大学院や特別支援教育特別専攻科に現職教員を受け入れ、特別支援教育に携わるミドルリーダーの育成にも力を注いでまいりました。

しかし、現職教員を派遣する教育委員会にとっては、授業料に加え、代替教員の雇用にかかる費用負担等の課題があり、他方、派遣教員にとっては、本務に加え、育児や介護などの負担がある中、職場を離れて学問に専念し、特別支援学校教諭免許状を取得することの負担感が大きいといった課題があります。そこで、教育委員会や派遣教員が抱える課題を改善・解決すべく、教育委員会や本学が実施している講習の受講及び本学特別支援教育特別専攻科の科目履修により、効果的・効率的に現職教員のライフステージやキャリアに応じた特別支援学校教諭免許状取得の促進を目指すシステムを構築する必要があります。

本事業では、(1)現職教員対象の特別支援教育に関する研修を履修証明制度の活用によるラーニングポイント制とするための検討、(2)本学特別支援教育特別専攻科で開設している授業の一部をオンライン・オンデマンド化するための検討、(3)特別支援学校教諭免許状の取得促進を目指すシステムに関する全国調査、の３つを行いました。本事業の成果が、特別支援教育に携わる現職教員の新たな専門性向上の在り方の提案になっていれば幸いです。

結びに、本事業にかかわってくださった関係者に対し、心から感謝の意を表します。

広島大学教育学部長　松見　法男

Ⅰ．事業の趣旨

１．テーマ

特別支援教育特別専攻科における対面・非対面形式及びラーニングポイント制によるハイブリッドな特別支援学校教諭免許状取得プログラム開発に向けたニーズ調査及び実現可能性の検討

２．背景・問題意識

（１）特別支援教育に携わる教員の専門性向上の課題

現在、特別支援学校教員のうち、当該障害種の特別支援学校教諭免許状を保有している教員の割合は約８割、特別支援学級担任教員については約３割であり、専門性向上の観点からも更なる保有率の向上は喫緊の課題である。しかしながら、教育職員検定では、更なる専門性の深化やミドルリーダークラスの教員・管理職候補の育成を目指した特別支援学校教諭専修免許状の取得を促す認定講習の開設例は数少ない。また、特別支援学校二種免許状や一種免許状の取得を目指した認定講習は多く開設されているが、特に特別支援学級担任や通級による指導担当者の特別支援学校教諭免許状の取得率の向上に十分寄与できていない現状がある。例えば、教育職員検定のみで特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合、特別支援学校教諭二種免許状を取得後、特別支援学校での勤務経験が３年以上求められるが、小学校や中学校に勤務する特別支援学級担任や通級による指導担当者が特別支援学校に異動する事例は稀であり、一種免許状への上申が困難となっている。

近年、教員養成課程を有する大学の教職大学院化が進み、特別支援教育領域においても教職大学院化する大学院が増加し、更なる専門性の向上が目指されているが、現職教員を派遣する教育委員会にとっては、授業料に加え、代替教員の雇用にかかる費用負担の課題があり、他方、派遣教員にとっては、本務に加え、育児や介護などの負担がある中、職場を離れて学問に専念し、特別支援学校教諭免許状を取得することについての負担感が大きいといった課題があり、近年では本学においても派遣教員の数が減少傾向にある。

３．提案理由

（１）課題を改善・解決させる取組の在り方

本事業では、教育委員会や派遣教員が抱える課題を改善・解決すべく、かかる負担を軽減し、教育委員会や本学が実施している講習の受講及び本学特別支援教育特別専攻科の科目履修により、効果的・効率的に教員のライフステージやキャリアに応じた特別支援学校教諭二種・一種・専修免許状（以下、特別支援学校教諭専修等免許状）取得の促進を目指す確固たるシステムを構築する必要がある。そのためには、養成・研修を計画・実施する際の基軸となる教員の育成指標を教育委員会と共同して作成し、双方の講義や

研修の積み重ねによるハイブリッドな特別専攻科教育の在り方を検討することが教職課程の質保証・向上、ひいては学校現場が求める人材育成（採用率向上）、高度な専門性を有する現職教員の育成（免許状保有率向上・上位免許状の取得促進）につながることが考えられる。

（２）これまでの文部科学省委託事業実施実績

１）平成 20 年度　免許状更新講習プログラム開発事業委託事業
２）平成 24 年度～令和２年度　特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業
３）平成 25 年度　発達障害に関する教職員の専門性向上事業（発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業）
４）平成 26 年度　発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業（発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業）
５）平成 27 年度　発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業（発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業）
６）令和元年～２年度　音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究

４．目的

本学特別支援教育特別専攻科及び教職大学院において、現職教員に対して効果的・効率的に特別支援学校教諭専修等免許状を取得させるプログラムを開発することを最終目標とした。特に本調査研究においては、その最終目標を達成させる前段階として、a. 現職教員向けに実施している特別支援教育に関する研修（本学主催／広島県・広島市教育委員会主催）を、履修証明制度等の活用による特別支援学校教諭専修等免許状取得のラーニングポイントとするための検討、b. 本学特別支援教育特別専攻科で開設している授業の一部を通学課程としての要件を満たす範囲でオンライン・オンデマンド化し、現職教員が履修しやすくするための検討、c. 特別支援学校教諭専修等免許状を効率的かつ効果的に取得できる制度を設けた場合のニーズの具体や、ラーニングポイント化が可能な（または既に導入している）研修の種類・内容についての全国調査、の３つを実施した。

これにより、本学と教育委員会との有機的な連携による、特別支援教育特別専攻科を活用した特別支援学校教員養成・採用・研修の具体的な制度的枠組みについて検討することを目的とした。また、これらの事項に加え、既に教育委員会と連携し、履修証明制度等の活用によるラーニングポイント制を導入している岡山大学や関西国際大学の事例について、関係者を講師として招聘し、教育委員会関係者や本学教員が参加する研修会を実施するとともに、講師から指導助言を受けることで、本学及び教育委員会の有機的な連携によるハイブリッドな特別支援教育教員の養成・研修の在り方について検討することを目的とした。

５．成果目標

４．で記述した調査研究の実施内容 a. ～c. それぞれについての成果目標を示す。まず、a. については、本学や教育委員会が主催している特別支援教育に関する各種研修をリストアップし、研修講師の指導助言を仰ぎながら、履修証明制度等の活用による特別支援学校教諭専修等免許状取得のラーニングポイントとするための検討を行うこととした。実現可能性についての検討に際しては、文部科学省総合教育政策局からの指導助言も仰ぎたいと考えている。成果を測定するための指標としては、w. 特別支援教育に関する各種研修を漏れなくリストアップできたか、x. リストアップされた各研修をラーニングポイント化することの可否やラーニングポイント化に向けて必要な準備の具体について、関係者の助言を仰ぎながら検討ができたか、y. ラーニングポイント化が困難な研修について、それらの困難の解消に向けた変更・工夫に関する情報を得ることができたかを指標とした。

次に前項 b. については、w. 通学課程としての要件を満たす範囲でオンライン・オンデマンド化が可能な授業科目について検討ができたか、x. 対面形式で実施する必要がある授業科目について、土日開講や集中講義等の実施により、現職教員が本務を続けながら本学の授業が履修できるための工夫の余地について検討ができたか、y. 一部オンライン・オンデマンド化に伴って必要となる物品やネットワーク環境の改善策等について検討ができたか、z. 現職教員については、特別支援教育特別専攻科生として、研修等で取得したラーニングポイントを以って本学で開設している授業科目の一部履修を免除する等の制度を設けることの可能性について検討ができたか、の４つを指標とした。

最後に、前項 c. については、全国の都道府県や政令指定都市の教育委員会に対する調査を通して、w.特別支援学校教諭専修等免許状を教員に取得させることに対してどの程度あるいはどのようなニーズや課題があるか、x. 従来通りの通学課程の場合と、一部オンライン・オンデマンド化や土日開講、研修と大学の授業科目とのハイブリッドシステムを導入した場合とでは派遣のニーズや課題に違いが出るか、y. 既に特別支援学校教諭専修等免許状の取得に向けた履修証明制度等の活用によるラーニングポイント制を導入している場合、大学の授業科目と教育委員会等が実施する研修にはどのようなものがあり、どのような組み合わせによって特別支援学校教諭専修等免許状を取得させているか、z. まだラーニングポイント制を導入していない場合、現在提供している研修のうち、どの種類や内容がラーニングポイント制に適していると考えるか、の４点について適切に検討ができたかを指標とした。

６．調査研究の具体的な取組方法

４．で記述した調査研究の実施内容 a. ～c. それぞれについての取組方法を示す。まず、a. については、広島県・広島市やその他の県・政令指定都市教育委員会担当者、研修講師に対する調査や検討会議、本件に係る研修会の実施により、現在実施している現

職教員向けの特別支援教育関連研修を全てリストアップし、それぞれをラーニングポイント化することの可否及びその判断基準の検討、ラーニングポイント化するために必要な準備の具体の把握についての検討を行うことであった。

次に前項 b. については、検討会議により、オンライン・オンデマンド化・土日開講・集中講義による実施が可能／不可能な科目の選定を行うとともに、特にオンライン・オンデマンド化を行うに際して必要となる物品やネットワーク環境の整備等のリストアップを行うとともに、ヒアリング調査や検討会議、アンケート調査により、オンライン・オンデマンド化・土日開講・集中講義の実施を困難にする要因の洗い出し、教育職員検定の単位を認定課程の単位に替えることの可能性についての検討を行うことであった。

最後に、前項 c. については、アンケート調査及びヒアリング調査により、教員に特別支援学校教諭専修等免許状を取得させることへのニーズや課題、履修証明制度等の活用によるラーニングポイント制の現状と課題、ラーニングポイント制に適した研修の種類や内容、について把握することであった。

Ⅱ．実施内容と結果

１．検討会議

本事業の検討会議を計４回実施した。概要は以下の通りである。

（１）第１回検討会議（2020 年８月６日）参加者 12 名（参加者：本学教職員）

本事業で取り組む内容及び分担についての確認を実施した。また、第２回検討会議の際に招聘する講師に依頼する講話のテーマ等について協議を行った。

（２）第２回検討会議（2020 年９月 24 日）参加者 27 名（本学教職員 14 名、教育委員会関係者 10 名、岡山大学教員３名）

現職教員を対象とした履修証明プログラムやラーニングポイント制を導入している岡山大学の関係者から、これらの制度についての意見聴取をするために、髙瀬　淳氏（岡山大学大学院教育学研究科教授）より、「現職教員の資質向上に寄与する岡山大学教職大学院ラーニングポイント制」をテーマにご講話いただき、その後、髙瀬　淳氏、梶井一暁氏（岡山大学大学院教育学研究科教授）、小林万里子氏（岡山大学大学院教育学研究科准教授）と本学側の参加者や教育委員会関係者と質疑応答や協議を行い、ラーニングポイント制導入の背景や導入に向けてのポイント、課題、成果等についての意見を聴取した。

岡山大学では、平成 30 年度文部科学省教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（現職教員に対する研修講座・公開セミナー等の修了により教職大学院において単位を授与する制度の導入・プログラム開発）を受託し、大学院教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)においてラーニングポイント制を導入した。ラーニングポイント制として単位授与の対象となる教員研修は、独立行政法人教職員研修機構、岡山県教育委員会、岡山市教育委員会の教職員及び大学院教育学研究科教職実践専攻、岡山大学教師教育開発センターの教員が主要メンバーとして計画･実施に関与し、同専攻の教育水準を満たすものとしている。この教員研修の一部（資料Ａの Ａ群科目）が単位認定の対象となり、これらが認定されれば教職課程認定（専修免許状）を受けた教職大学院の選択科目「教育実践演習」（最大計 16 単位）として単位が授与される仕組みとしているとのことであった。

また、教員研修の質の担保として岡山大学が重要視していたのは「体系的な省察的実践」であった。これは、日々教師が行う教育実践において、持続的かつ計画的に省察し、実践を改善し、効果の再検証を行うなど、システマチックに実践の改善を図るものである。そのためには、意図的で継続的な教員研修が必要になる。すなわち、学校現場での経験の単なる積み増しでは、アクションリサーチを有効に進めることが難しいため、学校現場だけでなく、岡山大学の教員が積極的に関与した「体系的な省察的実践」としての教員研修を単位授与の対象として位置づけているとのことであった。

さらに、単発の研修ではなく、研修後の職場実践を促す「研修転移」の考えを踏まえ、ラーニングポイント制を導入した教育研修では、そこで学んだ内容を学校現場で実践し、

一定期間を経て、また研修の場に持ち帰って検討する「持ち帰り型の研修」を導入するなどの工夫も行っているとのことであった。

このように岡山大学では、現職教員を対象とし、独立行政法人教職員研修機構、岡山県・岡山市両教育委員会との連携を深め、ラーニングポイント制を積極的に導入していた。履修証明プログラム受講者や教職大学院在籍者については、両教育委員会・教育センターで実施する研修を受講した内容について、講習や授業の中でディスカッションし、さらに掘り下げることを以って学びの質の保障をしており、加えてレポート等を課すことにより、大学の講義以外での学びに関してラーニングポイントを付与し、そのポイントを一定数蓄積させることで単位化につなげていることが分かった。

（３）第３回検討会議（2020 年 10 月 16 日）参加者 12 名（参加者：本学教職員）

本事業の進捗状況の確認と今後の予定についての確認を実施した。

（４）第４回検討会議（2020 年 12 月 24 日）参加者 12 名（参加者：本学教職員）

本事業の進捗状況の確認と今後の予定についての確認を実施した。

（５）第５回検討会議（2021 年２月 18 日）参加者 15 名（参加者：本学教職員 12 名、教育委員会関係者２名、講師１名）

2017 年より特別支援教育分野の履修証明プログラムを導入している関西国際大学の関係者から、本制度についての意見聴取をするために、中尾繁樹氏（関西国際大学教授）より、「職業実践力育成プログラムについて(BP)」をテーマにご講話いただき、その後、本学側の参加者や教育委員会関係者と質疑応答や協議を行い、履修証明プログラム実施の背景や実施に向けてのポイント、課題、成果等についての意見を聴取した。

関西国際大学では、現職教員向けの公開講座を実施し、特別支援教育の中核を担うミドルリーダーの育成に注力し、さらに学びを深めたい意欲のある教員を中心に履修証明プログラムの受講を推奨し、プログラムの内容の一部を大学院の授業と接続させることにより、意欲の高い現職教員の大学院入学を促すという戦略をとっている（資料 B）ことが明らかになった。大学院との接続という意味では、岡山大学の戦略と類似しているところがあった。関西国際大学の大学院は、特別支援学校教諭免許状の課程認定を有していないにもかかわらず、こうした公開講座や履修証明プログラムを契機に例年 20 名程度の大学院進学希望者がいるとのことであった。

関西国際大学の教員を主な対象とした履修証明プログラム「職業実践力育成プログラム」では、Table 1 のように、基礎研修、専門研修、実地研修、講演会・シンポジウムへの参加、巡回指導、研究会での指導助言で構成される「リトレーニングプログラム」と、大学院で開講されている授業科目（複数科目を選択科目として準備）とを連携させ、リトレーニングプログラムと関連する授業科目の履修の双方をもって履修証明書を発行する仕組みとすることにより、学びを深化させるとともに、先述した大学院との接続などを図りやすくするための工夫を行っていることが分かった。なお、「職業実践力育成プログラム」では、計 120 時間をもって履修証明書を授与するとのことであった。

Table 1　関西国際大学「リトレーニングプログラム」の内容（中尾繁樹教授講話資料より）

【基礎研修】（15 回×2 コース）

Ａ　相談援助力コース（全 15 回）

・「基本的な考え方」各領域　　3 回
・「援助的態度」各領域　　6 回
・「面接技術の習得」各領域　　6 回

Ｂ　リスクマネジメントコース（全 15 回）

・リスクマネージメントとは
・社会福祉施設におけるリスクマネージメント
・組織全体のマネージメントプロセス
・家族とのパートナーシップ
・事故原因の分析と対応策の考え方
・児童養護施設でのリスクマネージメントと事例①、②
・保育所等でのリスクマネージメント
・乳幼児の事故予防
・保育園における危険予知トレーニング
・老人施設におけるリスクマネージメントと事例①、②
・保護者とのトラブル
・介護者のトラブル
・まとめ

【専門研修】（各 5 回×2 領域）※①か②を選択

①保育教育領域　　5 回
②高齢者福祉領域　　5 回

【実地研修】（全 5 回）

・社会福祉法人ＥＧＦ
・汐江ふたば保育園
・尼崎市内老人施設

【講演会・シンポジウム】

・夜間講座（特別支援教育）24 回
・シンポジウム　1 回

【近隣の市内学校・園への巡回指導】（10～20 回）

【近隣の市で実施する教員研究会への指導助言】

2．特別支援学校教諭免許状取得のラーニングポイント化の検討

現職教員については、特別支援教育特別専攻科生として、研修等で取得したラーニングポイントを以って本学で開設している授業科目の一部履修を免除する等の制度を設けることの可能性について検討を行った。先述の通り、岡山大学では、独立行政法人教職員支援機構や岡山県・岡山市教育委員会との連携により、各教育委員会や教育センタ

ーで実施する研修に、現職教員である履修証明プログラム受講者や教職大学院在籍者を参画させ、その内容を大学に持ち帰り、大学教員や他の受講者・大学院生と共にディスカッションを重ねることにより、学びを深め、その事実を以ってラーニングポイントを付与し、一定数蓄積されると単位化できる仕組みを整備していた。

本事業では、現職教員である履修証明プログラム受講者や本学特別支援教育特別専攻科生に対するラーニングポイント制導入可能性について検討することが１つのミッションであったが、広島県、広島市、大学所在地である東広島市との協議を重ね、相互の役割を明確化し、現職教員にラーニングポイントを付与する条件整備をしていく必要がある。また、単位化にあたっては、単に修了に必要な単位と位置付けるのではなく、特別支援学校教諭免許状の取得につながる単位にすることが、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上に寄与することであり、教育委員会側も強く望んでいることである。単位化に関しては、課程認定にもかかわる事項であるため、今後、文部科学省とも協議をしながら、ラーニングポイントをどのように単位化し、それを特別支援学校教諭免許状の取得につなげていくかについての協議を深めていく必要がある。

3. 授業の一部オンライン･オンデマンド化の検討

本件については、a. 制度上、通学課程として何単位までオンライン・オンデマンド化が可能かについての検討、b. 通学課程としての要件を満たす範囲でオンライン・オンデマンド化が可能な授業科目や対面形式で実施する必要がある授業科目、双方を合わせたハイブリッド型による授業科目の検討、c. 土日開講や集中講義等の実施により、現職教員が本務を続けながら本学の授業が履修できるための工夫の余地についての検討、d. 一部オンライン・オンデマンド化に伴って必要となる物品やネットワーク環境の改善策等についての検討の４つを実施した。

（１）制度上、通学課程として何単位までオンライン・オンデマンド化が可能かについての検討

特別支援教育特別専攻科の修了要件においては、学部とは異なり、授業の方法による修得単位数の制限は設けられていないことが明らかとなった。また、大学におけるメディア授業を含む「授業の方法」については、大学設置基準第二十五条で以下のように定められており、大学院についても、大学院設置基準第十五条でこの規定が準用されている。特別支援教育特別専攻科については明記されていないものの、大学院と同様に、この規定が準用されるものと考えられる。

(授業の方法)
第二十五条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下略)

ただし、大学については、大学設置基準第三十二条により、メディア授業による修得単位数の上限が以下の通り定められている。

(卒業の要件)
第三十二条　卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。(中略)
５　前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

一方で、大学院については、大学院設置基準第十六条の中で、メディア授業に関する制限については、修了要件の記載が特に設けられておらず、特別支援教育特別専攻科においても大学院の場合と同様、制限は設けられていないと解釈できるものと考えられる。

(修士課程の修了要件)
第十六条　修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。(以下略)

これらの情報を総合すると、学部（通学制）の場合、卒業要件 124 単位中、60 単位までをメディア授業による修得が可能、大学院の場合、修了要件 30 単位すべてをメディア授業により修得が可能（ただし、特に大学院の場合、必要な研究指導を受けなければならない）であることが明らかとなった。これらの情報を基に、本学特別支援教育特別専攻科における授業科目のオンライン・オンデマンド化の可能性を検討した。なお、本学特別支援教育特別専攻科には、基礎免許状のみ保有する者に対して特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体・病弱）を取得させる知的障害教育領域コースと、既有の特別支援学校教諭一種免許状を専修免許状に上申する特別支援教育コーディネーターコースの２種類があるが、本事業では、まずは特別支援学校教育実習を必要としない特別支援教育コーディネーターコースのオンライン・オンデマンド化の検討を実施した。

（２）オンライン・オンデマンド化が可能な授業科目や対面形式で実施する必要がある授業科目、双方を合わせたハイブリッド型による授業科目の検討

オンライン・オンデマンド化を検討するにあたっての基本方針は以下の Table 2 の通りである。また、科目ごとの検討結果を特別支援教育コーディネーターコースの教育課程（案）として Table 3 に示した。

Table 2　オンライン・オンデマンド化の可否を検討するための基本方針

- 修了要件である 30 単位全てを遠隔で実施できる可能性
- 研究指導を適切に行うための科目も遠隔で実施できる可能性
- 対面が適切と考えられる科目とその授業時数の確認
- 土日夜間開講の実現可能性の検討
- ハイブリッド型科目設置の可能性の検討
- オンライン・オンデマンド授業実施にあたり、本学で導入しているオンライン学習支援システム（Blackboard Learn）や Microsoft Teams で対応できるかの確認

Table 3　特別支援教育コーディネーターコース　教育課程（案）

科目区分		授業科目	開設単位数	要修得単位数	
				必修	選択
必修科目		特別支援教育論	2	14	
		特別支援教育コーディネーター論	2		
		コミュニケーション障害教育方法論	2		
		重複障害教育方法論	2		
		LD 等教育方法論	2		
		特別支援教育研究Ⅰ（土日）	1(3d)		
		特別支援教育研究Ⅱ（土日）	1(3d)		
		特別支援教育特別研究（土日）	2(6d)		
選択必修科目	視覚障害教育領域	視覚障害教育方法論Ⅰ（対 6+遠 9）	2(1-2d)	6	10
		視覚障害教育方法論Ⅱ	2		
		視覚障害診断・評価法	2		
	聴覚障害教育領域	聴覚障害教育方法論Ⅰ	2		
		聴覚障害教育方法論Ⅱ（対 8+遠 7）	2(2d)		
		聴覚障害診断・評価法	2		
	知的障害教育領域	知的障害教育方法論Ⅰ	2		
		知的障害教育方法論Ⅱ	2		
		知的障害診断・評価法	2		
選択科目		肢体不自由教育方法論（対 8+遠 7）	2(2d)		
		病弱教育方法論（対 8+遠 7）	2(2d)		
発展科目		特別支援教育コーディネーター実践演習	2		
		特別支援教育コーディネーター臨床演習	2		
		特別支援教育ファシリテーション演習	2		
計				30	

注１：選択必修科目は、視覚障害教育領域、聴覚障害教育領域又は知的障害教育領域のいずれか一つの領域から６単位を修得すること。

注２：「発展科目」の履修単位は免許状取得のための単位には含まれない。

「授業科目」に下線が引かれた科目は、オンライン・オンデマンドで実施可能な科目、下線部が引かれていない科目は、対面で実施する科目である。科目名に（土日）と特記されているものは、土日開講、特記のない科目は昼間または夜間開講、（対〇+遠〇）と特記されているものは、ハイブリッド型の授業であることを示し、試験を除く 15 時間中、対面で実施する時間数とオンライン・オンデマンドで実施する時間数それぞれの内数を示している。

また、「開設単位数」に下線が引かれた科目については、特にハイブリッド型で履修する学生向けのものであることを示している。なお、単位数に（〇d）と書かれている部分は、全授業のうち、対面で実施する日数を示している。１日当たりの授業回数は４～５回を標準として想定している。

（３）一部オンライン・オンデマンド化に伴って必要となる物品やネットワーク環境の改善策等についての検討

本学情報メディア教育研究センター職員からの聞き取り調査によると、本学では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のみならず、高等教育機関における新たな学びの提供の在り方を検討した結果、教育のデジタル化・リモート化、国内外の大学や企業とも連携した遠隔・オンライン教育の推進などの喫緊の課題に対応するため、情報メディア教育研究センターの部門を再編・新設し、教育カリキュラムに数理・データサイエンス・AI を導入する企画・立案や、本学が目指す国際化（グローバルキャンパス）に対応できる次世代オンライン教育環境の構築を担う構想がある。特に、以下の内容については、本事業におけるオンライン・オンデマンド化による教育カリキュラムの展開とも関連する事項と考えられる。

・本学のグローバル戦略に対応するため、MOOCs や COIL 等を活用した質の高いオンライン教育の企画・立案・運用
・教育学習支援センターと協働し、効果的な e ラーニングコンテンツ作成を支援
・e ラーニングコンテンツ作成支援システムの強化
・次世代オンライン教育の効果・評価に関する研究
・次世代オンライン教育システム、e ラーニングコンテンツの利用展開

大学のミッションの１つでもある地域貢献・社会貢献の観点から、これまで本学では社会人を対象とした公開講座、さらに企業エンジニアを対象とした実践教育を展開してきた。教育のデジタル化・リモート化に対応したリカレント教育の在り方としてオンライン教育を導入することにより、幅広く多くの地域及び社会人に実践教育の場を提供することが可能となる。

さらにオンラインを活用することにより、障害のある学生の受け入れや修学支援のほか、障害のある教員を計画的に養成、特別支援学校教諭免許状の免許法認定講習や発達障害の履修証明プログラムを展開することも可能となる。また、外国政府から要請されている外国人の特別支援教育教員養成を推進する取組も可能となるとのことであった。

本学では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のための自粛要請下において、オンライン授業等による教育活動の継続を検討するために設置された「COVID-19 対応授業実施検討タスクフォース」において、情報メディア教育研究センターの教職員が中心となり、オンデマンド授業のための学習支援システム（LMS）や動画管理配信システム（VOD）、双方向授業のための Web 会議クラウドサービス（Microsoft 365）について、利用拡大に伴うリソース調整や運用の安定化に努めた。

加えて、講習会を開催し、効果的かつ有効なオンライン授業の実施方法や授業コンテンツの作成・提供の方法などの周知を行った。すべての授業がオンラインで実施される中、これまで LMS や VOD、Web 会議システム等に縁のなかった教員や学生への利用支援を通して、日常的に 10,000 名以上が利用する状態となっており、オンライン・オンデマンド環境における教育基盤構築の基礎的準備は整っているとのことであった。

４．都道府県及び政令指定都市教育委員会を対象としたアンケート調査の結果

全国の都道府県及び政令指定都市教育委員会 67 ヵ所に対して調査を実施したところ、36 の回答を得た（回収率 53.7%）。以下、本調査結果について報告する。

（１）特別支援学校教員以外の教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施状況

１）実施形態別による研修実施状況の結果

特別支援学校教員以外の教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施状況に

設問	N	%
a.初任者研修の内容に組み込む	34	100.0%
b.５年目，10年目などの中堅者・ベテラン者の資質向上研修に組み込む	28	82.4%
c.管理職研修に組み込む	31	91.2%
d.特別支援学級担任対象の研修を設けている	33	97.1%
e.通級指導教室担当者対象の研修を設けている	32	94.1%
f.その他	19	55.9%
無回答・無効回答	0	0.0%

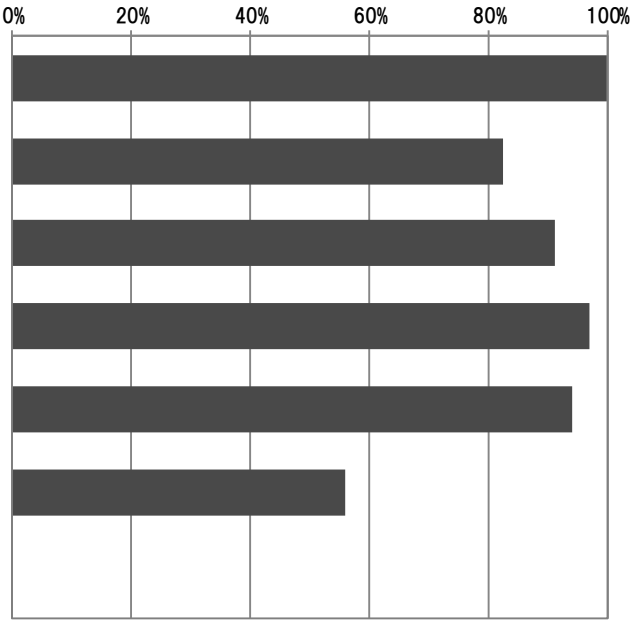

※%は選択率

Fig. 1 特別支援学校教員以外の教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施状況（複数回答）

ついて尋ねたところ、Fig. 1 のような回答を得た。「その他」や「無回答・無効回答」以外の設問については、いずれも実施率が 80%を超えていた。

詳細を見てみると、「初任者研修の内容に、特別支援の内容を組み込んでいる」と回答した教育委員会は 100%であった。次に、「特別支援学級担任対象の研修に組み込む」、「通級による指導担当者対象の研修に組み込む」、「管理職研修に組み込む」、の順に実施率が高く、いずれも 9 割を超えていた。「その他」や「無回答・無効回答」を除いて最も実施率が低かったのは、「中堅者・ベテラン者の資質向上研修に組み込む」、であったが、実施率は 82.4%と 8 割を超えており、教育委員会は、小中学校における特別支援教育を推進するために研修を重視している状況が把握できた。

2）特別支援学校教員以外の教員を対象とした特別支援教育に関する研修の内容

特別支援学校教員以外の教員を対象とした特別支援教育に関する研修の具体的内容として教育委員会が実施している具体的な内容の記述回答を以下に示す。

・希望研修としての教職員対象の研修を設けている
・養護教諭、栄養教諭、学校事務職員に係る研修講座に位置付けて実施している
・認定こども園、幼稚園担当者対象の研修を設けている
・希望する教職員
・特別支援教育コーディネーターの研修を設けている
・事務職員対象の研修
・夏期集中セミナーと称し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員を対象に研修を設けている。
・全校種を対象とした研修、事務職研修、保育者基礎研修
・専門研修、特別支援教育ミドルリーダー養成研修、センター的機能研修
・希望する教職員を対象とした研修を設けている
・保育園、幼稚園を含む全ての校種の教職員等が希望して受講する研修
・特別支援教育に関わる講座を年に数回実施（全教職員対象）

記述回答の結果を見ると、保育園や認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の職員を対象とした、校種を幅広く設定した教職員対象の研修や、養護教諭や栄養教諭、学校事務員など、一般教諭以外の教職員を対象とした研修、専門研修、特別支援教育ミドルリーダー養成研修、センター的機能研修など、教員のキャリアや役割に応じた研修、保護者対応に関する研修など、実態に応じた研修が実施されている状況が把握できた。

3）初任者研修において取り扱っている特別支援教育に関する具体的内容

初任者研修において教育委員会が取り扱っていると回答した特別支援教育に関する具体的な研修内容を以下に示す。なお、項目の横に数字が書かれているものは、回答数を示す。数字がないものについては、回答数が 1 であることを示す。また、回答に関しては、それぞれのオリジナリティを重視するため、ほぼ同一の回答以外は類似していて

も同一と捉えず、紙面に反映させるようにしている。

・障害や特別な教育的支援を要する児童生徒等の理解と指導（障害特性や個の教育的ニーズに応じた指導支援）　11
・特別支援教育の基礎的な内容　10
・発達障害の基本的理解と支援の在り方　8
・学級でできる支援（一次支援）
・インクルーシブ教育システムについて　5
・合理的配慮について　5
・特別支援教育の理念・意義　5
・授業づくり（特別支援教育の視点を活かした）　4
・ユニバーサルデザインに基づく授業づくり　4
・個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用　3
・学級経営（ユニバーサルデザインに基づく）　3
・特別支援学校における訪問・体験研修　3
・個別の指導計画等の作成・活用　2
・教育相談　2
・特別な支援を必要とする児童生徒の具体的な支援について（演習）　2
・教育課程　2
・学習指導要領　2
・交流及び共同学習の意義と実際　2
・自立活動について　2
・特別支援教育における進路指導　2
・自治体における特別支援教育の現状と課題　2
・学習評価
・各教科等の指導
・特別支援学級、通級指導教室の対象児と教育課程の編成について
・先輩教諭の指導参観及び実践発表受講、実践報告
・特別支援学校における体験研修
・自立支援推進校（高等学校）の見学「ともに学び、ともに育つ」教育のあり方
・就学指導の仕組み
・ABC 分析
・通常の学級でできる支援
・通常の学級における特別支援教育
・特別支援学級の授業づくり
・特別支援学級における教育課程の編成
・特別支援教育の進め方（特別支援学級）

・特別支援学校参観（授業参観・施設見学等）
・学習指導案
・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
・防災教育
・道徳
・生徒指導
・教材教具
・人権
・研究授業
・校内支援体制の充実に向けて

それぞれの設問に対する具体的な記述の内容から、初任者研修において取り扱っている特別支援教育に関する内容として、特別支援教育の理念や視点、意義、現状、概要といった特別支援教育の基本について取り扱っているとの回答が多かった。具体的な特別支援教育の内容については、「授業のユニバーサルデザイン」や「合理的配慮」、「授業づくり」などの特別支援教育を通常の学級において推進するための内容が多かった。また、取り扱う障害種については「発達障害」がほとんどであり、他の障害種についての回答はほぼ見られなかった。

４）中堅者・ベテラン者対象の研修において取り扱っている特別支援教育に関する具体的内容

中堅者・ベテラン者対象の研修において教育委員会が取り扱っていると回答した特別支援教育に関する具体的な研修内容を以下に示す。なお、項目の横に数字が書かれているものは、回答数を示す。数字がないものについては、回答数が１であることを示す。また、回答に関しては、それぞれのオリジナリティを重視するため、ほぼ同一の回答以外は類似していても同一と捉えず、紙面に反映させるようにしている。

・発達障害の理解と支援（学習障害、知的障害、自閉症・情緒障害）　６
・インクルーシブ教育システムの構築・推進　４
・特別支援教育の概要　４
・特別支援教育における指導・支援の実際　２
・通常の学級における特別支援教育（授業づくり、学級経営）　２
・合理的配慮　２
・アセスメントと支援
・中堅教諭研修講座の選択研修として
・個別の支援計画の作成について
・レディネスを生かした子供の支援～障害特性に応じた具体的な支援方法
・子供の発達を支える支援のデザイン～行動分析から
・ケース会議の実際

・「ともに学び、ともに育つ」教育の在り方、共生社会に向けた支援教育の推進
・就学指導の仕組み
・授業のユニバーサルデザイン
・ABC 分析
・初任研の内容をベースに自身の取り組みを振り返る
・ICF
・子供の理解と対応、二次障害など
・特別支援教育の動向について
・個別の指導計画を活用した授業づくり
・教育課程編成の具体的な考え方
・学習面、行動面に関する指導のあり方
・アセスメントと指導・支援の実際
・〇〇県総合教育センターで実施している専門研修の中から、選択研修として特別支援教育関係の研修（13 講座）を設定
・特別支援学校に学ぶ体験型研修会
・特別支援教育と教育計画（新任教務主任）
・授業づくり、児童生徒理解
・中堅教諭対象(全校種)：「特別支援教育の充実」
・特別の教育課程
・障害の特性
・特別支援教育と生徒指導や進路指導との関連
・発達障害に起因する生徒指導上の問題について（研究協議）
・〇〇県の特別支援教育の現状と課題
・研修対象者の研修ニーズに応じて、所属校で講義・授業研究等を計画・実施
・特別支援教育の推進と発達障害の理解
・教育課程の編成とカリキュラム・マネジメント
・特別な教育的支援の実際
・ユニバーサルデザインに基づく学級経営
・交流及び共同学習の充実
・自立活動の充実
・授業公開（ICT の活用等）
・教科等研修理論編（選択研修）
・知的障害における各教科（自立活動、合わせた指導への置き換え可）
・優れた授業、実践に学ぶ（事業所体験）
・教育相談・生徒指導における特別支援教育に関する内容
・高等学校の通級について

・教職６年次研修の選択講座の中で、特別支援教育に関わる講座（動画にする）を１講座選択できる
・「インクルーシブな学校づくり～交流及び共同学習とチーム支援～」（５年経験者研修講座）
・「インクルーシブな学校づくりの推進」（中堅教諭等資質向上研修講座）
・「インクルーシブな学校づくり向けて～高等学校での取組～」（15 年経験者研修講座・25 年経験者研修講座）

中堅者・ベテラン者対象の研修においては、「インクルーシブ教育」「通常の学級における特別支援教育」「特別支援教育の概要」など初任研で扱っている内容と同じ研修内容に加え、「アセスメント」や「生徒指導上の問題」、「就学指導」など、学校単位で取り組む内容についての研修が新たに見られた。このことから、中堅者・ベテラン者に対しては、特別支援教育に関する知識を深めるだけでなく、学校内で中心となって特別支援教育を推進する人材になってもらいたいという意図が感じられた。また、発達障害についても、それぞれの障害の特性についての内容が研修で取り扱われており、障害についてもより細かな知識を求めている状況がうかがえた。

５）管理職対象の研修において取り扱っている特別支援教育に関する具体的内容

管理職対象の研修において教育委員会が取り扱っていると回答した特別支援教育に関する具体的な研修内容を以下に示す。なお、項目の横に数字が書かれているものは、回答数を示す。数字がないものについては、回答数が１であることを示す。また、回答に関しては、それぞれのオリジナリティを重視するため、ほぼ同一の回答以外は類似していても同一と捉えず、紙面に反映させるようにしている。

・これからの特別支援教育のあり方
・特別支援教育の視点からの学級経営
・〇〇市の就学支援について
・〇〇市の特別支援教育の現状
・人的環境のユニバーサルデザイン化を目ざした校内支援体制の構築
・特別支援学校における体験研修
・特別支援教育推進のための校長の役割について
・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
・就学指導の仕組み
・インクルーシブ教育
・授業のユニバーサルデザイン
・ABC 分析
・特別支援教育校内体制の在り方
・特別支援学級等設置校の運営
・ケーススタディ

・管理職対象の研修については希望を受けて実施または適任の講師の紹介
・発達障害の理解など
・今後の特別支援教育について
・大学教員等による特別支援教育に関する講演
・市の特別支援教育についての周知
・各学校における特別支援教育の充実
・特別支援学級における特別な教育課程
・講話：特別支援教育の動向（新任校長研修）
・講義：特別支援学級・通級指導教室における教育課程の編成/就学支援の実際(高校・特支学校新任教頭研修）
・発達障害の理解と支援
・特別支援教育における校内支援体制づくりと関係機関との連携（高校・特支学校新任教頭研修）
・全校で取り組む特別支援教育（新任教頭）
・〇〇県の特別支援教育の現状と課題
・発達障害のある児童生徒の理解と合理的配慮
・自立と社会参加の力を培う特別支援教育
・インクルーシブ教育システム構築のための合理的配慮の提供や学習指導要領を踏まえ、学校マネジメントに生かす視点を学ぶ
・特別支援教育の基礎的事項
・合理的配慮の提供について
・初任校長対象：「特別支援教育」
・２年目教頭対象：「特別支援教育」
・特別な配慮を必要とする児童生徒への支援について
・通級指導教室について
・講師を招いて（合理的配慮について、愛着障害について等）
・学校運営における特別支援教育の視点の必要性
・校内支援体制の構築
・発達障害について
・特別支援教育の推進～管理職の視点から
・幼児期の特別支援教育（幼稚園長等）
・【講義】「インクルーシブ教育の充実に向けて～管理職が果たすべき役割～」
・個別の教育支援計画等の作成と活用
・特別な教育課程の編成について
・合理的配慮の提供
・発達障害の理解

・個別の教育支援計画、個別の指導計画について
・校内支援体制について
・新任教頭研修において、特別支援教育に係る事例研修を行っている
・本市の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の園・校長を対象として合理的配慮の提供等について講演会を行っている
・「特別支援教育について」、「障害のある児童生徒の学びの場」、「体制整備及び必要な取り組み」、「交流及び共同学習」、「県教育委員会の取り組み」等
・管理職としての特別支援教育の進め方
・校内での特別支援教育の進め方（関係機関との連携）
・支援を要する子供の理解と支援について
・個別の教育支援計画の運用等について
・保護者対応
・新任校長、新任教頭研修の中で、特別支援教育に関わる講座（動画にする）を１講座受講できる
「インクルーシブな学校づくり」（新任校長研修講座・新任副校長研修講座・新任教頭研修講座）
・学校経営にかかわる特別支援体制について（新任校長研修講座・新任副校長研修講座・新任教頭研修講座）

管理職対象の研修においては、初任者研修・中堅者ベテラン者対象の研修にも見られた特別支援教育に関する基礎的な内容に加え、「校内支援体制」や「関係機関との連携」、「学校マネジメント」、「特別支援教育の推進の在り方」といった、学校単位や教育委員会単位で行われる特別支援教育についての内容が取り扱われていた。このことから、管理職には、特別支援教育を自身の学校で充実させることはもちろん、地域で特別支援教育を推進する役割を期待しているのではないかと思われる。また、「大学教授による講演」や「市の取り組みについての周知」などの回答が見られたことから、関係機関との連携を充実させることが求められていると思われる。

６）特別支援学級担任対象の研修において取り扱っている特別支援教育に関する具体的内容

特別支援学級担任対象の研修において教育委員会が取り扱っていると回答した特別支援教育に関する具体的な研修内容を以下に示す。なお、項目の横に数字が書かれているものは、回答数を示す。数字がないものについては、回答数が１であることを示す。また、回答に関しては、それぞれのオリジナリティを重視するため、ほぼ同一の回答以外は類似していても同一と捉えず、紙面に反映させるようにしている。

・個別の指導計画の作成と活用　14
・教育課程の編成　９
・自立活動の指導　７

・個別の教育支援計画の作成と活用　7
・交流及び共同学習について　3
・特別の教育課程　3
・合理的配慮　3
・交流及び共同学習について　3
・実態に応じた授業づくり　2
・特別の教育課程について　2
・各障害における障害理解と指導支援　2
・教育課程について　2
・学習評価について
・生活面の評価について
・アセスメントについて
・各教科等を合わせた指導について
・〇〇市の目指す特別支援教育について
・将来を見通しての「教育相談」について
・通常の学級と特別支援学級との円滑な連携について
・実践報告
・就学奨励の実務手続きについて
・〇〇市の特別支援教育の現状と課題
・障害のある児童生徒の実態把握の方法
・心理検査の概要
・保護者連携について
・教材・教具の活用について
・〇〇府における支援教育の現状と課題
・子供を理解する方法と指導・支援の在り方
・個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用
・学校における合理的配慮と基礎的環境整備
・就学指導の仕組み
・ABC 分析
・障害理解と基本的対応
・学級・教室経営
・就学進路指導
・保護者・教師間の関係づくり
・指導・支援の実際
・〇〇市の支援教育について
・種別に応じた指導（知・情）→難聴・弱視等は希望制

・特別支援学級の教育課程の編成と実施
・障害のある児童生徒の理解と指導
・各教科等の実践発表と協議
・特別支援学級の役割と学級経営
・特別支援学級の教育課程
・保護者や教師間の連携の工夫
・障害のある児童生徒の就学・進路指導
・特別支援学級新担任者研修を３日間実施。（講義、障害種ごとの移動研修、演習等）
・教育課程、授業研究、障害のある児童生徒の就学、個別の教育支援計画と個別の指導計画、教育相談、事例研究など（初めて特別支援学級担任を担当する教員は悉皆）
・特別支援学級の教育課程
・個別の教育支援計画と個別の指導計画ほか
・障害特性に応じた子供理解と支援（講師：特別支援学校教諭）
・特別支援学級において、児童生徒一人一人の認知特性を踏まえ、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援がより効果的にできるようにする
・特別支援学級における知的障害のある児童生徒の自立を目指す自立活動の進め方
・教科指導
・特別支援教育の現状と課題
・特別支援学校の教育課程
・障害の定義とその特徴
・障害のある子供の授業の展開（研究協議）
・特別支援学級の授業の実際（授業参観・協議）
・一人一人を生かす学習指導と評価（授業参観・協議）
・特別支援学級新担任及び希望する担任を対象に、指導主事等の訪問による授業研究を実施
・子供の実態把握について
・学級経営・学習指導の基本
・発達障害のある子供の理解
・個に応じた指導の実際
・学習指導の振り返り
・特別支援学級の教育課程について
・〇〇県における障害者就労支援について
・特別支援学級の学級経営の実際
・特別支援学級の学級経営で抱える課題とその解決について
・特別支援学級における指導の実際
・自立活動及び各教科等を合わせた指導の授業計画づくり

・学級経営の在り方や授業づくりについて（知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒、弱視、難聴の６障害種）
・インクルーシブ教育
・障害種に応じた授業づくりのポイント
・授業づくり
・特別支援学級担当の心構え
・〇〇県の特別支援教育
・障害種別研修
・課題別研修
・特別支援学校の公開講座への参加
・特別支援教育の基礎
・特別支援教育の現状と課題
・障害のある子供についての理解と支援、校内外での啓発など

特別支援学級担任対象の研修において取り扱っている内容としては、「特別の教育課程」、「合理的配慮」、「自立活動」、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」、「評価」など、特別支援学級における指導や支援を充実させるために必要と思われる内容が多かった。また、「アセスメント」や「心理検査」なども見られ、より細かく児童生徒の実態把握を行うよう求められていることが考えられる。通常学級の担任対象の研修には見られなかった、発達障害以外の障害種の特性や授業づくりについて取り扱っていることや、「教師と保護者」や「通常の学級と特別支援学級」との連携についての内容があることは、特別支援学級担任対象の研修の特徴と考えられる。

７）通級による指導担当者対象の研修において取り扱っている特別支援教育に関する具体的内容

通級による指導担当者対象の研修において教育委員会が取り扱っていると回答した特別支援教育に関する具体的な研修内容を以下に示す。なお、項目の横に数字が書かれているものは、回答数を示す。数字がないものについては、回答数が１であることを示す。また、回答に関しては、それぞれのオリジナリティを重視するため、ほぼ同一の回答以外は類似していても同一と捉えず、紙面に反映させるようにしている。

・発達障害のある子供の理解と指導・支援の在り方　３
・指導事例に基づく実践交流　３
・自立活動　３
・通級指導教室の役割と運営　２
・個別の指導計画について　２
・個別の指導計画の実践での生かし方　２
・障害特性に応じた学習指導の進め方　２
・通級指導教室における指導の実際　２

・チーム学校として取り組む校内支援体制づくり　２
・合理的配慮　２
・教育課程と手続き
・新学習指導要領をふまえた通級の指導
・言語障害通級指導教室における事例発表と専門家による指導助言
・情緒障害通級指導教室における事例発表と専門家による指導助言
・通級指導教室の役割と指導・支援について
・通級指導教室の指導について（実践発表、授業案検討）
・レディネスを生かした子供の支援～障害特性に応じた具体的な支援方法
・子供の発達を支える～支援のデザイン、行動分析から
・〇〇府における通級指導教室の現状と課題
・情緒・言語・難聴の指導
・通級による指導の現状と課題について
・通級による指導の現場と課題解決に向けた方策について
・構音障害、吃音、難聴についての指導について（事例研修を含む）
・発達障害についての指導
・通級指導教室の役割と教室経営の在り方
・個別の指導計画の作成と活用
・通級指導教室における教室経営と指導の実際
・通級指導新担当者研修会（言語、LD 等）（年２回）
・通級指導研修会（言語コース、LD 等コース、年各１回、新担当者を除く）
・通級による指導の運営と教育課程（自立活動の指導の基本）
・言語指導
・個別の教育支援計画と個別の指導計画
・保護者とのかかわり方
・特別支援教育における通級指導教室の役割と指導について
・通級による指導において将来の社会的自立を見通した自立活動を取り入れた指導・支援がより効果的にできるようにする
・特別の教育課程
・個別の指導計画
・言語障害・難聴・情緒障害に関する講義・演習・指導法と事例検討
・LD 研修（読み書き、ICT、合理的配慮）
・高等学校における特別支援教育について
・アセスメント
・発達障害の理解と支援
・担当者、相互の授業参観と研究協議「児童生徒の実態を踏まえた指導と教材教具の

工夫について」
・「発達性読み書き障害の指導」等の指導にかかわるテーマの協議
・特別支援教育の動向に係る情報提供
・実践発表、教室運営上の課題解決等に係るグループ協議
・通級指導教室新担当者及び希望する担当者を対象に、指導主事の訪問による授業研究を実施
・特別な教育課程の編成と改善
・個別の教育支援計画等の作成と活用
・通級による指導形態や指導に実際について
・教育課程、自立活動の基礎的な理解
・通級指導教室の基本
・学習指導等の振り返り
・通級による指導相談会について
・通級指導教室の教育課程について
・言語障害通級指導教室における指導の実際
・LD/ADHD 通級指導教室における指導の実際
・言語障害通級指導教室に通級している児童生徒の理解と指導について
・LD/ADHD 通級指導教室に通級している児童生徒の理解と指導について
・通級指導教室経営の在り方や授業づくりについて（情緒・LD・ADHD 等、難聴・言語の２種）
・通級による指導を受ける児童生徒理解
・障害の特性に応じた教具や教室環境
・保護者との連携
・教育的ニーズと個別の指導計画等への反映
・指導案作成
・授業研究会
・事例検討会
・新たに通級の指導を担当する教員に、全４回の研修を実施
・言語障害のある児童・生徒の指導と支援
・心理検査の理解と指導への生かし方
・担任や保護者との協働
・高等学校における通級指導について
・高等学校における特別支援教育の取組について
・特別支援教育を推進するための校内支援体制づくりについて
・高等学校における通級指導教室の運営について
・教育的ニーズのある生徒のためのキャリア支援

・高等学校におけるこれからの通級指導教室の在り方
・これからの通級指導教室（情緒）の在り方
・発達障害のある児童・生徒の行動理解と成長を促す支援の在り方
・これからの通級指導教室（言語）の在り方
・言語障害のある児童・生徒の実態と指導の充実
・ディスレクシアなどの発達障害全般についての専門性向上研修

通級による指導担当者対象の研修において取り扱われている内容としては、特別支援学級の教員を対象とした研修と同じ内容（発達障害、子供の理解、自立活動など）が多かった（全く同じと回答した教育委員会が４ヵ所）。このことから、通級指導教室で求められる専門性は特別支援学級のそれと共通するものが多いことが考えられる。また、言語障害に関する障害特性や指導方法についての内容が他よりも多く、これらの内容が通級指導教室に求められていると考えられる。

８）「その他」として取り扱っている特別支援教育に関する研修の具体的内容

その他として教育委員会が取り扱っていると回答した特別支援教育に関する具体的な研修内容を以下に示す。なお、項目の横に数字が書かれているものは、回答数を示す。数字がないものについては、回答数が１であることを示す。また、回答に関しては、それぞれのオリジナリティを重視するため、ほぼ同一の回答以外は類似していても同一と捉えず、紙面に反映させるようにしている。

・発達障害の理解と支援（学習障害、知的障害、自閉症・情緒障害）２
・通常の学級における特別支援教育（授業づくり、学級経営）２
・特別支援教育コーディネーターの役割　２
・障害理解啓発推進研修に当事者等による願いや経験の講演
・支援教育実践研修（障害種別研修）：障害特性の理解と指導・支援の方法
・支援教育コーディネーター研修：〇〇府における支援教育地域支援体制の現状、コンサルテーションの方法、発達障害の特性に関する最新の知見、心理検査等の結果に基づく指導・支援
・夏季休暇中等の期間に実施
・その時々の話題になっていないことをテーマに（その授業のユニバーサルデザイン化とか合理的配慮とか）
・特別支援教育コーディネーター対策の研修（特別支援教育コーディネーター概論、校内体制の構築、関係機関との連携等）
・読み書きの困難さを捉えた子供の理解と効果的な支援
・愛着の問題を捉える子供の理解と支援について
・学級経営、生徒指導に特別支援教育のエッセンスをいかそう
・お医者さんに聞きたい～思春期の心のケアと依存症～
・セクシャルマイノリティ（LGBTQ）の子供たちへのサポート

・折れない心を育てる学級・学校づくり
・毎日が教育相談
・初任事務職員対象：「児童生徒の特性を踏まえた接し方」、特別支援教育の推進、困難さとその対応、保護者との連携について
・夏期集中セミナーと称し、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の職員を対象に研修を設けている
・新任特別支援教育コーディネーターを対象とした、校内支援体制整備等に係る研修会を実施（Ⅲ期）
・小・中学校特別支援教育コーディネーターを対象とした、校種間・学校間連携推進に係る連絡協議会を実施（県内３地区）
・高等学校特別支援教育コーディネーター等を対象とした、特別支援教育に関する講演等を実施
・全校種の教員等を対象とした、講演会を実施（県内３地区）
・希望する通常の学級担任を対象とした、授業研究を中心とした訪問型研修を実施
・特別支援教室（通級による指導）、進路指導、合理的配慮、アセスメント、検査結果の活用等
・個別の教育支援計画等の作成と活用
・関係機関との連携
・学習指導要領を踏まえた知的障害における各教科等の授業づくり
・発達検査から見える子供への指導・支援～みんなで見つける成長の芽～
・みんな過ごしやすい学級づくり
・悉皆研修として、特別支援教育コーディネーター研修を設けている他、発達障害の理解や、特別支援学級の授業づくりに関わる研修を設け、小・中学校等の教員が広く任意で受講できるようにしている
・専門研修：読み書きに困難のある子供の理解と支援、知的障害のある子供の理解と支援、重度重複障害のある子供の理解と支援、ユニバーサルデザインの学級・授業づくり
・ミドルリーダー養成研修：特別支援教育におけるリーダーシップ、校内支援体制の充実
・センター的機能研修：特別支援教育コーディネーターの専門性向上
・特別支援学校（知的障害）における授業づくり講座
・特別支援学校（肢体不自由）における ICT 活用講座
・WISC-Ⅳによるアセスメント分析講座
・疑似体験を通して学ぶ発達障害のある子供の理解と支援講座
・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた特別支援教育（授業改善のポイント）
・検査法の理解と活用

・肢体不自由のある子供の理解と支援
・知的障害のある子供の理解と支援
・病気や障害のある子供の理解と支援
・みんなで考える「発達障害のある子供への支援」
・見えにくさのある子供の理解と支援
・聴覚に障害のある子供の理解と支援
・高等学校における発達障害のある生徒の理解と支援
・多層指導モデル MIM
・医学と福祉の視点から学ぶ特別支援教育（心理検査、集団精神療法、関係機関との連携、幼児期や青年期の支援）
・発達障害のある児童生徒に対する支援
・障害種別の特別支援教育基礎講座
・夏期に実施するテーマ別の特別支援教育講座の実施
・インターネットを活用した e-ラーニング「ネット DE 研修」の配信

その他として研修で取り扱っている内容は、特別支援教育コーディネーターに関する内容が多かった。具体的なものとしては、特別支援教育コーディネーターの役割や専門性の向上に関する回答が多く、特別支援教育コーディネーターに関する研修は、他の研修とは別に独立して行われているものと考えられる。また、カウンセリングや心理検査など、高度な専門性が求められる内容や、関係機関との連携が求められる内容についても多くの記述が認められ、こうした研修については、経験年数ではなく、特別支援教育に関する高度な専門性を有する者に限定した研修か、むしろ受講対象者を定めずに広く行われている研修かのいずれかに該当するものと考えられる。

（２）調査対象となっている都道府県内の高等教育機関における特別支援教育に関する履修証明プログラムの実施状況

Fig. 2 に示す通り、教育委員会が把握している特別支援教育に関する履修証明プログラムの実施率は極めて低く、8.8%にとどまった。さらに、履修証明プログラムが実施されているかどうかが分からない、という回答が最も多く、実施していない、という回答を上回っていた。今後は、現職教員向けの履修証明プログラム自体の周知をさらに図っていくことに加え、特別支援教育に関する履修証明プログラムを実施する高等教育機関を増やす必要がある。

なお、特別支援教育に関する履修証明プログラムを実施している高等教育機関及びプログラム名の具体を尋ねたところ、長崎大学・子供の心の支援に関わる高度人材育成プログラムと西九州大学短期大学部・子供の発達と支援方法を学ぶプログラムの ２ 大学２プログラムが挙げられた。今回、本調査の協力者である関西国際大学では、2017 年より特別支援教育コーディネーター養成に関する履修証明プログラムを先駆的に立ち上げているが、具体的なプログラム名が挙げられていなかった。先述の通り、こうした

プログラムの周知を図ることも重要だが、プログラム履修後のキャリア形成の在り方についても教育委員会と連携しながら検討していく必要があると考えられる。

（３）履修証明プログラムへの期待度や今後の現職教員研修としての位置づけについて

１）履修証明プログラムに対する教育委員会の期待度

Fig. 3 は、教員養成系大学が幼小中高における特別支援教育に関する履修証明プログラムを創設する場合に教育委員会が期待する内容について尋ねた結果である。多くの項目で、「強く期待する」と「期待する」を合計すると 80%を超えていた項目は、特別支援学級担任や通級による指導担当者、通常の学級担任、特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高めることや、発達障害、情緒障害、保護者支援や自立活動、実態把握の方法、個別の指導計画・教育支援計画の作成、ICT の活用についての知識や技術を獲得することであった。一方で、特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位の取得や言語障害、視覚障害、聴覚障害についての知識や技術の獲得については、「強く期待する」と「期待する」の合計が 80%を下回っていた。

特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位の取得についての期待度が、80%を若干ではあるものの下回っていたのは意外な結果であった。その理由として、履修証明プログラムの具体的なイメージがつかめない回答者が一定数いたことが考えられる。また、都道府県教育委員会では、免許法認定講習（特別支援教育）の実施や現職教員の高等教育機関への派遣による教員免許状取得の推進を実施しており、これらの実施で十分であり、新たな制度創設へのニーズの程度が低い、もしくはこれら以外の制度の導入による混乱を懸念している状況もうかがえた。

なお、特別支援教育に関する履修証明プログラムについて、項目では挙げられていない内容で期待するものとして、次の２つの意見が寄せられた。

設問	N	%
１．　はい	3	8.8%
２．　いいえ	14	41.2%
３．　わからない	16	47.1%
無回答・無効回答	1	2.9%

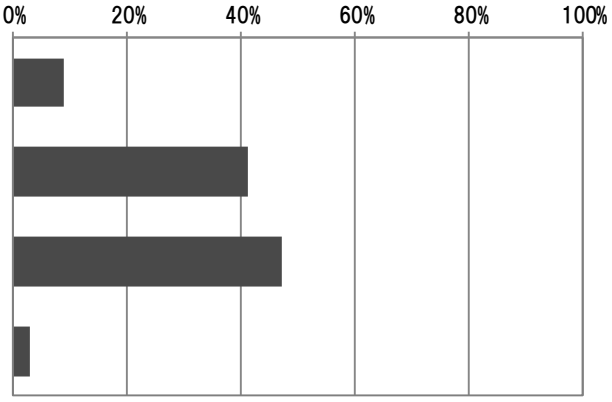

※%は構成比

Fig. 2 調査対象となっている都道府県内の高等教育機関における特別支援教育に関する履修証明プログラムの実施状況

・特別支援教育の視点を踏まえた学校組織マネジメントについて学ぶことができる
・特に、難聴（聴覚障害）や弱視（視覚障害）の特別支援学級担当者数が少数であるため、年々OJTによる人材育成が困難な状況にあり、教員養成系大学での履修証明プログラムが創設されることに強く期待している

設問	平均	強く期待する		期待する		あまり期待しない		全く期待しない		無回答・無効回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
a.特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位を履修できる	3.4	18	52.9%	9	26.5%	3	8.8%	1	2.9%	3	8.8%
b.特別支援学級担任としての専門性を高めることができる	3.5	15	44.1%	16	47.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	8.8%
c.通級指導教室担当者としての専門性を高めることができる	3.4	12	35.3%	19	55.9%	0	0.0%	0	0.0%	3	8.8%
d.通常学級担任の特別支援教育に関する専門性を高めることができる	3.6	18	52.9%	13	38.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	8.8%
e.特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高めることができる	3.5	15	44.1%	16	47.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	8.8%
f.発達障害（自閉症を除くLD・ADHD等）に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.4	13	38.2%	18	52.9%	0	0.0%	0	0.0%	3	8.8%
g.発達障害（自閉症）に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.4	13	38.2%	17	50.0%	1	2.9%	0	0.0%	3	8.8%
h.言語障害に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.1	8	23.5%	19	55.9%	2	5.9%	1	2.9%	4	11.8%
i.情緒障害に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.2	7.0	0.2	23.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.1
j.弱視（視覚障害）に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.1	8	23.5%	17	50.0%	4	11.8%	1	2.9%	4	11.8%
k.難聴（聴覚障害）に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.1	9	26.5%	17	50.0%	3	8.8%	1	2.9%	4	11.8%
l.保護者支援に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.4	12	35.3%	17	50.0%	1	2.9%	0	0.0%	4	11.8%
m.自立活動に関する知識や指導技術を身につけることができる	3.5	16	47.1%	13	38.2%	1	2.9%	0	0.0%	4	11.8%
n.事例検討を基に，障害のある子供の見方について学ぶことができる	3.4	15	44.1%	11	32.4%	4	11.8%	0	0.0%	4	11.8%
o.児童生徒の実態把握の方法と教育課程の編成について学ぶことができる	3.4	14	41.2%	15	44.1%	1	2.9%	0	0.0%	4	11.8%
p.個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成について学ぶことができる	3.4	14	41.2%	15	44.1%	1	2.9%	0	0.0%	4	11.8%
q.ICTの活用について学ぶことができる	3.4	14	41.2%	14	41.2%	2	5.9%	0	0.0%	4	11.8%
r.その他	3.0	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	33	97.1%

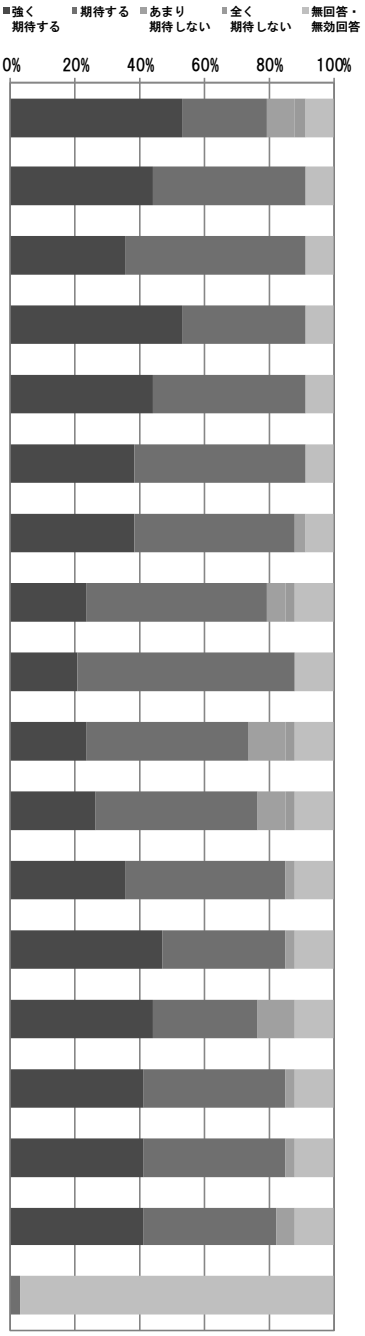

※%は構成比

Fig. 3 教員養成系大学が幼小中高における特別支援教育に関する履修証明プログラムを創設する場合に期待するプログラムの内容

設問	N	%
a.特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位を履修できる	6	17.6%
b.特別支援学級担任としての専門性を高めることができる	23	67.6%
c.通級指導教室担当者としての専門性を高めることができる	23	67.6%
d.通常学級担任の特別支援教育に関する専門性を高めることができる	18	52.9%
e.特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高めることができる	21	61.8%
f.発達障害（自閉症を除くLD・ADHD等）に関する知識や指導技術を身につけることができる	20	58.8%
g.発達障害（自閉症）に関する知識や指導技術を身につけることができる	20	58.8%
h.言語障害に関する知識や指導技術を身につけることができる	12	35.3%
i.情緒障害に関する知識や指導技術を身につけることができる	12.0	0.4
j.弱視（視覚障害）に関する知識や指導技術を身につけることができる	11	32.4%
k.難聴（聴覚障害）に関する知識や指導技術を身につけることができる	12	35.3%
l.保護者支援に関する知識や指導技術を身につけることができる	9	26.5%
m.自立活動に関する知識や指導技術を身につけることができる	15	44.1%
n.事例検討を基に，障害のある子供の見方について学ぶことができる	13	38.2%
o.児童生徒の実態把握の方法と教育課程の編成について学ぶことができる	17	50.0%
p.個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成について学ぶことができる	18	52.9%
q.ICTの活用について学ぶことができる	15	44.1%
r.その他	1	2.9%
無回答・無効回答	9	26.5%

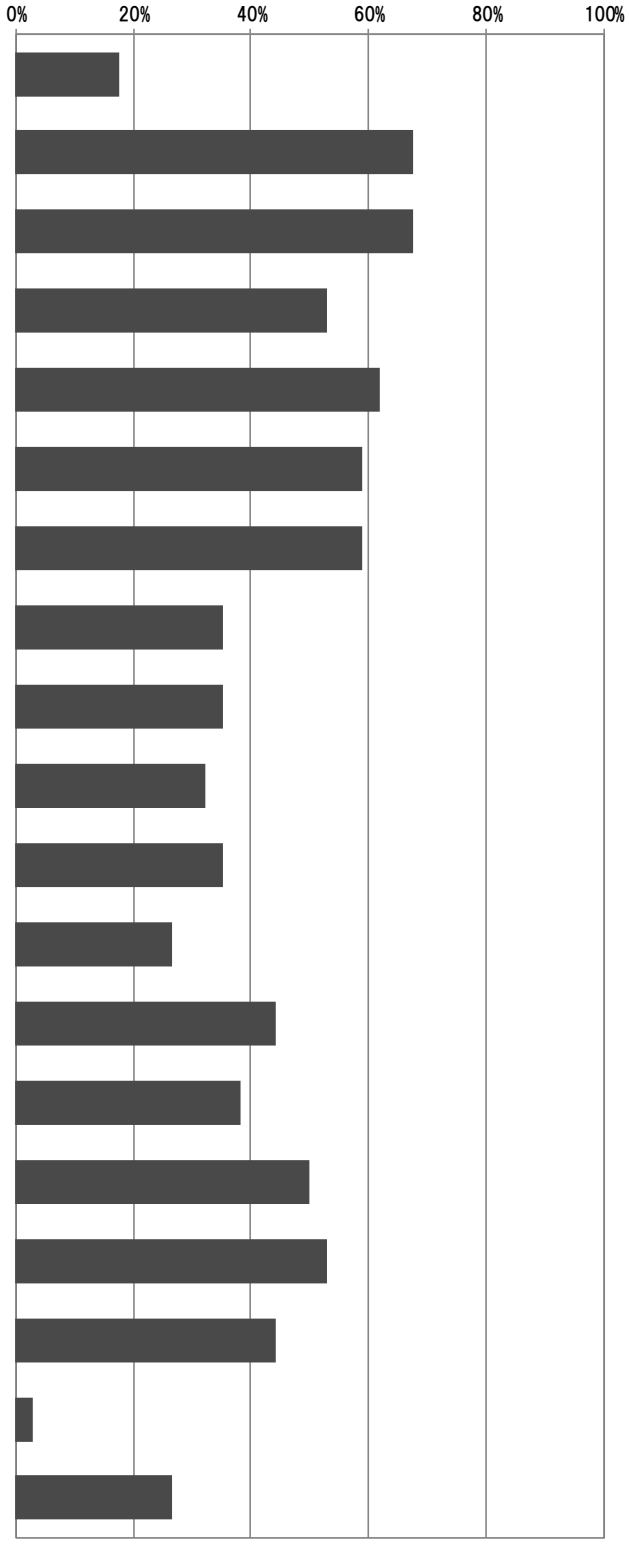

※%は選択率

Fig. 4 調査対象となっている都道府県または市の研修ですでに取り組んでいる研修内容（複数回答）

このように、教員個々の技量を高める研修のみならず、組織としてのボトムアップを狙う研修の在り方や、多数決ではかき消されやすい、視覚障害や聴覚障害の専門性を有する教員の育成に関する研修への取り組みなどについても、履修証明プログラムにおいて取り上げるべき内容と考えられる。

一方で、履修証明プログラムがどのようなものかが具体的に理解できておらず、何とも回答のしようがない、との意見もあった。特別支援教育に限らず、学校教育関連の履修証明プログラムを大学が設置する際、特にプログラムを連携して考案していく場合は、履修証明プログラム自体についての理解促進も図っていくことにより、より理論値と実践知を融合させたプログラムづくりや、受講者増加につながる、などのメリットが考えられる。

2）履修証明プログラムの内容案のうち、教育委員会がすでに現職教員研修として取り組んでいる事項

Fig.4 は、Fig.3 と同様の項目であるが、すでに教育委員会が研修として実施している内容について尋ねた結果である。実施率が高い項目については、教員養成系大学が幼小中高における特別支援教育に関する履修証明プログラムを創設する場合に教育委員会が期待する項目と多くが共通していた。ただし、Fig.1 に示す通り、特別支援教育に関する研修の実施率は高いものの、Fig.4 に挙げられている項目別に見てみると、全般的に専門性の高度化までは掘り下げられた内容とはなっていない可能性がある。中でも実施率が５割を切っている「ICT の活用」、「自立活動の実施に必要な知識や指導技術の習得」、「事例検討」、「言語障害に関する知識や指導技術の習得」、「聴覚障害に関する知識や指導技術の習得」、「情緒障害に関する知識や指導技術の習得」、「視覚障害に関する知識や指導技術の習得」、「保護者支援に関する知識や指導技術の習得」、「特別支援学校

設問	N	%
a.可能である／すでに実施している	0	0.0%
b.不可能である	1	2.9%
c.わからない	30	88.2%
無回答・無効回答	3	8.8%

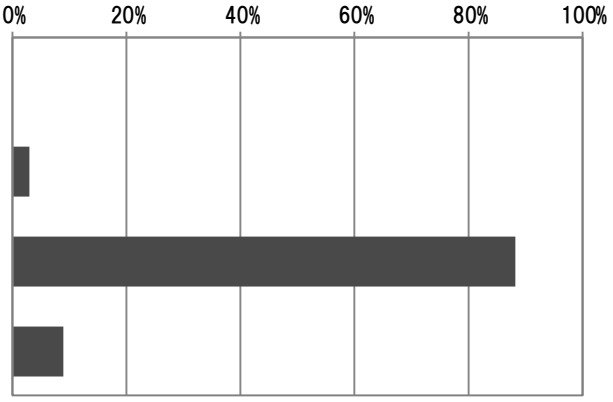

※%は構成比

Fig.5 履修証明書を保有する教員を、貴都道府県または市において特別支援教育に関する一定の専門性を持つ者として認定し、人事等に反映させられる可能性

教諭免許状の取得に必要な単位の取得」については、特別支援学校以外の校種においても必要な事項であり、かつ高等教育機関が技術転移しやすい部分であると考えられる。

3）履修証明プログラム修了者に対する人事処遇制度の有無について

Fig. 5 は、履修証明プログラムを修了し、履修証明書を保有する教員を、教育委員会が特別支援教育に関する一定の専門性を持つ者として認定し、人事等に反映させることができる可能性について尋ねた結果を示したものである。結果を見ると、「わからない」の回答数が 30 件（88.2%）と最も高く、続いて「不可能」が 1 件（2.9%）、「可能／すでに実施」が 0 件（0%）であった。

また、履修証明書を授与された教員を、都道府県または市において特別支援教育に関する一定の専門性を持つ者として認定し、人事等に反映させるにあたって壁となる事項について自由記述により尋ねたところ、以下の回答を得た。

・人事権がなく、人事課でなければ判断できない　6
・制度自体が不明である（検討に至っていない）ため何とも言えない　3
・免許の取得にまで至れば、人事に反映することはできるが、履修証明の保有のみでは難しい
・具体的な履修内容による
・履修証明書保有者を特別支援教育に関する一定の専門性をもつ者として認定を行っていないため困難
・人事に反映できるが、効果的に配置することを考えると、どこにどう配置すべきが難しそう
・〇〇市は全ての小学校（114 校）、中学校（51 校）に特別支援学級があり、選択肢が多すぎる
・当該障害種の免許を保有しているかが人事の選考基準の 1 つであり、履修証明プログラムの修了者については未検討
・本人の希望や意欲をどのように評価するか
・全国統一のカリキュラムと履修証明書がつくられ、それが人事の部署に周知されることと、何単位あれば一定の専門性があるとみなすのか、全国統一の基準の作成が必要と考える
・県内において、特別支援教育に関わる履修証明プログラムが実施されていないため、どういった内容のものが行われるのか推測することができない
・他県での活用事例や人事等に反映させる仕組とそのよさ等について不明になるため 1 個人の学びの内容が把握できないため
・制度の未普及
・履修証明プログラムが創設される際に、大学等と教育委員会で検討されるべき
・大学の状況を把握していないため、検討できない
・証明書を得るにあたってどのようなプログラムを受講し、どのような専門性をどの

程度有しているのか、具体的に把握できていない状況では判断がしづらい
・履修証明書を保有する教員を特別支援学級等の担任等として人事上に反映させることは、関係部署との調整により、課題が具体的に見えてくるものと考えるが、履修証明プログラムをどのように受講させるかという課題の方が大きいと考える（例：代員措置をとる必要があるか等の課題）
・履修証明書を保有する教員の年代や地域等が考えられる
・壁ではないが、学校人事課との連携が必要
・「人事等に反映」の人事等の範囲に採用は含まれない
・人事上の配置や給与面においては、教職の経験と実績に基づいて反映させている

履修証明書を保有する教員を、「専門性を持つ者」として認定するにあたって課題となる理由として、「履修証明制度に関する問題」と「人事の問題」の２つが挙げられた。「履修証明制度に関する問題」としては、履修証明の制度自体が周知されていない、あるいは地域では実施されていないことや、受講修了者に対してどの程度の専門性が担保されるかが可視化されていないこと、専門性担保の評価と直結する教員免許状と履修証明書がどのように関係しているかどうかが明確ではないことが挙げられる。

人事の問題として、教員の異動や配置に関しては、年齢や経験、実績、１つの学校への在籍年数等を考慮して行われるため、履修証明書のみで人事に反映させることは困難との意見があった。また今回は、教育委員会の特別支援教育関連部署を対象に調査したため、人事課ではないので権限がない、人事課との連携が必要といった回答も多かった。

（４）特別支援教育に携わる現職教員の大学院・特別支援教育特別専攻科への派遣状況

１）現職教員を派遣する高等教育機関の教育課程

Fig. 6 は、特別支援教育に携わる現職教員を大学院や特別支援教育特別専攻科（以下、大学院等）へ派遣しているかについて、Fig. 7 は、その場合、どの教育課程に派遣しているかについて尋ねたものである。80%以上の教育委員会が、教員を大学院等へ

設問	N	%
a.はい	28	82.4%
b.いいえ	6	17.6%
無回答・無効回答	0	0.0%

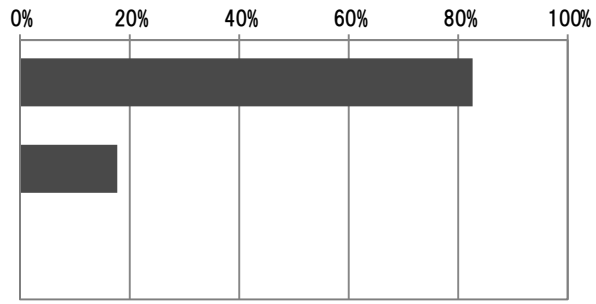

※%は構成比

Fig. 6 調査対象となっている都道府県または市における特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）の大学院や特別支援教育特別専攻科（以下、大学院等）への派遣状況

派遣していることが明らかになった。また、派遣先で最も多かったのは教職大学院であり、全体の約 65%を占めていた。次に多かったのは、教職員ではない従来型の大学院（29.4%)、そして特別支援教育特別専攻科（23.5%）の順であった。

設問	N	%
a.大学院（除く教職大学院）	10	29.4%
b.教職大学院	22	64.7%
c.特別支援教育特別専攻科	8	23.5%
d.科目等履修生	0	0.0%
e.その他（通信制大学等）	1	2.9%
無回答・無効回答	7	20.6%

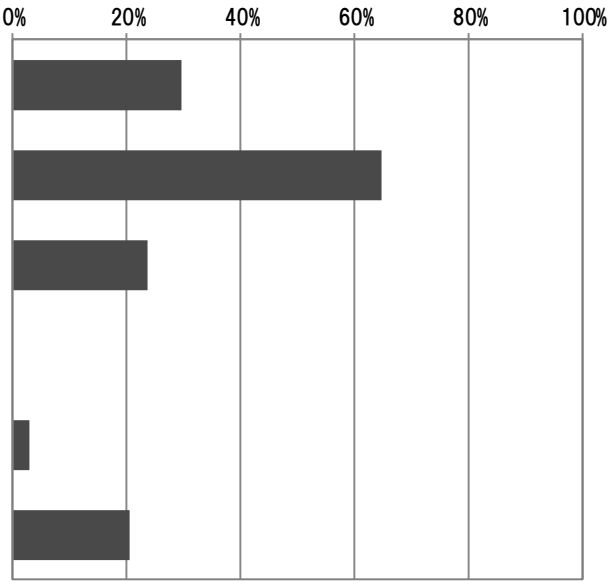

※%は選択率

Fig. 7 特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）を大学院等へ派遣している場合、派遣先の教育課程の種類（複数回答）

設問	N	%
a.特別支援学校教諭二種免許状	3	8.8%
b.特別支援学校教諭一種免許状	9	26.5%
c.特別支援学校教諭専修免許状	16	47.1%
無回答・無効回答	15	44.1%

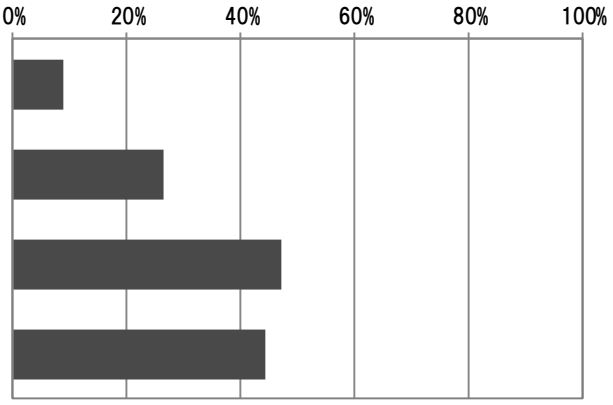

※%は選択率

Fig. 8 大学院等へ派遣した特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）が取得する特別支援学校教諭免許状の種類（複数回答）

Fig. 8 は、大学院等へ派遣した特別支援教育に携わる現職教員が取得する特別支援学校教諭免許状の種類を、Fig. 9 は、大学院等へ派遣した特別支援教育に携わる現職教員が取得する特別支援学校教諭免許状の領域を尋ねた結果である。無回答・無効回答が多く、派遣した教員が具体的にどの種類または領域の免許状を取得するかについてまで詳細に教育委員会側が把握できていないケースが多かった可能性があるため、実態と今回のデータとでは相違がある可能性があるが、教育委員会が把握しているケースに限って言及すると、種類としては専修免許状（47.1%）、一種免許状（26.5%）、二種免許状（8.8%）の順に多かった。大学院へ派遣している教育委員会の割合が多いことからも、この結果は当然と言える。

２）派遣した教員が修了時に取得する免許状の種類

また、免許状の障害種については、知的障害（55.9%）、肢体不自由（47.1%）、病弱の順（44.1%）に多く、視覚障害と聴覚障害はいずれも 17.6%と最も少なかった。これは、視覚障害、聴覚障害の領域の免許状を取得できる大学院や特別支援教育特別専攻科の数が限られていること、派遣教員の既得免許状の領域自体も、知的障害、肢体不自由、病弱が多いことが理由として考えられる。

３）大学院等へ派遣した教員の人数

Fig. 10 は、教育委員会が昨年度、特別支援教育に携わる現職教員を大学院等へ派遣した人数を、Fig. 11 は、そのうち特別支援学校教員の人数を示している。派遣人数は、０名が最も多く（26.5%）、続いて１名（23.5%）、２名（17.6%）、３名（17.6%）と

設問	N	%
a.視覚障害者に関する教育の領域	6	17.6%
b.聴覚障害者に関する教育の領域	6	17.6%
c.知的障害者に関する教育の領域	19	55.9%
d.肢体不自由者に関する教育の領域	16	47.1%
e.病弱者に関する教育の領域	15	44.1%
無回答・無効回答	15	44.1%

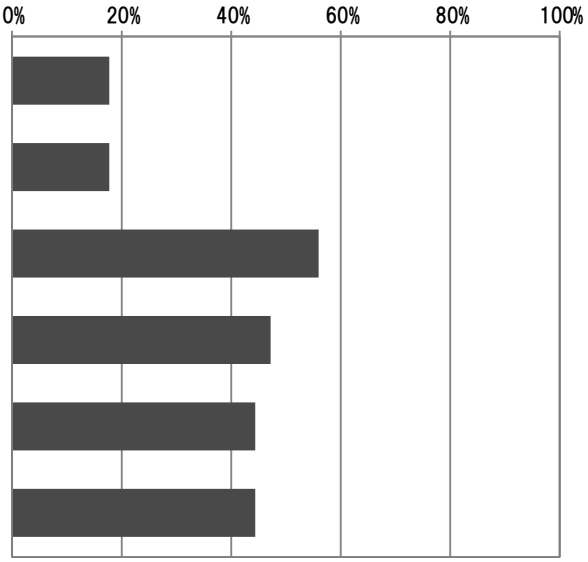

※%は選択率

Fig. 9 大学院等へ派遣した特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）が取得する特別支援学校教諭免許状の領域（複数回答）

設問	N	%
0人	9	26.5%
1人	8	23.5%
2人	6	17.6%
3人	6	17.6%
4人	1	2.9%
5人以上	2	5.9%
無回答・無効回答	2	5.9%

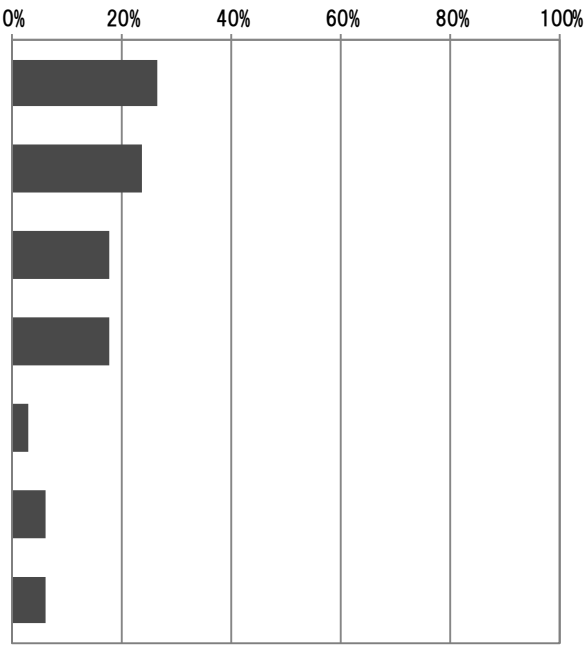

※%は構成比

Fig. 10 昨年度、特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）を大学院等へ派遣した人数

設問	N	%
0人	12	35.3%
1人	11	32.4%
2人	4	11.8%
3人	4	11.8%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
無回答・無効回答	3	8.8%

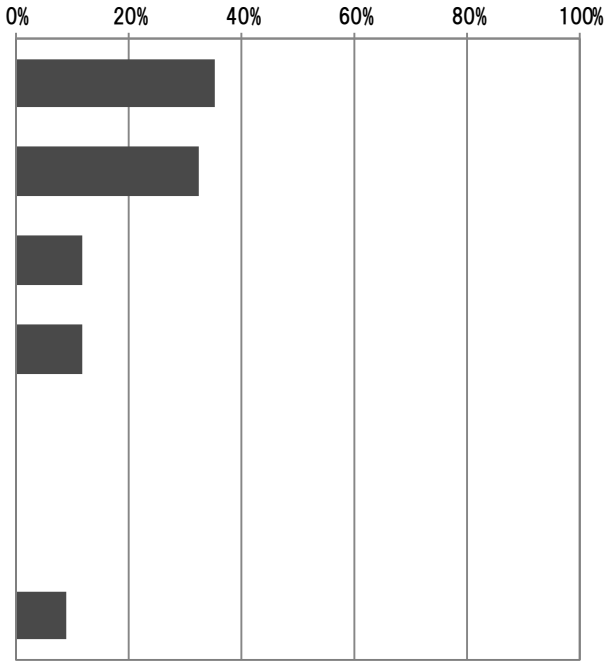

※%は構成比

Fig. 11 昨年度、大学院等へ派遣した特別支援学校教員の人数

いった具合に、概して派遣人数が多くなるほど回答率は下がっていく傾向にあった。この原因として、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上も考えられるが、予算が限られていることや、派遣できる人材が不足していることも考えられる。また、派遣した人数のうち、特別支援学校教員の占める人数についても、０名が最も多く（35.3%)、続いて１名（32.4%)、２名（11.8%)、３名（11.8%）といった具合に、概して派遣人数が多くなるほど回答率は下がっていく傾向にあった。これは、特別支援学校教諭免許状の保有率が低い特別支援学級担任や通級による指導担当者の保有率向上を目指している教育委員会が多いことが推察された。

４）教育委員会が現職教員を派遣しやすいように派遣先が工夫している／すべき事項

Fig. 12 は、特別支援教育に携わる現職教員を派遣しやすいように、派遣先の大学院等が工夫していることを尋ねた結果である。これによると、教職大学院化が最も多く（38.2%)、その他や無回答・無効回答を除くと、オンライン・オンデマンド開講（17.6%)、夜間・土日開講（11.8%）の順に多かった。また、派遣先の大学院等が工夫していることの具体的内容として、以下の回答が挙げられた。

・特別支援学校免許一種保有者が修了時に専修免許状を取得できる
・派遣先の大学院等が工夫していることはわからない
・派遣２年目は、所属校に勤務し、週に１日のみ派遣・研修

設問	N	%
a.夜間・土日開講	4	11.8%
b.オンライン・オンデマンド開講	6	17.6%
c.派遣先大学院の教職大学院化	13	38.2%
d.特別支援学校教諭二種免許状保有者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる	0	0.0%
e.特別支援学校教諭免許状を保有しない者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる	1	2.9%
f.領域追加など，修了までにできるだけ多くの領域の免許状が取得できる	1	2.9%
g.その他	7	20.6%
無回答・無効回答	8	23.5%

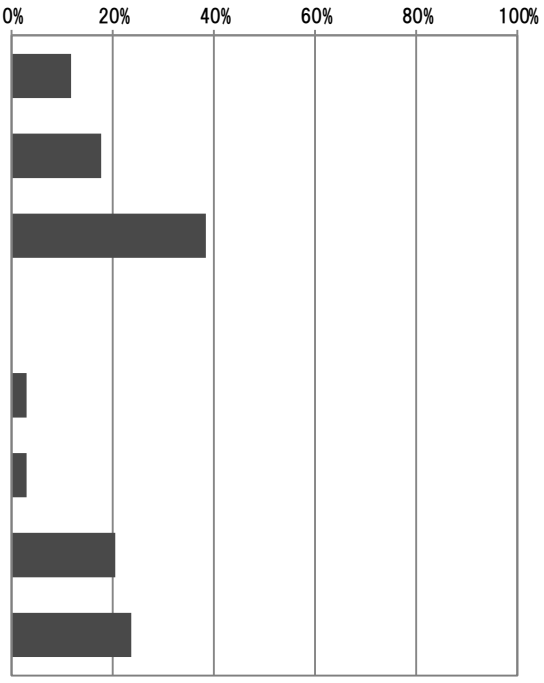

※%は選択率

Fig. 12 特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）を派遣しやすいように、派遣先の大学院等が工夫している事項（複数回答）

・特別支援教育士の受験資格ポイント取得
・以前、愛媛大学の「特別支援教育コーディネーター専修」に派遣していた時は、修了時に一種免許状と専修免許状の同時取得が可能であった

Fig. 13 は、今後、派遣先の大学院等が特別支援教育に携わる現職教員を派遣しやすいように工夫すべき事項について尋ねたものである。興味深いのは、「派遣先の教職大学院化」である。教育委員会が、大学側が現職教員を派遣しやすいように工夫していると認識している事項として最も多く挙げたのが「派遣先の教職大学院化」だったが、今後工夫すべきと答えた教育委員会は皆無であった。これは、十分に工夫できているため、さらに工夫は必要ないとも受け取れるが、自由記述を見る限り、せっかく派遣するのだから研究眼を身に付けてほしいといった、教職大学院ではなく、従来型大学院への派遣を希望している状況がうかがえた。

回答率が最も高かったのは、オンライン・オンデマンド開講（38.2%）であり、これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として急速に普及した形態ではあるものの、学校現場を離れずに受講させたいという考えや、ギガスクール構想の中、少しでも ICT の活用機会に触れてほしいという考えが背景にあることが考えられる。次に多かったの

設問	N	%
a.夜間・土日開講	5	14.7%
b.オンライン・オンデマンド開講	13	38.2%
c.派遣先大学院の教職大学院化	0	0.0%
d.特別支援学校教諭二種免許状保有者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる	8	23.5%
e.特別支援学校教諭免許状を保有しない者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる	12	35.3%
f.領域追加など，修了までにできるだけ多くの領域の免許状が取得できる	8	23.5%
g.その他	5	14.7%
無回答・無効回答	8	23.5%

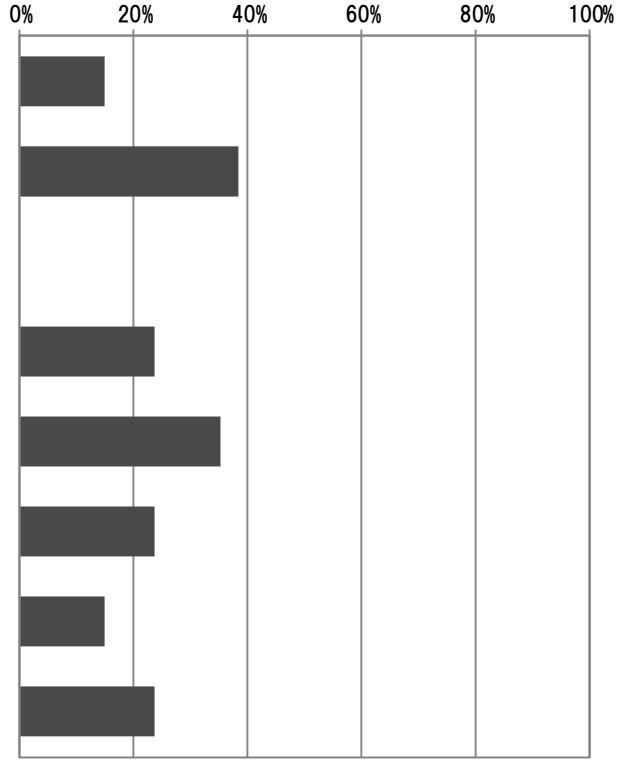

※%は選択率

Fig. 13 今後、派遣先の大学院等が特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）を派遣しやすいように工夫してほしいと考える事項（複数回答）

が、一種免許状と専修免許状両方の取得（35.3%）であり、教育委員会は、特別支援教育に関してより高度な専門性を有するミドルリーダーの育成を求めている状況がうかがえる。

特別支援教育の専門性の向上のために、教員養成系大学に求められるものとして、通常の学級における特別支援教育に関する回答が複数認められ、特別支援教育の観点を盛り込んだカリキュラムの充実が求められていることが明らかとなった。また、特別支援学級や通級指導の専門性向上に対する要望もあり、これらの専門性を有する教員を育成するカリキュラムの設置や充実も併せて求められている状況がうかがえた。

さらに、派遣先の大学院等が特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）を派遣しやすいように工夫してほしい事項の具体的内容として、以下の自由記述回答が得られた。

・特別支援教育特別専攻科については、授業料等、全額派遣者負担となっているため、１／２免除等ができるとよい
・聴覚、視覚障害者に関する教育の領域に係る特別支援学校教諭免許状も取得できる

また、教員養成系大学に対する特別支援教育の専門性向上に関する要望として、以下の自由記述回答が得られた。

・通常の学級における特別支援教育の視点についてや、自立活動についての内容をより充実させてほしい
・特別支援学校教諭免許状取得者を増やすために、大学主催による特別支援教育認定講習を増やしてほしい
・通常の学級における特別支援教育に関するカリキュラムの充実
・知識の獲得はもちろんだが、できるだけ多くの実践に触れる機会が持てるとよい
・特別支援学級においても、特別支援学校なみの専門性を求められることが増えており、教員になってからの研修では追い付かない状況がある
・特に、通級指導教室や、難聴学級においては、担当者も少なく、人材確保が困難な状況にあることから、養成段階での専門性の向上や、志望者の確保に期待したい

5. 履修証明プログラムの立案

（１）履修証明プログラムの概要

教育基本法第七条及び学校教育法第八十三条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置づけられたこと等を踏まえ、平成 19 年の学校教育法改正より、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）における「履修証明制度」が創設され、12 月 26 日より施行された。大学等においては、これまでも科目等履修生制度や公開講座等を活用して、その教育研究成果を社会へ提供する取組が行われてきたが、より積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまり

のある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できることになった。

平成31年４月１日以降に開始する履修証明プログラムより、総時間数の要件が「120時間以上」から「60時間以上」に短縮され、令和元年８月13日以降に開始する履修証明プログラムより、履修証明プログラムそのものに単位認定することが可能となった。

（２）本学で実施予定の履修証明プログラムについて

４．で紹介した調査結果を基に、来年度に実施する履修証明プログラム（プログラム名：特別支援教育担当教員育成プログラム（基礎コース））を立案し、本学所定の実施計画書（資料E）により本学教育室へ開設申請した。このプログラムの目的は、小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の推進に寄与するために、特別支援学級担任者、通級による指導担当者及び通常学級担任者が特別支援教育を展開・推進する上で必要となる基礎的な知識及び技能を提供することである。プログラムの総時間数は60時間であり、LD等指導法入門、特別支援教育支援技術入門、学びのユニバーサルデザイン入門（概論編）、学びのユニバーサルデザイン入門（実践編）４科目各15時間で構成されている。令和３年度、試行的にこのプログラムを実施し、成果と課題を分析し、更にこのプログラムを軸に、ラーニングポイント制の導入や単位化に向けた検討を実施することとした。なお、本プログラムの詳細は、以下のURLから閲覧可能である。

https://www.hiroshima-u.ac.jp/rishu_shomei/2021tokushikiso

（３）本学履修証明プログラム履修の流れ

１）履修プログラムの開設（1月）

履修プログラムは、講習または授業科目（またはその両方）で構成される（総時間60時間以上）。本学の関連規則や様式については、資料E～Lを参照されたい。

２）履修プログラムの履修申請　（前期：～２月末　後期：～８月末）

受講希望者は申請・問合せ先に事前に連絡し、申請書類を添えて申し込む。

※申請・問い合せ先及び必要な申請書類はプログラムによって異なる。

３）履修許可（前期：３月　後期：９月）

申請に基づいて受講が認められた者に履修生許可通知書（資料F）を送付する。

４）受講（前期：４月～　後期：10月～）

受講者はプログラムの実施キャンパスで講習または授業科目を受講する。

５）修了認定（前期：９月　後期：３月）

各プログラムの定める修了要件を満たした方について、修了認定を行う。

６）履修証明書の発行（前期：９月下旬　後期：３月下旬）

プログラムの修了者には、学校教育法に基づく「履修証明書（資料G）」を発行する。

（４）特別支援教育担当教員育成プログラム（基礎コース）の概要

小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の推進に寄与するために、特別支援学級担任者、通級による指導担当者及び通常学級担任者が特別支援教育を展開・推進

する上で必要となる基礎的な知識及び技能を提供することを目的とした。

本プログラムの総時間数は 60 時間で、履修期間は 2021 年 6 月～2022 年 2 月、履修資格は小学校、中学校、高等学校の教諭免許状を取得または取得見込みの者、定員は 20 名とした。内容は、４つの講習から構成され（Table 4)、特別支援教育の制度、発達障害等の各障害の心理、生理、指導法、実態把握、教育課程、指導内容に関する知識及び技能について系統的に取り扱うこととした。内容の詳細については後述する。

修了要件は、すべての開設講習回に出席（または視聴）し、各講習の最終試験に合格することを要件とし、各講習で個別に課題を設定することで、受講者の専門性を担保することとしている。なお、修了後は学校教育法に基づく履修証明書を学長名で交付するが、単位認定については、受講者が科目等履修生として本学に入学する必要がある、教職課程認定基準等など、手続きが煩雑になるため、今回は単位化を見送り、令和４年度以降に実施に向けた検討をすることになった。ただし、文部科学省が掲げる履修証明プログラムの目的・内容として、多様かつ高度な、職業上に必要な専門的知識・技術取得のニーズに応じたもの、資格制度等とリンクしたもののほか、生涯学習ニーズへの対応など多様な目的・内容のプログラムを想定しているため、本プログラムの一部については、資格制度とリンクさせるため、一般財団法人特別支援教育士資格認定協会で定められる特別支援教育士（以下、S.E.N.S.）資格更新ポイント VI 領域認定講習、一般社団法人学校心理士認定運営機構で定められる学校心理士資格更新ポイント BI 領域認定講習（以下、学心）として申請した。令和３年３月現在、本プログラムの申請科目については、一般財団法人特別支援教育士資格認定協会より S.E.N.S.資格更新ポイント VI 領域講習として認定を受けている。

（５）特別支援教育担当教員育成プログラム（基礎コース）の実施体制

講習を担当する教員等からなる担当教員会がプログラムの計画・実施・評価検討・対

Table 4 本学履修証明プログラムの構成（開設授業科目等）

	開設授業科目等の名称	講習・授業科目の別	時間数	単位の有無	開設期間	担当教員
1	LD 等指導法入門	講習	15	無	7 月～1 月	川合紀宗他
2	特別支援教育支援技術入門	講習	15	無	9 月～1 月	氏間和仁
3	学びのユニバーサルデザイン入門（概論編）	講習	15	無	6 月～2 月	若松昭彦他
4	学びのユニバーサルデザイン入門（実践編）	講習	15	無	9 月～1 月	氏間和仁他

処にあたる。担当教員会は、本学大学院人間社会科学研究科教育科学専攻教師教育デザイン学プログラムで初等教育・特別支援教育教員養成に携わる教員及び同研究科教職開発専攻教職開発プログラムの教員で構成され、履修希望者の履修相談等も行う。

履修料は、本学の広島大学履修証明プログラム規則（資料 H）に則り 30,000 円（選択した履修科目にかかる総履修時間が履修料となる）が設定されている。

（６）本学履修証明プログラムの具体的内容

１）LD 等指導法入門

①　講習担当：川合 紀宗、村上 理絵

②　講習の場所：オンデマンド（以下、OD）

③　目標：本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症やアスペルガー症候群などといった発達障害や、情緒障害のある幼児児童生徒の心理・生理・病理的特性について解説するとともに、このような幼児児童生徒に対する適切なアセスメントと支援のあり方（授業づくりや指導技法・アプローチ）や教育課程についての理解を深めることを目標とする。

④　講習計画

第１回 学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、情緒障害について（概要）（担当：川合）OD・S.E.N.S.

第２回 特殊教育から特別支援教育への転換に伴う発達障害児への支援の在り方の変遷（担当：川合）OD

第３回 発達障害児のための教育課程（担当：川合）OD

第４回 特別支援教育コーディネーターの役割（担当：川合）OD・S.E.N.S.

第５回 保護者支援・学級担任支援の在り方（担当：川合）OD

第６回 発達障害児に対する実態把握の在り方：アセスメントの解釈と個別の指導計画への活用（担当：川合）OD・S.E.N.S.

第７回 発達障害・情緒障害児の心理・生理・病理（担当：村上）OD・学心

第８回 二次障害の予防と支援（担当：村上）OD・学心

第９回 発達障害児に対するソーシャルスキル・トレーニングの実際（担当：川合）OD・S.E.N.S.

第 10 回 米国を中心とした特別支援教育先進国における発達障害児に対する支援の実際（担当：川合）OD

２）特別支援教育支援技術入門

①　講習担当：氏間 和仁

②　講習の場所：広島大学東広島キャンパス及び OD

③　目標：本講義では、特別支援教育における支援技術（アシスティブ・テクノロジー）の活用を適正に行うことができる教員の養成を目指して、障害分類から支援技術の概要、各障害での活用法などの知識を身につけるとともに、事例報告によりその実

践状況を共有し、 自身が支援技術の活用者となるための理解を深めることを目標としている。

④　講習計画

第１回 個人モデルから社会モデルへ OD・S.E.N.S.

第２回 アシスティブ・テクノロジー（AT）の概要 OD

第３回 特別支援教育の制度と AT OD・S.E.N.S.、学心

第４回 学習障害等での AT 活用の実際 OD・S.E.N.S.、学心

第５回 通常の学校での合理的配慮としての AT 活用の実際 OD・S.E.N.S.

第６回 特別支援教育における AT 実践（対面）

第７回 知的障害教育における AT 実践（対面）

第８回 肢体不自由教育における AT 実践（対面）

第９回 自閉スペクトラム症における AT 実践（対面）

第 10 回 講義のまとめ（対面）

３）学びのユニバーサルデザイン入門（概論編）

①　講習担当：若松 昭彦、川合 紀宗、氏間 和仁、竹林地 毅、森 まゆ、村上 理絵

②　講習の場所：広島大学東広島キャンパス及び OD

③　目標：小中高等学校における特別支援教育を実践できる教師の育成をねらいとして、特別支援教育の制度、各障害に応じた指導に関する知識を身につけるとともに、対面講習では意見を交換することで理解を促し特別支援教育の実践者としての基礎的な理解を深める。

④　講習計画

第１回 世界の中での障害者と教育（川合）（対面）

第２回 日本の障害者と教育（森）OD

第３回 特別支援教育の制度（川合）OD

第４回 特別支援学級での指導（知的障害者）（竹林地）OD

第５回 特別支援学級・通級指導教室での指導（言語障害）（川合）OD

第６回 特別支援学級・通級指導教室での指導（学習障害・自閉症・情緒障害）（村上）OD

第７回 特別支援教育と支援技術の活用（氏間）OD

第８回 学級での集団づくりと特別支援教育（若松）OD

第９回 知的障害特別支援学級、通級による指導のカリキュラム・マネジメント（竹林地） OD

第 10 回 小中高等学校における特別支援教育（若松）（対面）

４）学びのユニバーサルデザイン入門（実践編）

①　講習担当：氏間 和仁、竹林地 毅、森 まゆ、高橋 均、松本 仁志、難波 博孝、松浦 武人、真野 祐輔、山崎 敬人、木村 博一、永田 忠道、渡邉 巧、寺内 大輔、池

田 吏志、岩坂 泰子、松宮 奈賀子、栗原 愼二

② 講習の場所：OD

③ 目標：小中高等学校における特別支援教育を実践できる教師の育成をねらいとして、特別支援教育の制度、各障害に応じた指導に関する知識、学びのユニバーサルデザインを踏まえた教科指導に関する知識を身につけ、特別支援教育の実践者としての基礎的な理解を深める。

④ 講習計画

第１回 小中学校における自立活動の指導（森） OD

第２回 基礎的環境整備と合理的配慮（氏間） OD

第３回 個別の教育支援計画と個別の指導計画（竹林地） OD

第４回 学びのユニバーサルデザインのための教育方法技術論（高橋） OD

第５回 学びのユニバーサルデザインを踏まえた国語科指導（松本、難波） OD

第６回 学びのユニバーサルデザインを踏まえた算数・数学科指導（松浦、真野） OD

第７回 学びのユニバーサルデザインを踏まえた生活科・理科・社会科指導（山崎、木村、永田、渡邉） OD

第８回 学びのユニバーサルデザインを踏まえた音楽科・図画工作科指導（寺内、池田） OD

第９回 学びのユニバーサルデザインを踏まえた外国語科指導（岩坂、松宮） OD

第 10 回 学びのユニバーサルデザインを踏まえた配慮と学級づくり（栗原） OD

6. 特別支援教育特別専攻科生対象の調査

（１）はじめに

本調査は、本学の特別支援教育特別専攻科の在籍者に対して、今後の特別支援教育特別専攻科におけるカリキュラムや実施体制、授業の開講形態の在り方等について検討するための基礎資料とすることを目的として実施した（資料 D)。在籍者 23 名中 17 名（73.9%）から回答を得た。なお、今年度は特別支援教育特別専攻科コーディネーターコース在籍者が１名（教育委員会による派遣）のみであり、かつ当該学生からの回答が得られなかったため、本調査の結果は、特別支援教育特別専攻科知的障害教育領域コース在籍者のみの回答であることを申し添える。

（２）特別支援教育特別専攻科生へのアンケート調査の結果

１）フェイスシートの回答結果

まず、入学前年度の回答者の立場について尋ねたところ、Fig. 14 に示す通りとなった。社会人として、職業を有しながら就学した者（教育委員会による派遣）が１名、社会人経験者（退職後進学した者）が２名、社会人未経験者（大学卒業後の翌年度に入学など）が 18 名であった。以下、すべてのアンケート項目に対する回答（Fig. 14～Fig. 63）を紹介した後、考察を述べることとする。

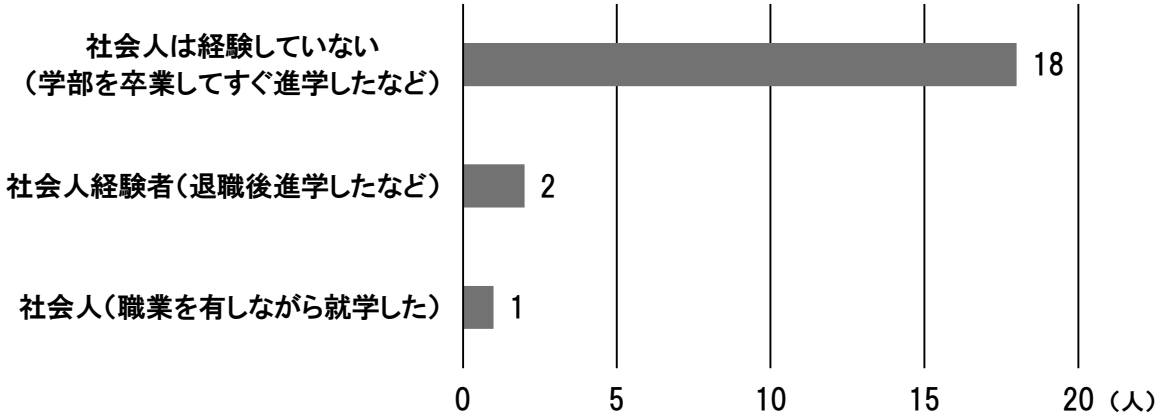

Fig. 14　特別支援教育特別専攻科在籍者の入学前の状況

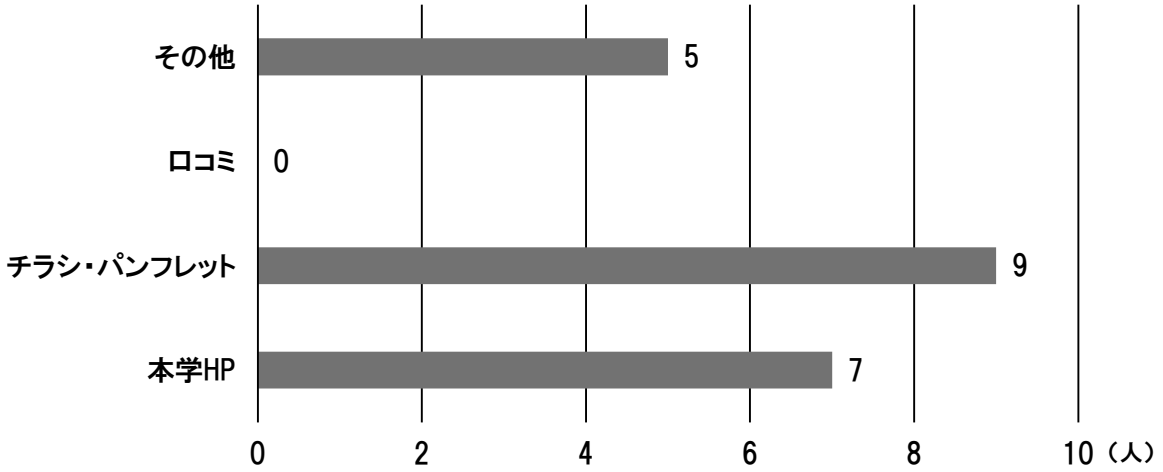

Fig. 15　特別支援教育特別専攻科のことを知ったきっかけ

Fig. 15 で「その他」と回答した者に対して、どのように特別支援教育特別専攻科のことを知ったかについて自由記述による回答を求めたところ、以下のような回答を得た。

・大学教員から教わった　2
・学部の時の授業で紹介された　2
・教育委員会指導主事から紹介された　1

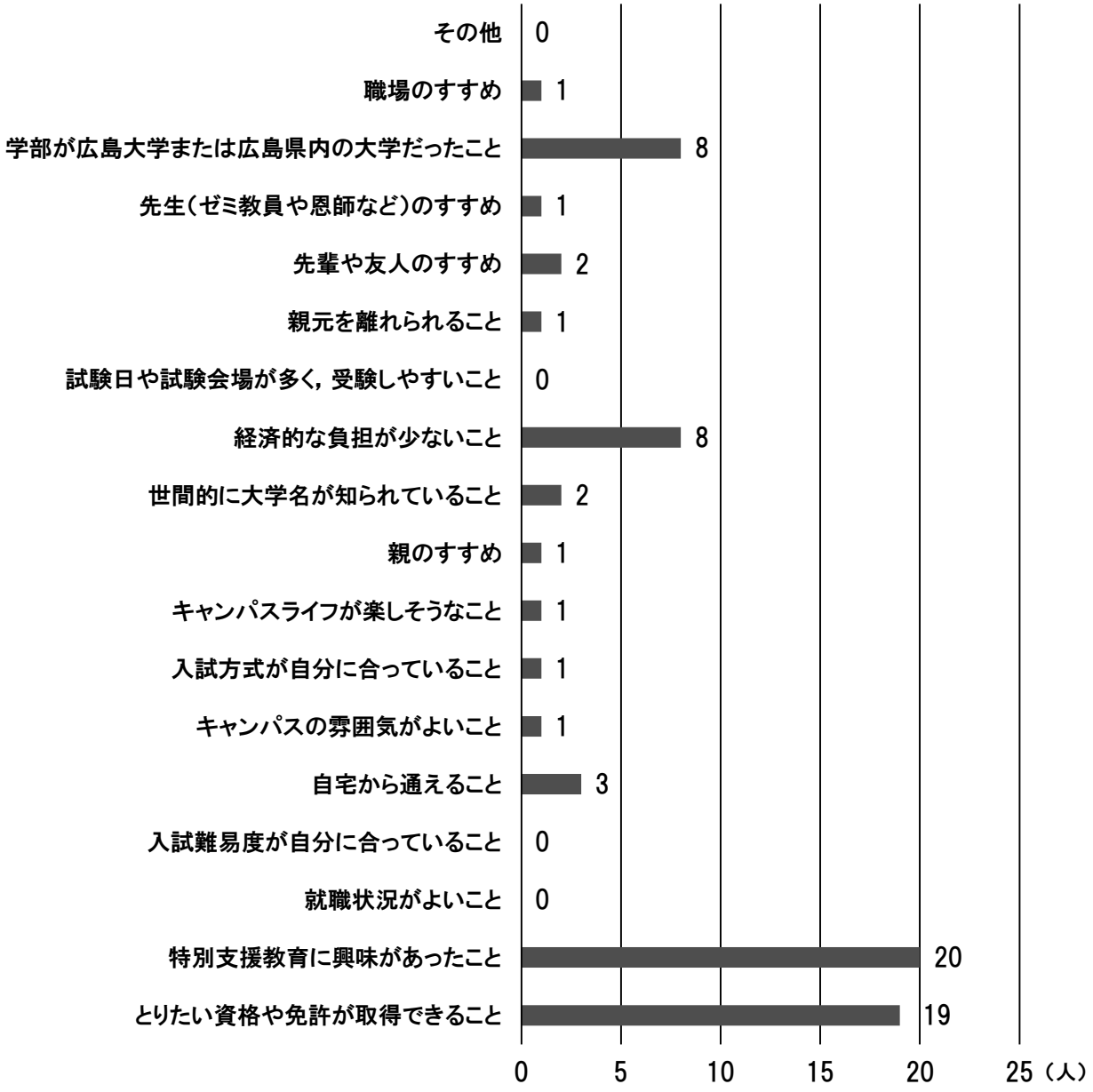

Fig. 16　本学特別支援教育特別専攻科を志望した理由

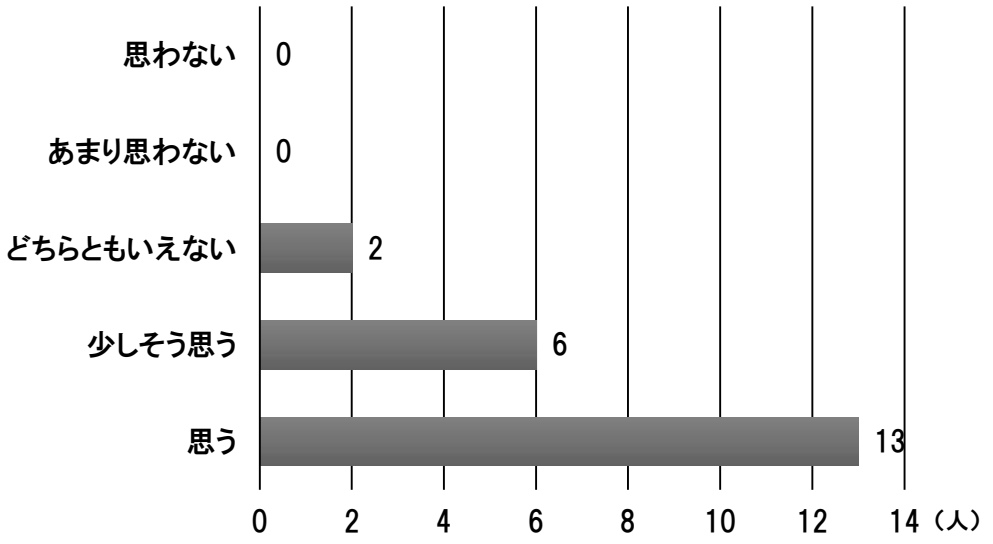

Fig. 17　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、入学当初の目標は達成できた

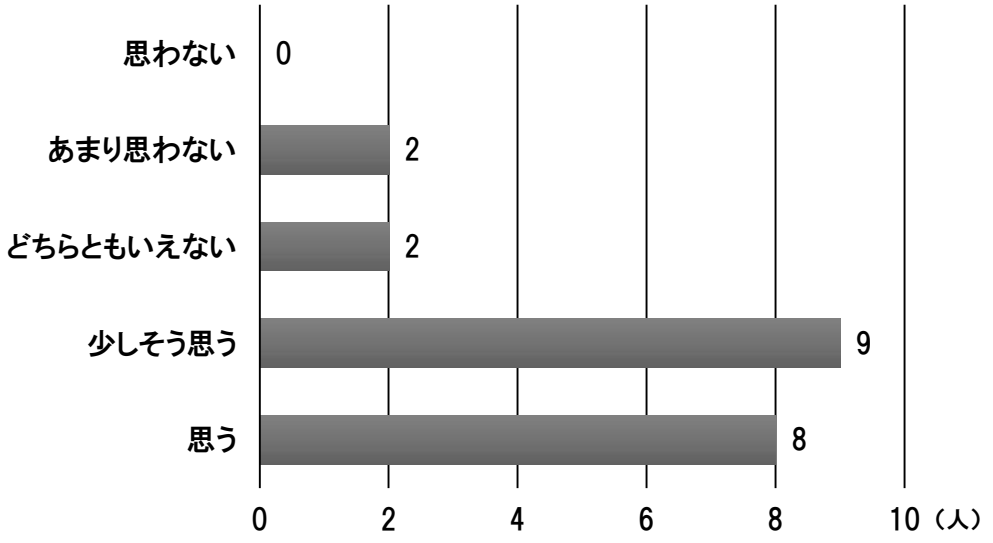

Fig. 18　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、人と協力しながら物事を進める力が高まった

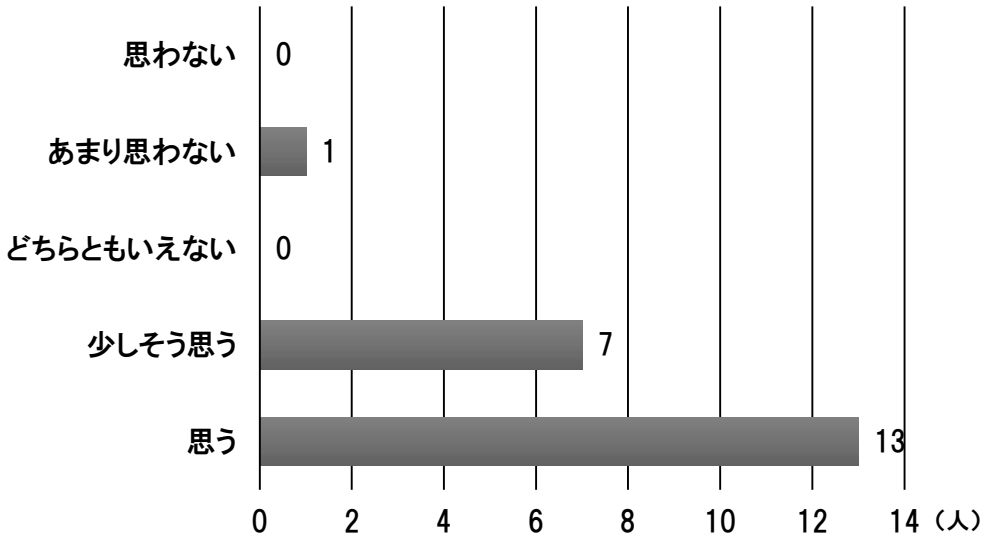

Fig.19　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、進んで新しい知識・能力を身につけようとする姿勢が身についた

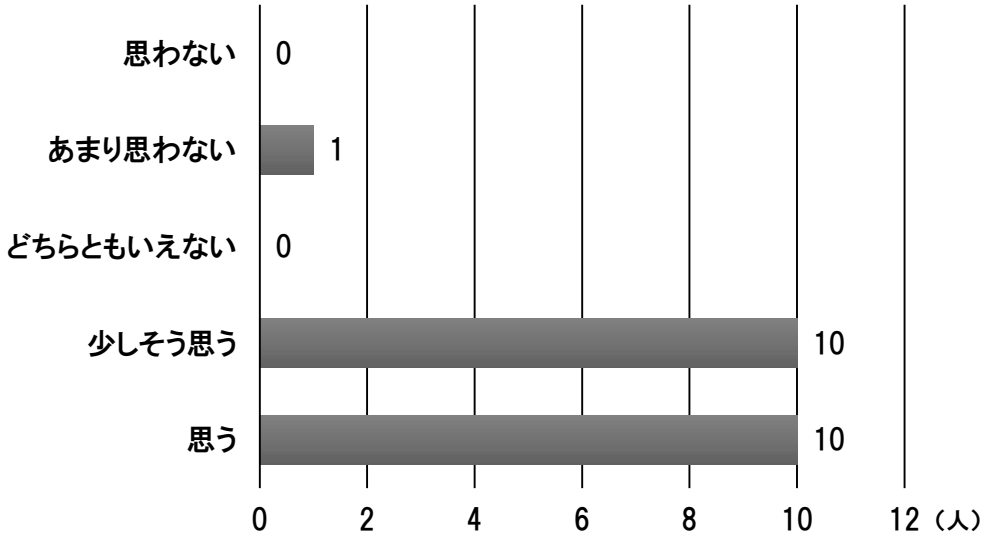

Fig.20　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、現状を分析し、問題点や課題を発見する態度が身についた

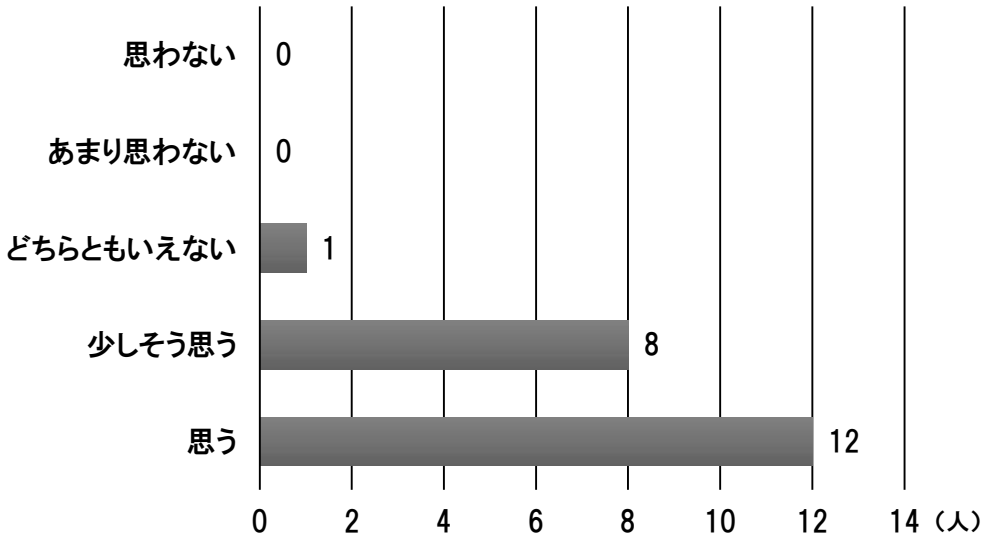

Fig. 21　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、専門分野の基礎的な知識、技能を身に付けることができた

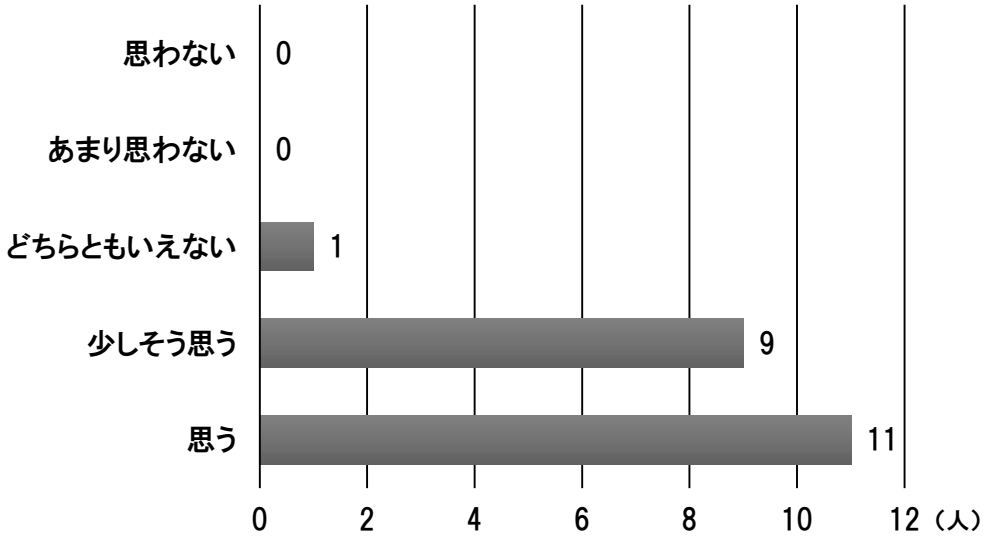

Fig. 22　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、自分の適性や能力を把握することができた

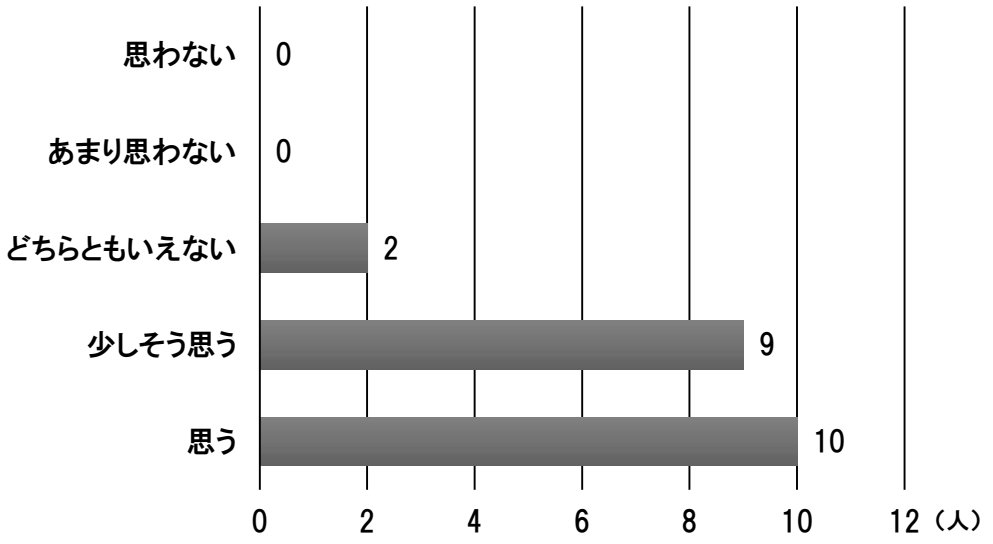

Fig. 23　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、異なる意見や立場を踏まえて、考えをまとめる力が高まった

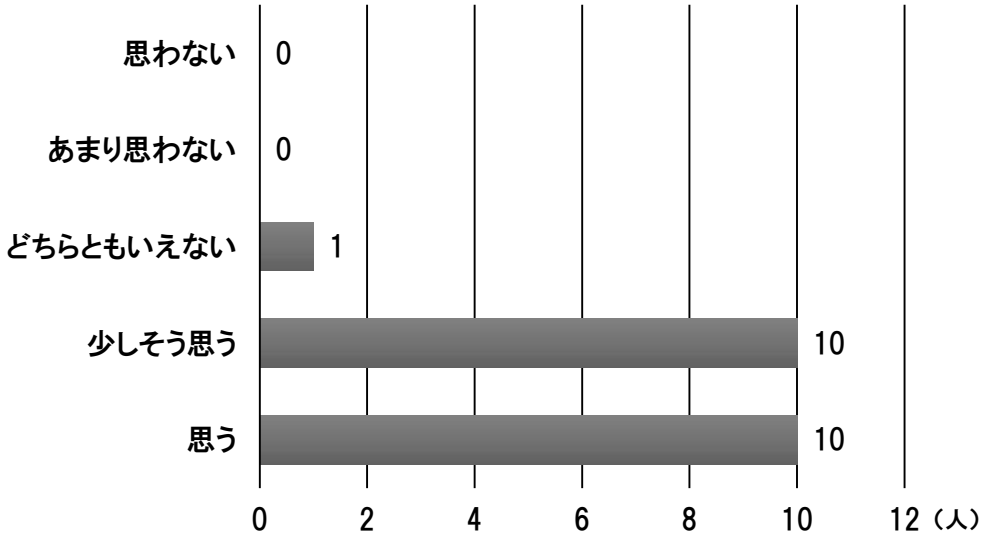

Fig. 24　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、物事を批判的・多面的に考える力が高まった

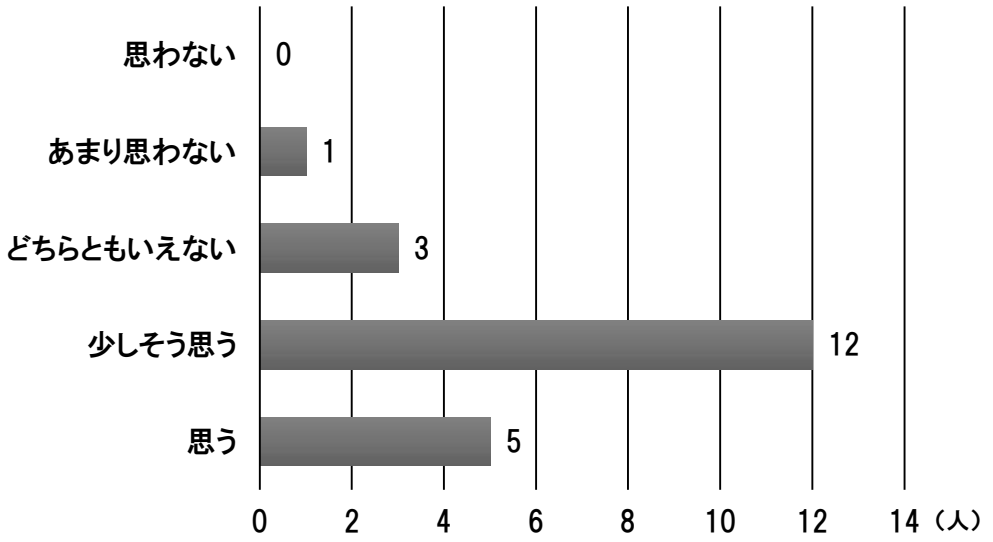

Fig. 25　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、自分の知識や考えを文章で論理的に書く力が高まった

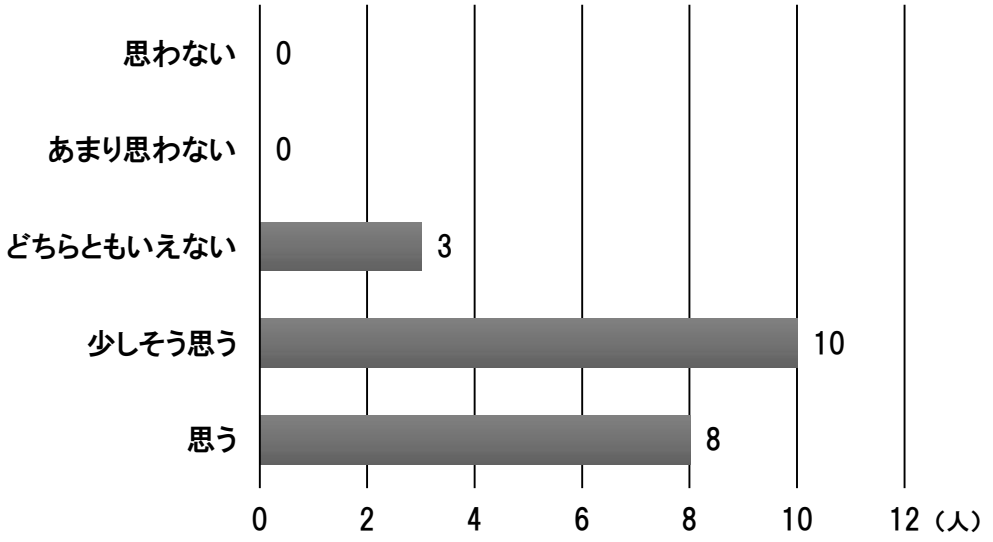

Fig. 26　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、多様な情報から適切な情報を取捨選択する力が高まった

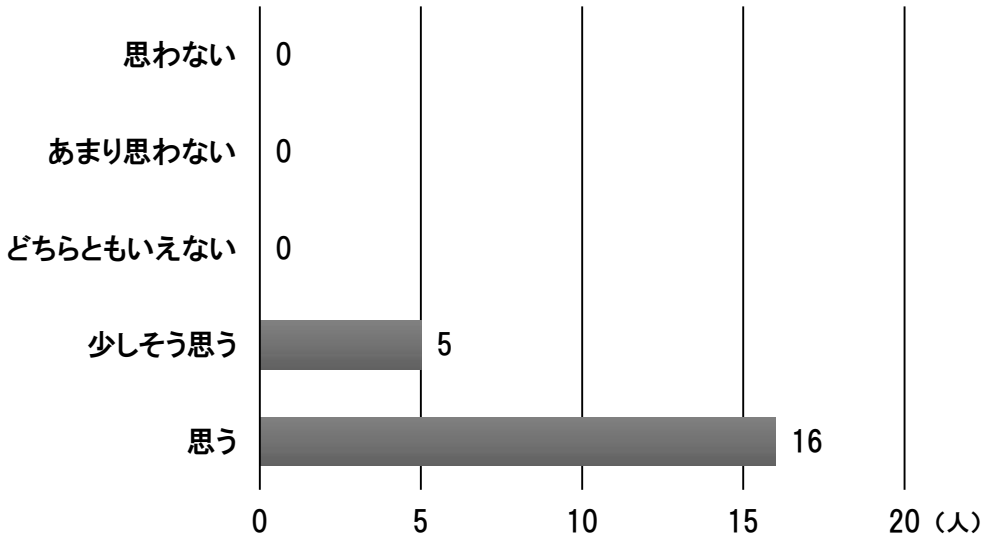

Fig.27　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、社会や文化の多様性を理解し、尊重する力が高まった

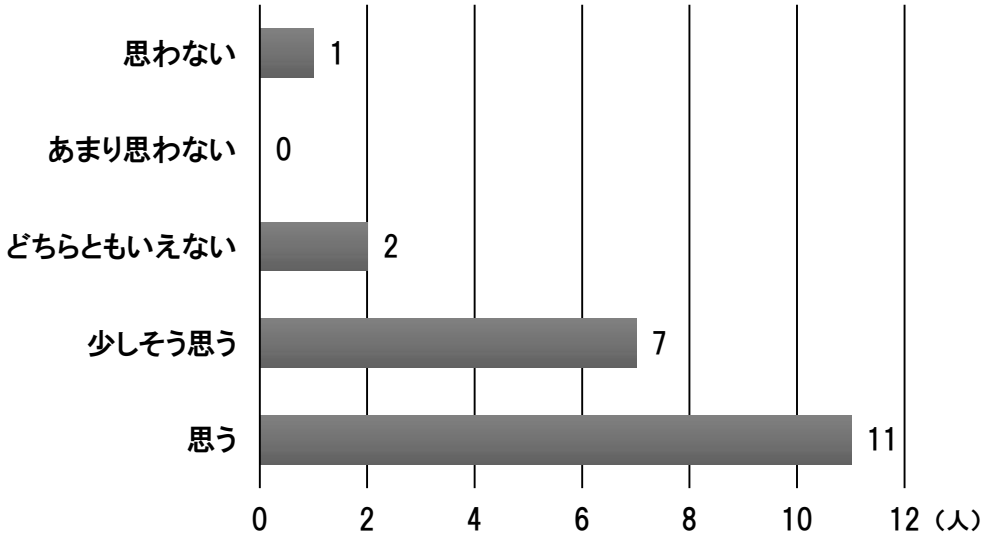

Fig.28　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、コンピュータを使って文章・発表資料を作成し表現する力が高まった

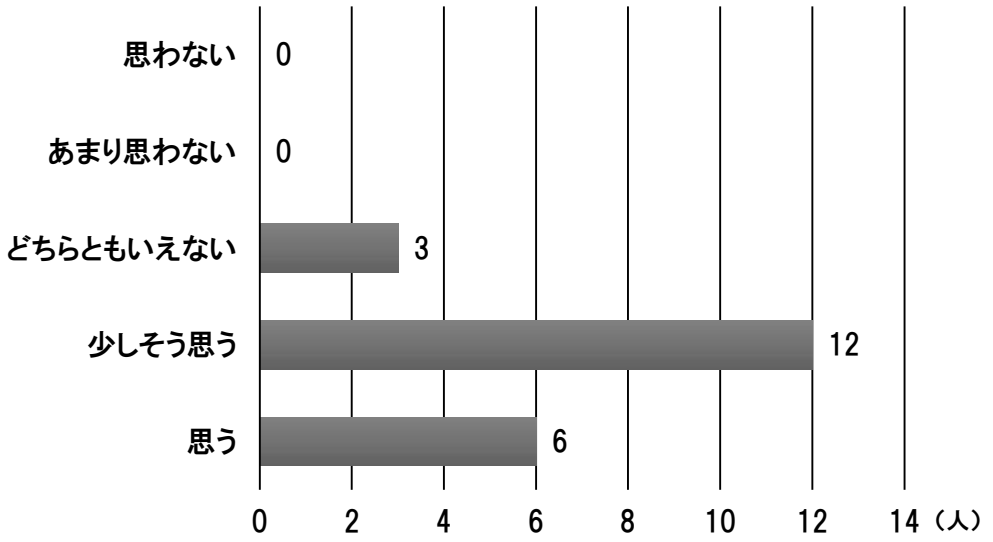

Fig. 29　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、文献や資料にある情報を正しく理解する力が高まった

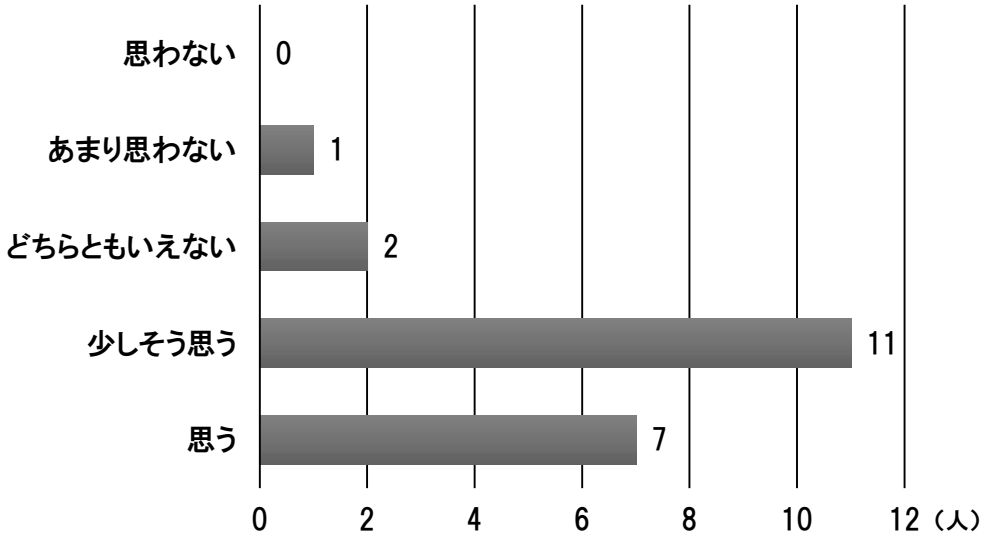

Fig. 30　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、幅広い教養・一般常識を身に付けることができた

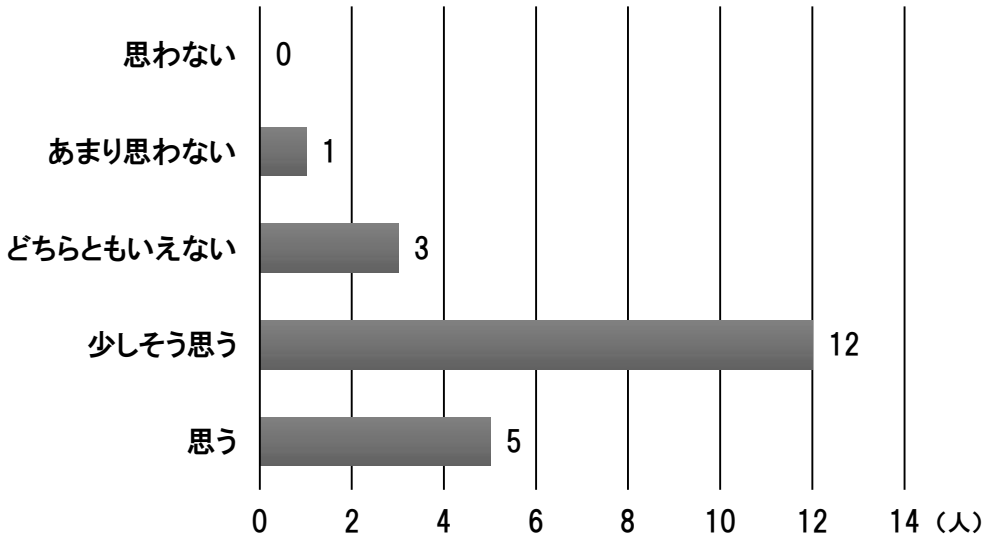

Fig.31　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、既存の枠にとらわれず、新しい発想やアイデアを出す力が高まった

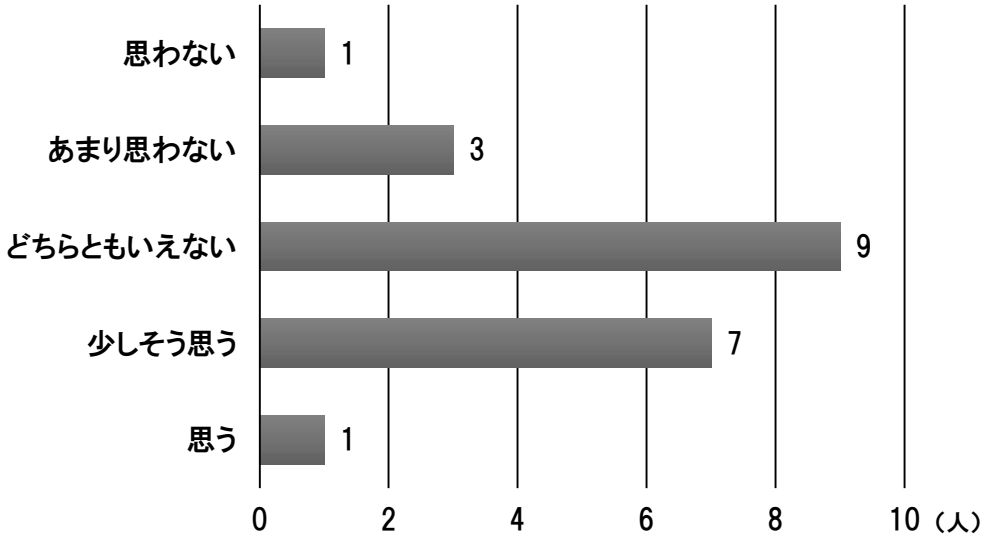

Fig.32　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、自ら先頭に立って行動し、グループをまとめる力が高まった

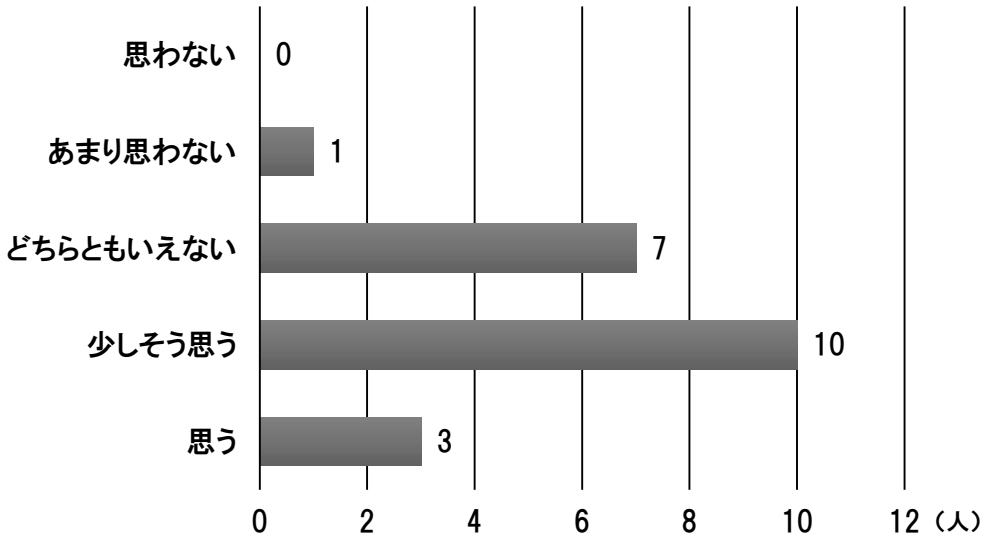

Fig. 33　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、筋道を立てて論理的に問題を解決する力が高まった

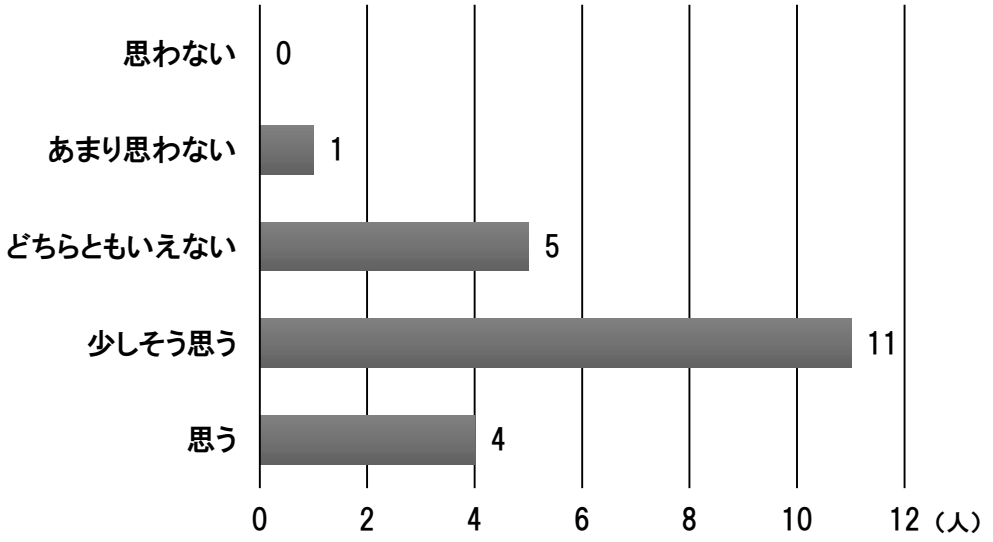

Fig. 34　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、自分で目標を設定し、計画的に行動する力が高まった

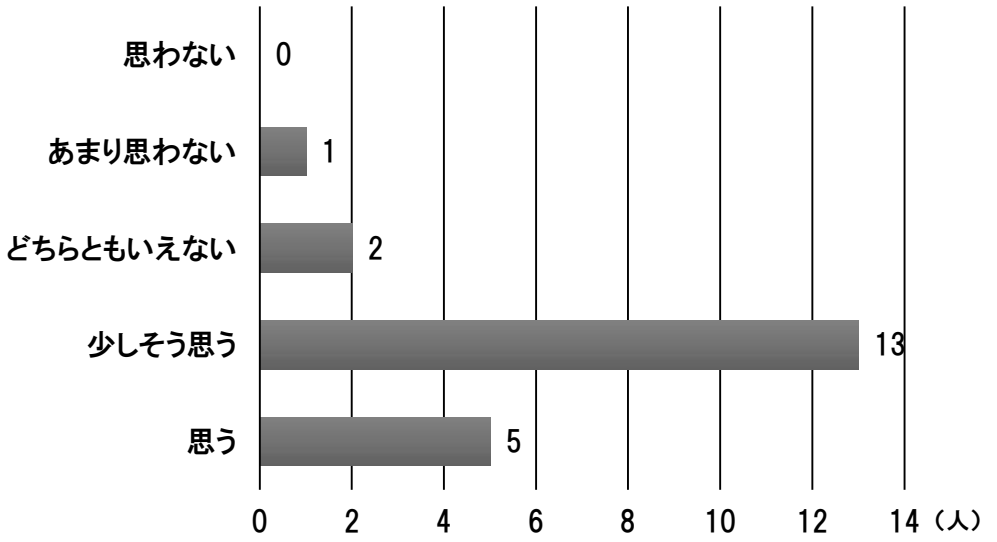

Fig.35　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、自分に自信や肯定感をもつことができるようになった

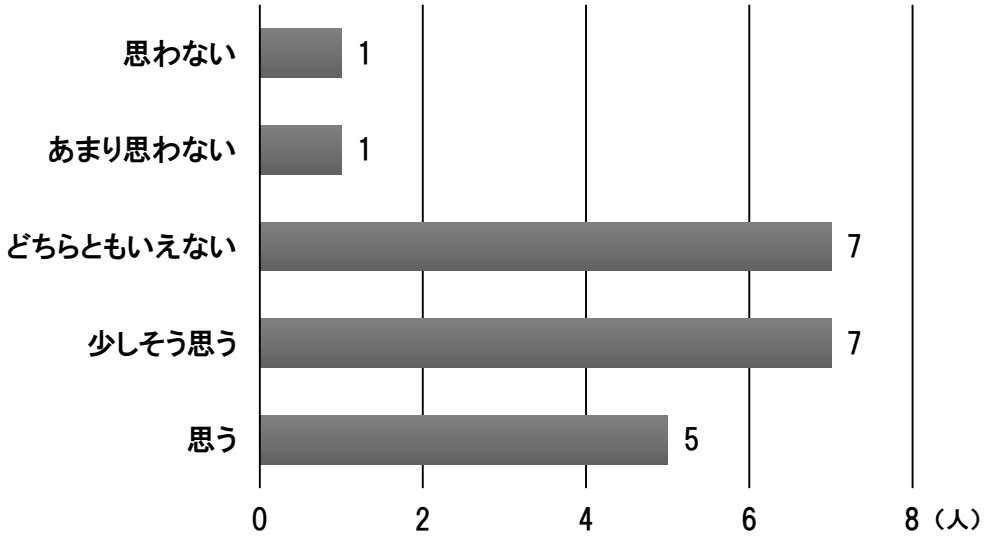

Fig.36　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、社会活動に積極的に参加することができるようになった

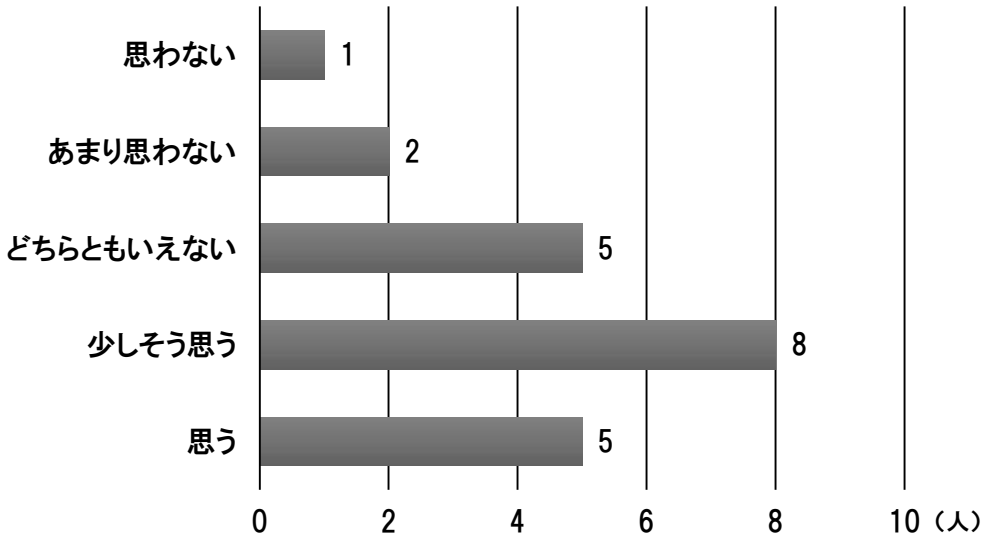

Fig.37　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、コンピュータを使ってデータの作成・整理・分析をする力が高まった

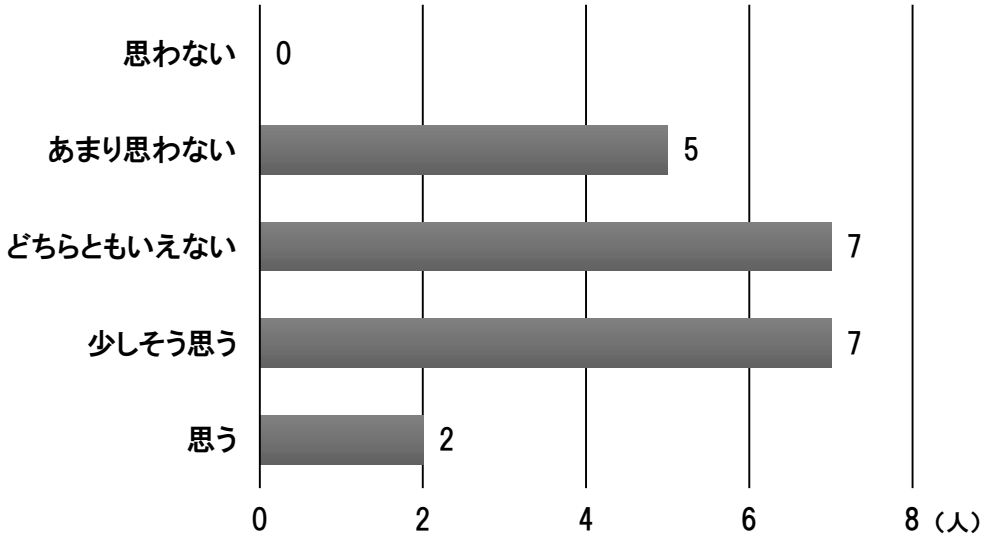

Fig.38　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、自分の知識や考えを図や数字を用いて表現する力が高まった

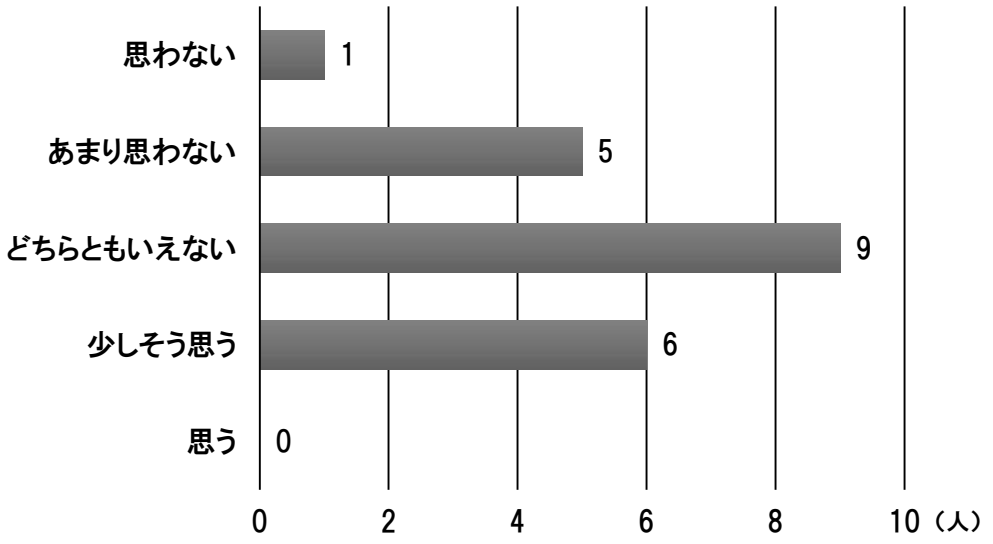

Fig. 39　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、仮説の検証や情報収集のために、実験や調査を適切に計画・実施する力が高まった

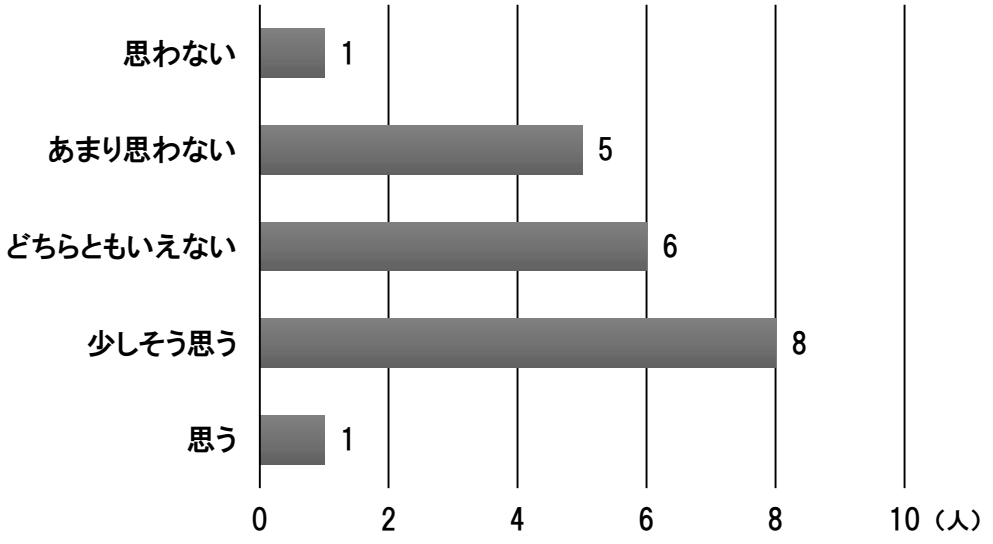

Fig. 40　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、国際的な視野を身につけることができるようになった

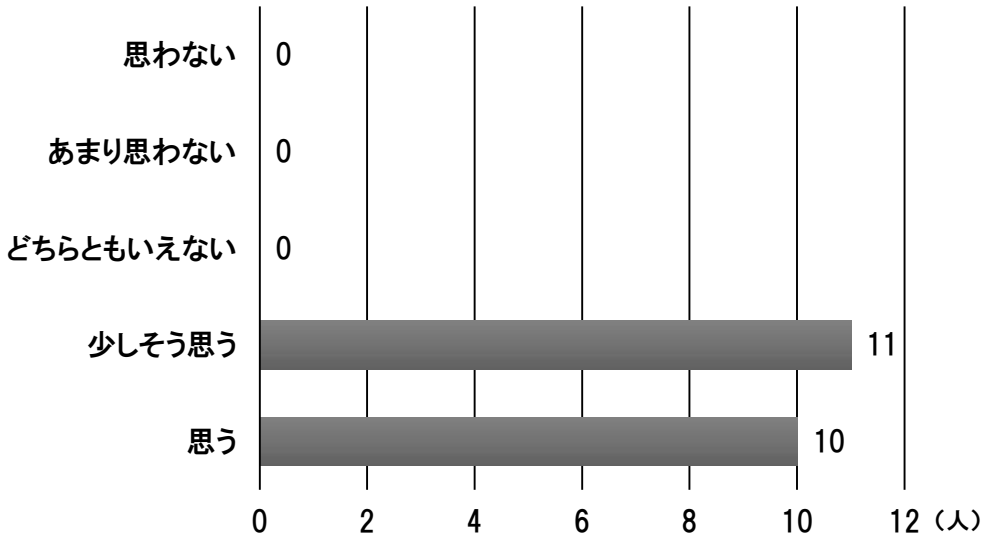

Fig. 41　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、教えることの喜びや使命感を得ることができた

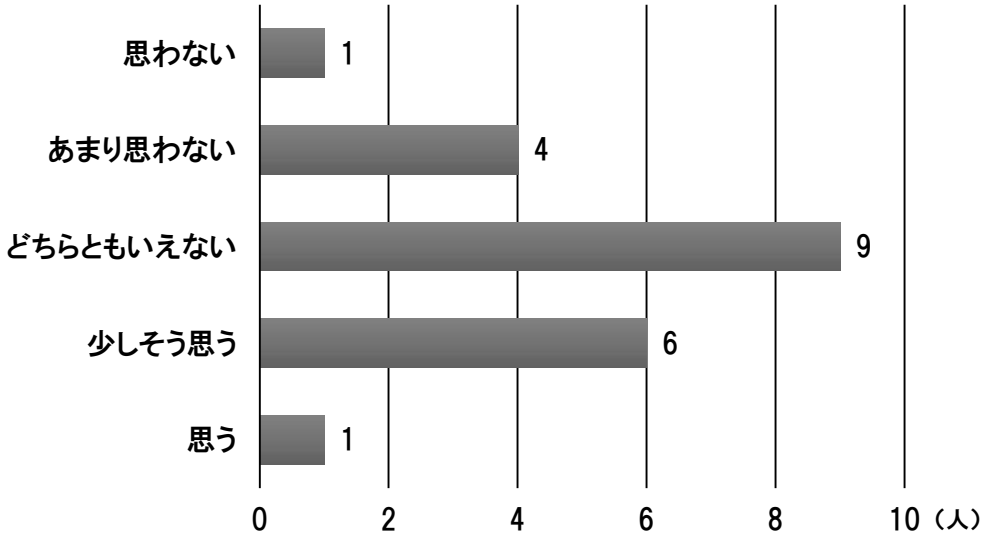

Fig. 42　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、問題を解決するために、数式や図・グラフを利用して思考する力が高まった

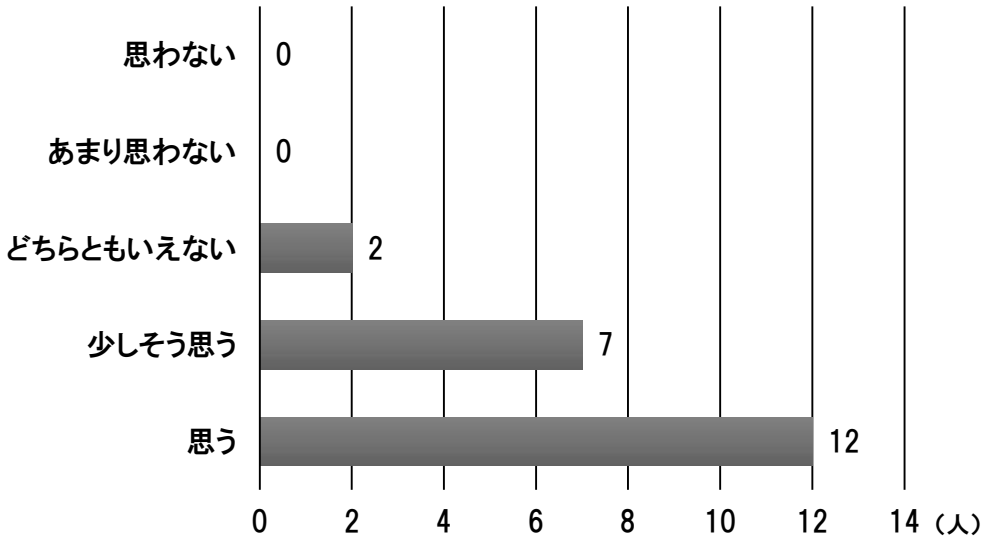

Fig. 43　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、障害のある子供と関わる際の支援法を身に付けることができた

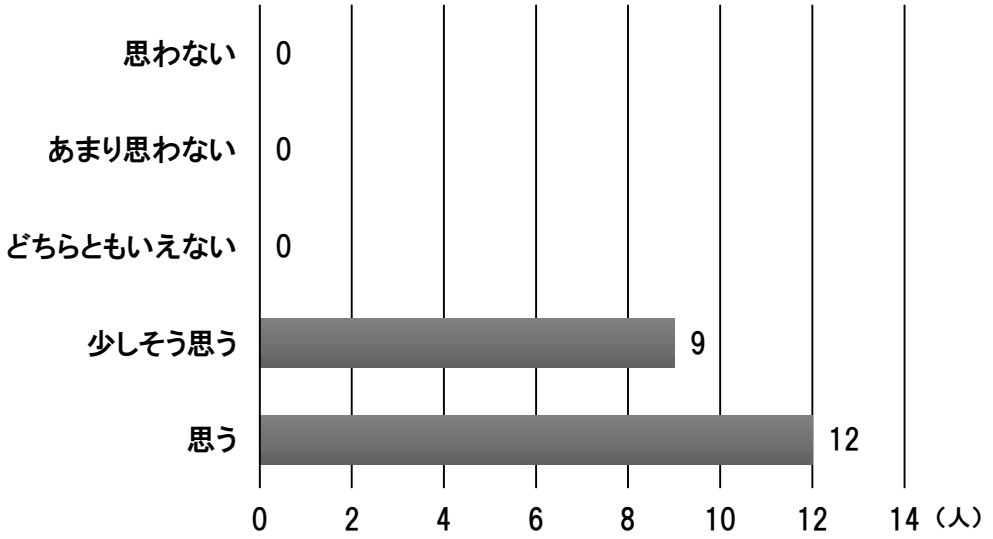

Fig. 44　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、障害のある子供の特性や困難が理解できるようになった

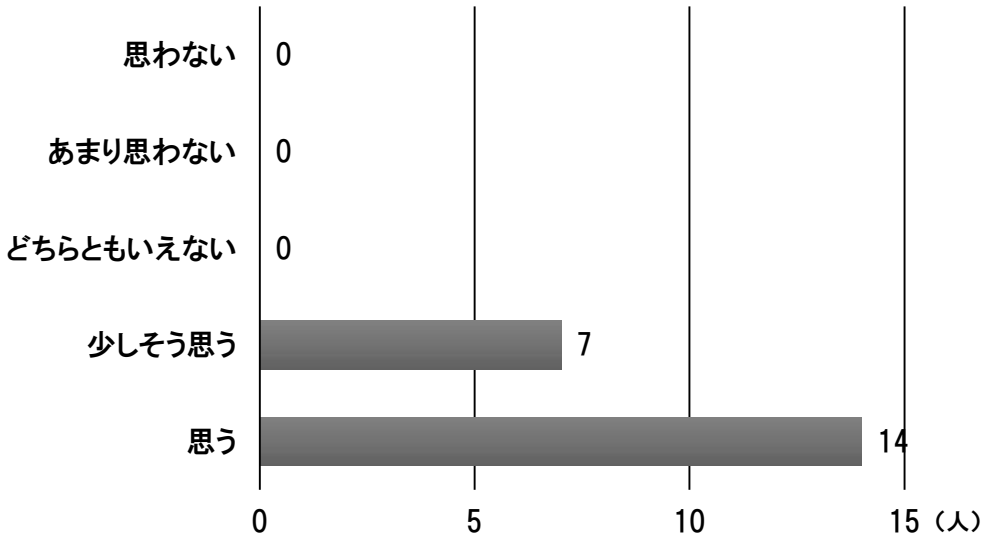

Fig.45　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、特別支援教育にかかわる制度を知ることができた

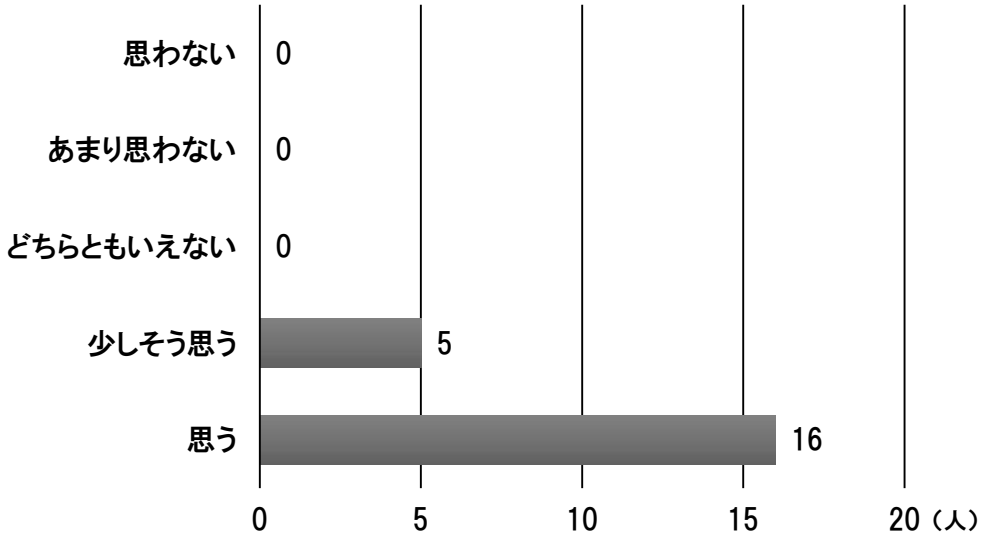

Fig.46　特別支援教育特別専攻科での学び（教育実習）を通して、特別支援学校や学級における実践について理解することができた

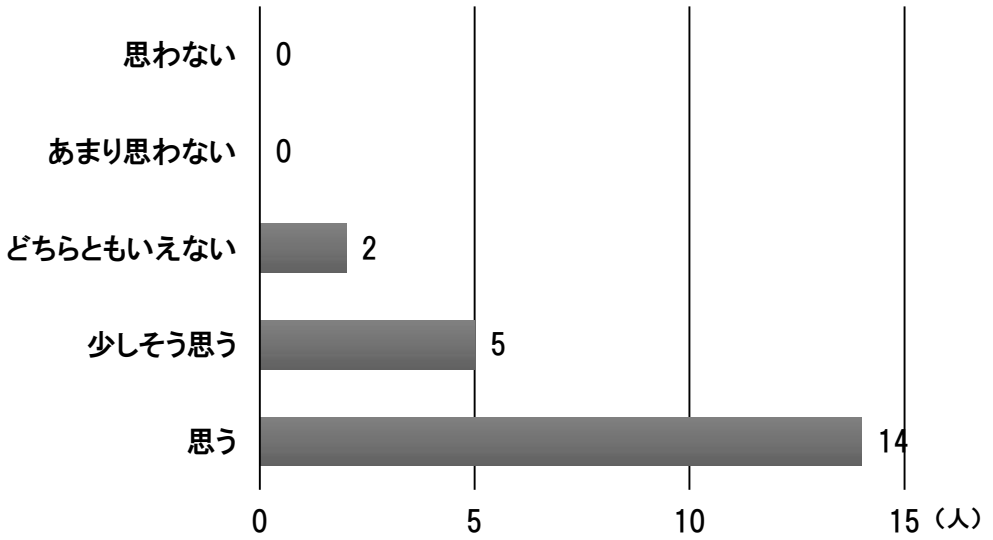

Fig.47　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、自立活動について理解することができた

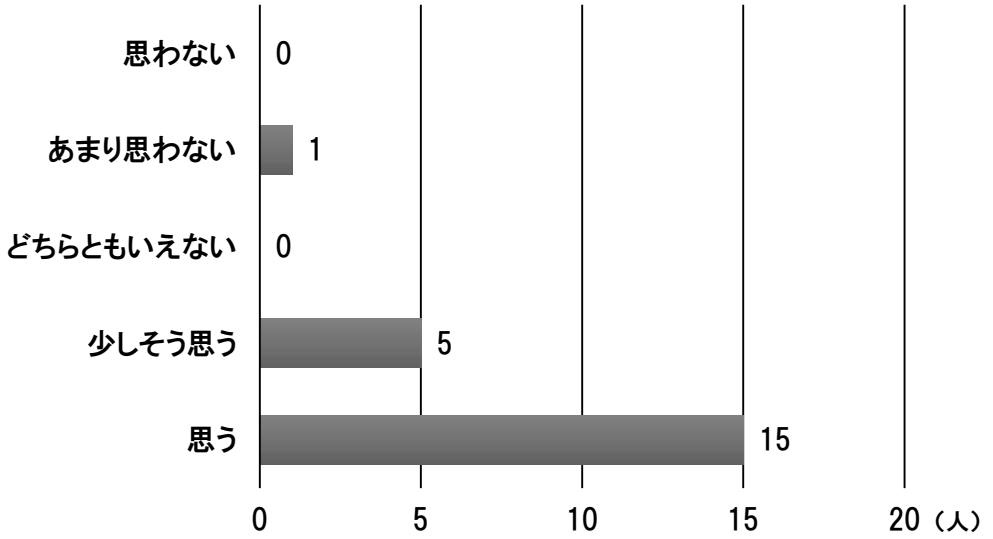

Fig.48　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、特別支援教育における教育課程の編成について知ることができた

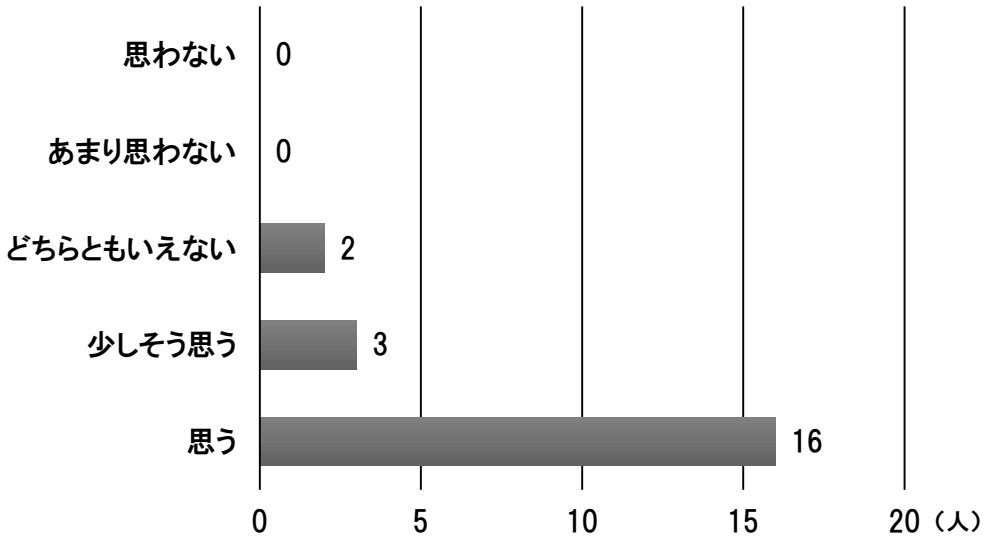

Fig.49　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、特別支援教育の理念を知ることができた

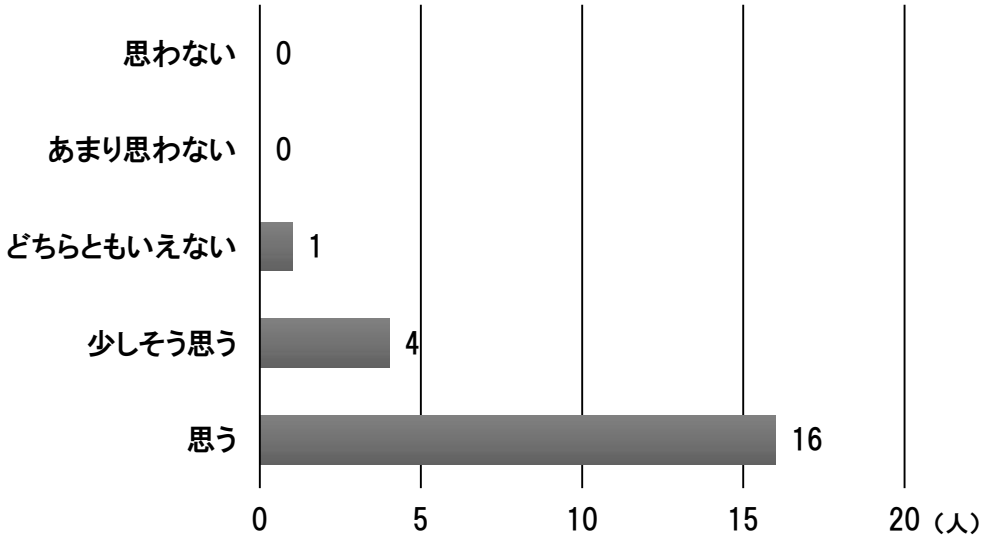

Fig.50　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、合理的配慮について知ることができた

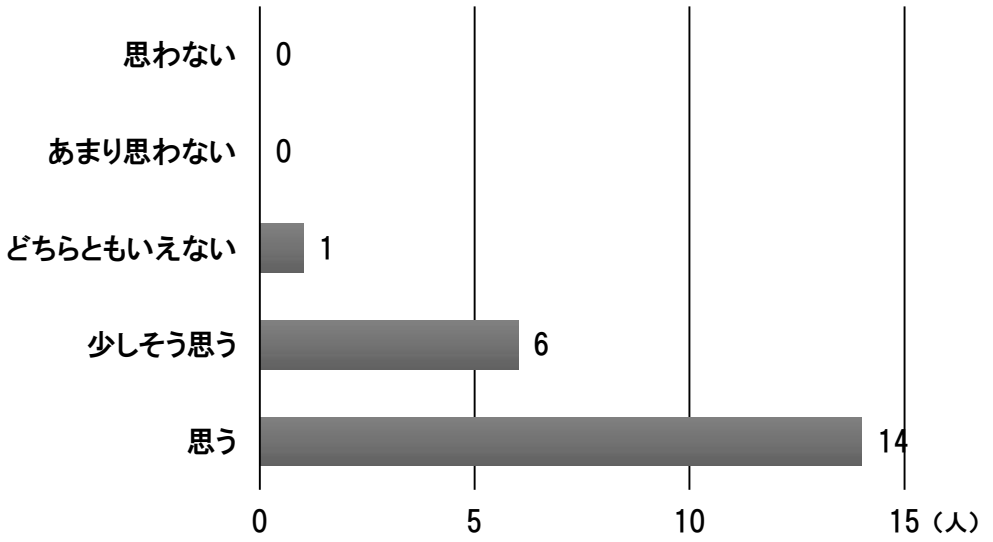

Fig.51　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、発達障害の特性の理解と支援について知ることができた

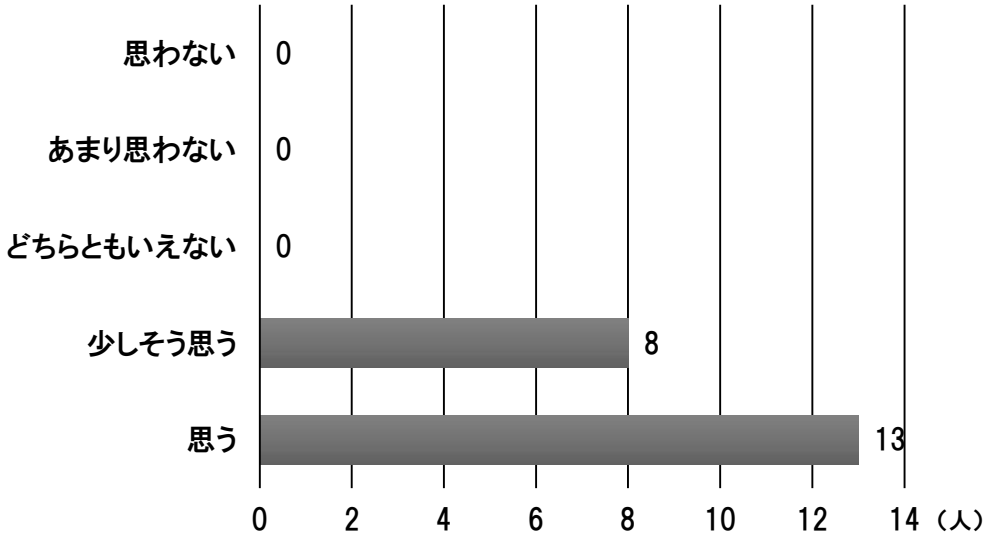

Fig.52　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、交流及び共同学習の意義と実際について知ることができた

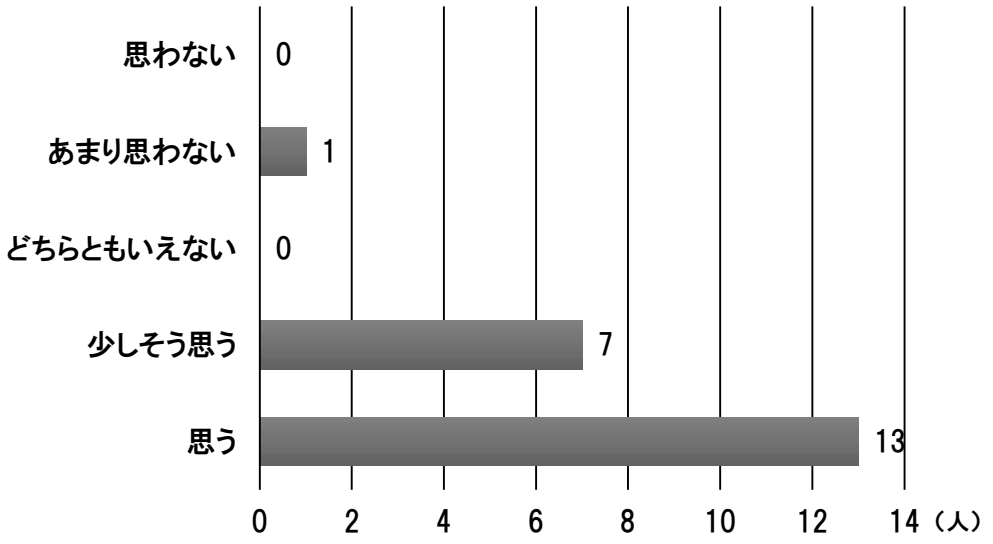

Fig.53　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、授業のユニバーサルデザインについて知ることができた

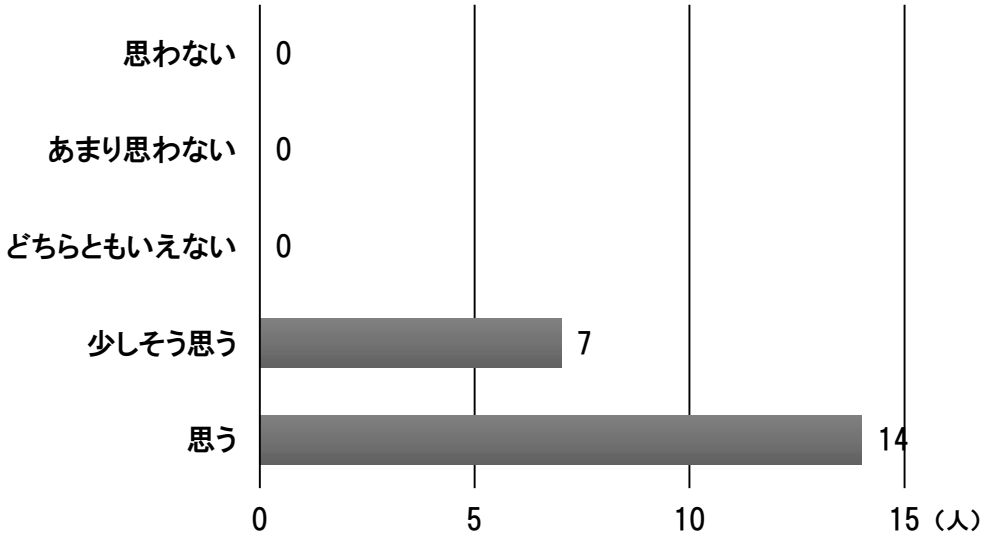

Fig.54　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、個別の指導計画・個別の教育支援計画について知ることができた

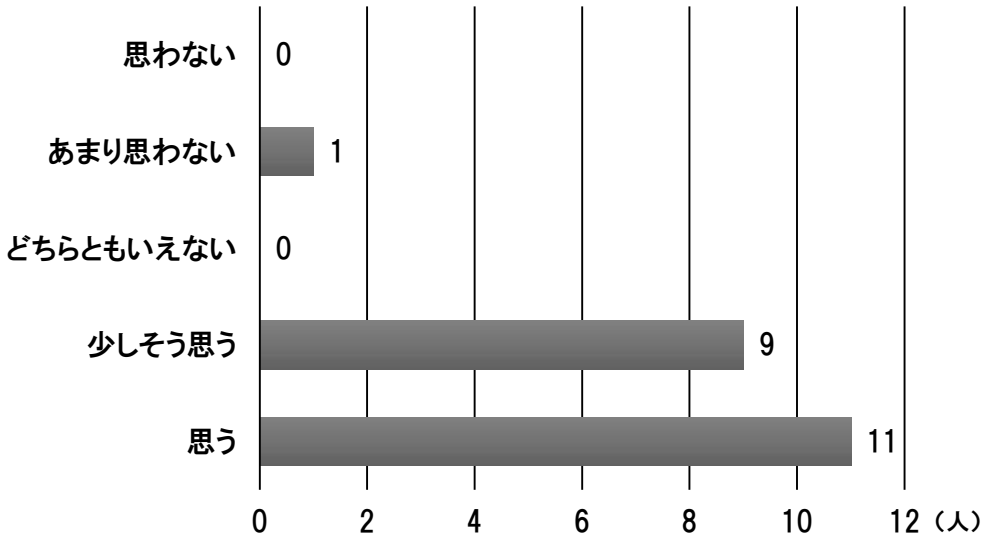

Fig.55　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、特別支援学校学習指導要領（教育要領）について知ることができた

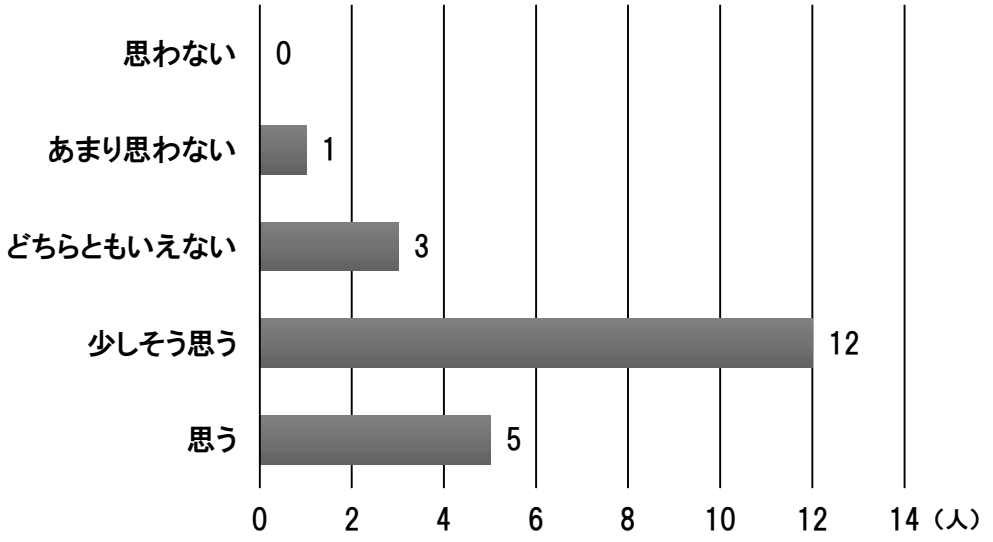

Fig.56　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、学級経営の在り方について知ることができた

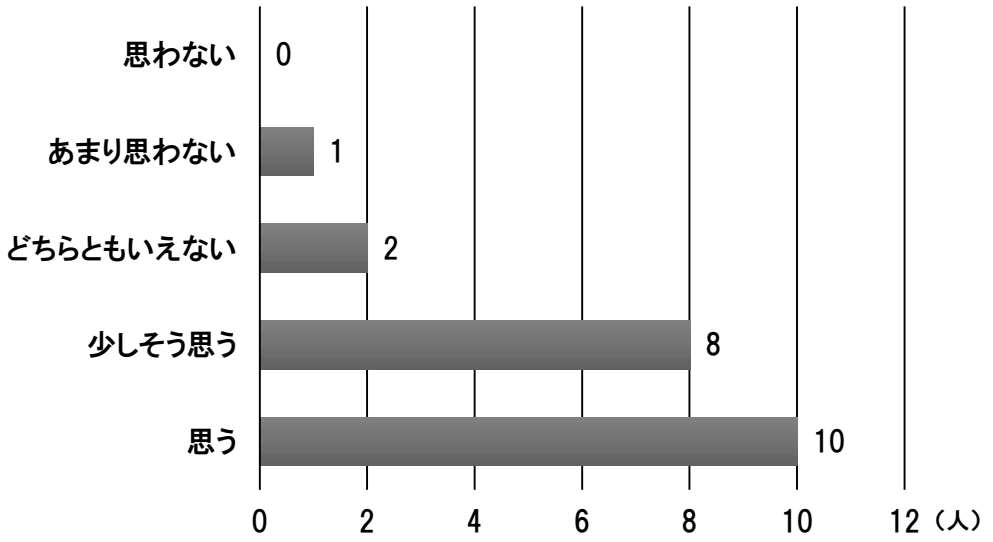

Fig.57　特別支援教育特別専攻科での学びを通して、授業づくりや学習指導案の作成の実際について知ることができた

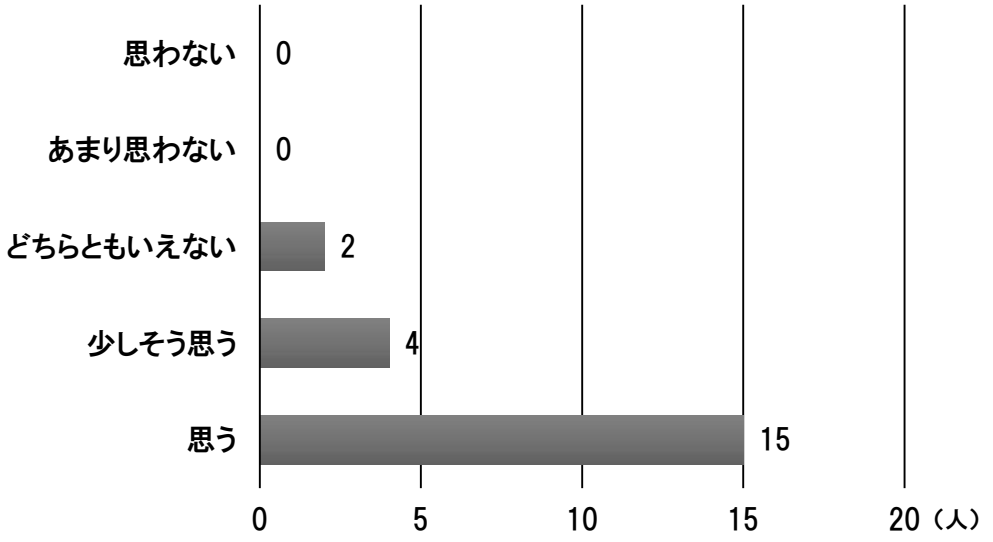

Fig.58　特別支援教育特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：現状の月～金の昼間開講が良い

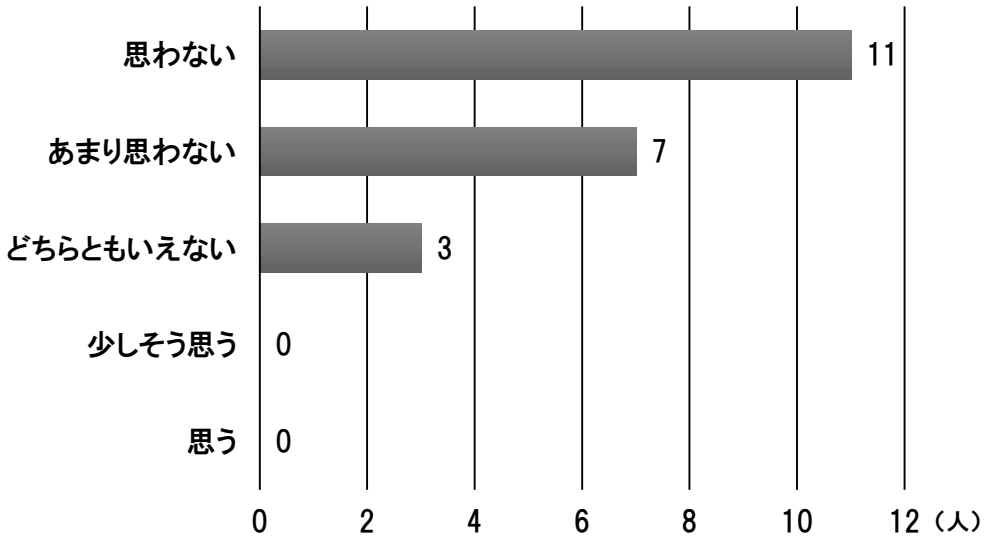

Fig. 59　特別支援教育特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：土日開講が良い

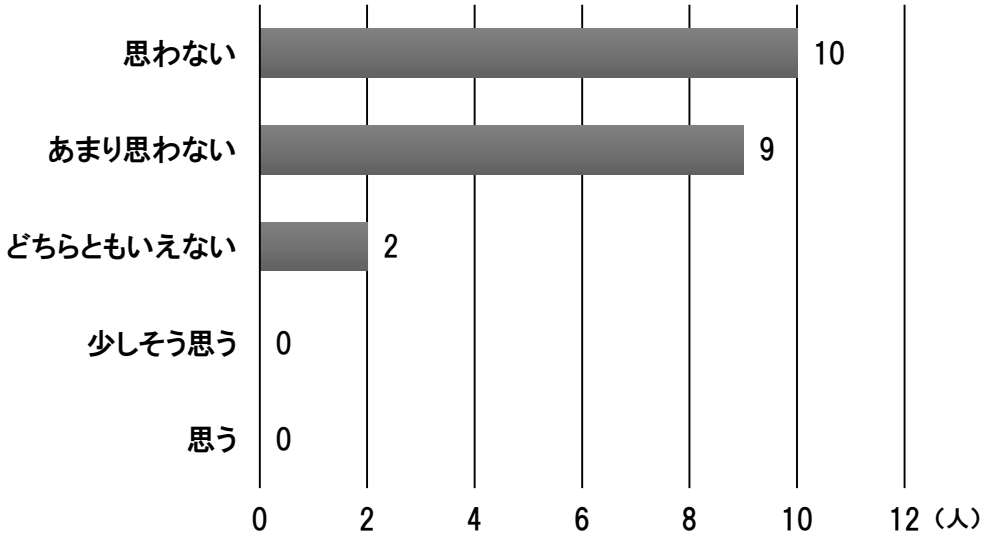

Fig. 60　特別支援教育特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：夜間開講が良い

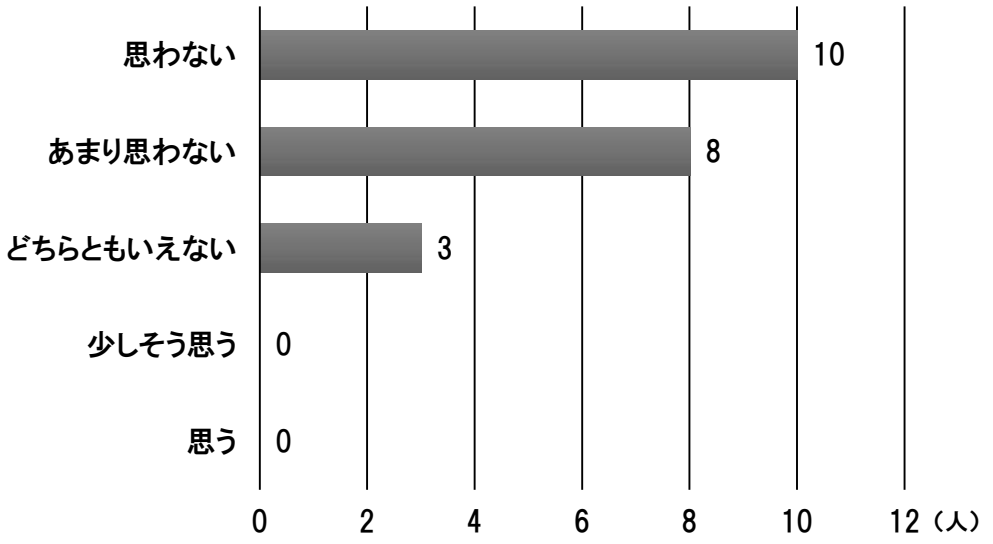

Fig.61　特別支援教育特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：土日開講と夜間開講の双方が良い

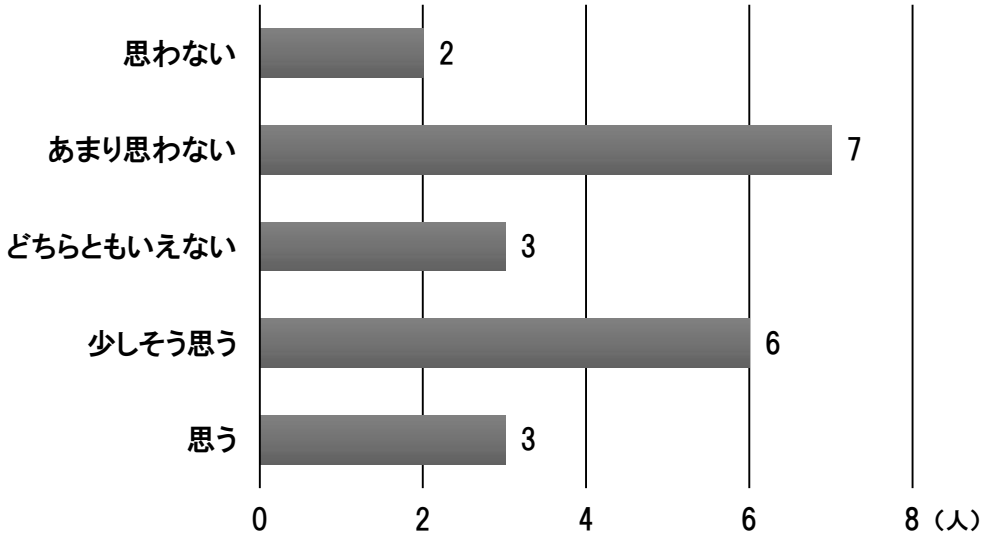

Fig.62　特別支援教育特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：都合に合わせて科目によって昼間、土日、夜間開講のいずれかが選択できるとよい

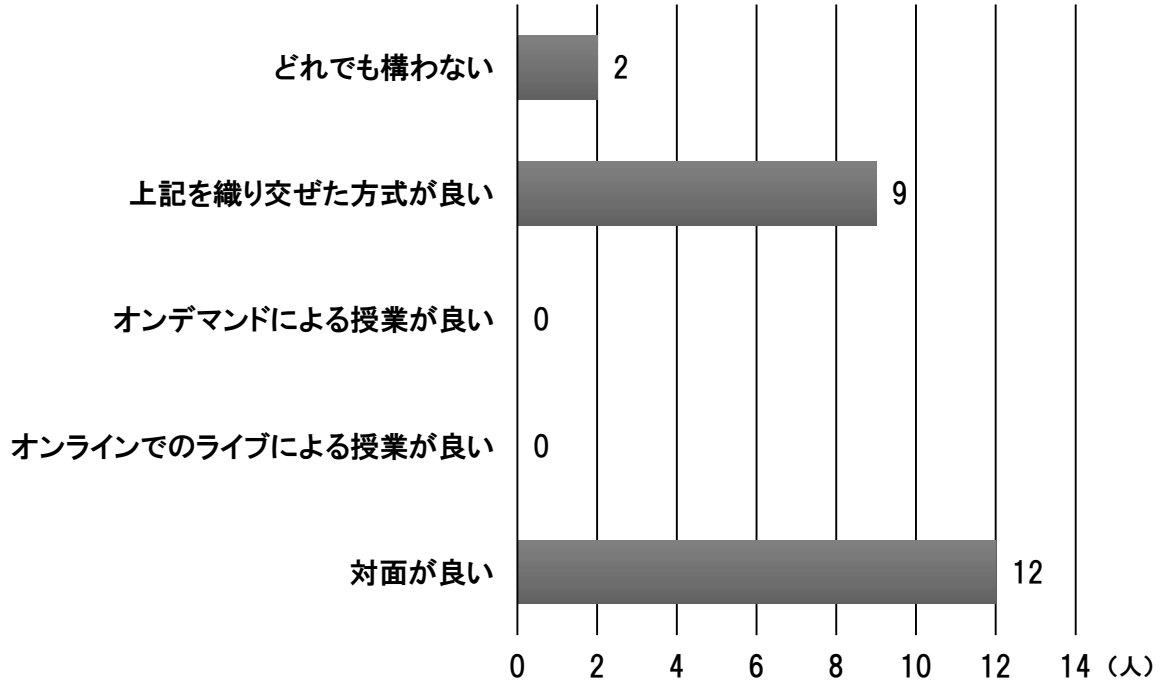

Fig. 63　特別支援教育特別専攻科の授業の開講形態・実施方式について（コロナ禍ではない状況を前提として回答してください）

なお、本アンケート調査最後の設問として、今後の特別支援教育特別専攻科の在り方についての意見を自由記述回答により求めたところ、1件の回答があった。その内容は以下の通りである。

「コロナに対応して、迅速にオンライン授業を行ってくださりありがとうございました。非対面で関係ができにくい中で、学生が気軽に悩みを相談できるような関係性がより必要になると感じました。そのため、学内で行われているカウンセリング等の情報開示など積極的に行ってくださるとありがたいかと思いました。」

2）アンケート結果に関する考察

考察に際して、今回のアンケート調査に回答した21名の学生のうち、18名が「社会人経験のない者（学部等からの進学者）」であったこと、また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、ほとんどの講義をオンラインで受講した者であったことを考慮する必要がある。

まず、Fig. 17～Fig. 31の結果から、1年間の自身の学びを肯定的に評価している者が大半であった。また、教員（社会人）としての資質・能力の向上も実感できた者が多かった（Fig. 33～Fig. 37）。一方で、Fig. 32（行動力や統率力の向上）やFig. 38～Fig. 40（実験や調査の計画、国際的や視野の獲得）などの項目については、自身の成長を感じ取りにくかった様子がうかがえた。人の移動が制限される環境下での学び（体

験的な学びの不足）については、オンラインか対面かという問題を超え、さらなる検討の余地があると考えられる。

次に、Fig. 43～Fig. 57 の中でも、障害のある子供との関わり方や支援法の理解（Fig. 43）や障害特性・困難さの理解（Fig. 44）については、１年間の中で学びの深まりを実感できた者が多かった。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特別支援学校教育実習は実習期間を短縮して実施することとなったが、それでもなお、教育現場で障害のある子供たちと関わる機会が得られたことが結果に強く反映されたと考える。加えて、特別支援学校教育実習では、入念に計画された複数回に渡る事前指導と事後指導を実施している。今年度については、指導内容に応じてオンラインと対面を使い分ける形となったが、教育実習における深い学びの実現に向け、今後も創意工夫が求められると考える。

最後に、Fig. 58～Fig. 61（授業の開講形態等）では、「平日昼間開講」を望む者が大勢を占める結果であった。回答者の９割以上が社会人ではなく、また、そのほとんどが社会人経験のない者であったことから、「自身が経験してきた開講形態」を望む者が多かったと考えられる。一方で、昼間、土日、夜間開講のいずれかが選択できる場合については、「賛成」が 17 名中７名（41.2%）、「どちらともいえない」としたものが 17 名中３名（17.6%）、「反対」としたものが 17 名中７名（41.2%）であった。また、実施方式については、「対面が良い」と回答した者が 17 名中 11 名（64.7%）、「対面、オンライン、オンデマンドを織り交ぜた方式が良い」と回答した者が 17 名中６名（36.3%）であった。

特別支援教育特別専攻科は、中学校・高等学校の教員免許状を保有する学生が多く進学し、特別支援学校中学部・高等部の教育を担う人材を輩出する重要な役割を担ってきたが、今後は現職教員の学びの場としてさらなる発展が求められている。今回のアンケート結果を踏まえると、平日昼間開講を基本線としながら、講義形態の多様化（オンラインと対面のハイブリッド）や開講形態の多様化（土日開講やオンデマンド）を進める段階にあることが考えられる。

Ⅲ．成果・課題

前章で紹介した調査結果を、本事業の企画提案書及び本成果報告書第Ⅰ章５節において示した成果の指標ごとに再構成して考察し、本事業の成果と課題について述べる。

１．履修証明制度等の活用による特別支援学校教諭専修等免許状取得のラーニングポイントとするための検討結果

（１）教育委員会が取り組む特別支援教育に関する各種研修の内容について

都道府県及び政令指定都市教育委員会に対するアンケート調査結果より、特別支援学校教員以外の教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実態について分析したところ、保育園や認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の職員を対象とした、校種を幅広く設定した教職員対象の研修や、養護教諭や栄養教諭、学校事務員など、一般教諭以外の教職員を対象とした研修、専門研修、特別支援教育ミドルリーダー養成研修、センター的機能研修など、教員のキャリアや役割に応じた研修、保護者対応に関する研修など、実態に応じた研修が実施されている状況が把握できた。

特に初任者研修において取り扱っている特別支援教育に関する内容として、特別支援教育の理念や基礎的事項について取り扱っていることが多かった。具体的な特別支援教育の内容としては、「授業のユニバーサルデザイン」、「合理的配慮」、「授業づくり」、「発達障害」など、通常の学級において特別支援教育を推進するための内容が多かった。

中堅者・ベテラン者対象の研修においては、初任研と同じ研修内容に加え、「アセスメント」や「生徒指導上の問題」、「就学指導」など、学校単位で取り組む内容についての研修が新たに見られた。このことから、中堅者・ベテラン者に対しては、自らの特別支援教育に関する知識を深めるだけでなく、ミドルリーダーとして特別支援教育を推進してもらいたいという意図が感じられた。また、発達障害についても障害ごとの特性に関する内容が取り扱われており、より細かな知識の獲得を求めている状況がうかがえた。

管理職対象の研修では、特に「校内支援体制」や「関係機関との連携」、「学校マネジメント」、「特別支援教育の推進の在り方」といった、学校単位や教育委員会単位で行われる特別支援教育についての内容が取り扱われていた。このことから、管理職には、特別支援教育を自身の学校で充実させることはもちろん、地域で特別支援教育を推進する役割を期待している様子がうかがえた。また、「大学教授による講演」や「市の取り組みについての周知」などの回答が認められたことから、地域で特別支援教育を推進することの一環として、関係機関との連携を充実させることが求められていると考えられる。

特別支援学級担任対象の研修において取り扱っている内容としては、「特別の教育課程」、「合理的配慮」、「自立活動」、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」、「評価」など、特別支援学級における指導や支援を充実させるために必要と思われる内容が多かった。また、「アセスメント」や「心理検査」など、より細かく児童生徒の実態把握を

行うことが求められている様子がうかがえた。通常の学級の担任対象の研修には見られなかった、発達障害以外の障害種の特性や授業づくりについて取り扱われていることや、「教師と保護者」や「通常の学級と特別支援学級」との連携についての内容があることが、特別支援学級担任対象の研修の特徴と考えられる。また、難聴（聴覚障害）や弱視（視覚障害）の特別支援学級担当者数は少数であるため、年々OJT による人材育成が困難な状況が明らかとなった。研修についても、選択制がとられており、専門性の維持・継承・発展が困難な状況がうかがえた。研修の主催者は年間の研修の総時間数が決まっている中で、ニーズが多い内容から取り扱わざるを得ない事情があることが考えられる。そのため、結果として希少な障害種の研修機会も減っており，OJT の実施も困難になっていると考えられる。しかし、少ないからといって、これらの障害種に対応した教育が実施できなくなることは避けなければならず、このような希少な指導分野の専門的研修こそ国立大学法人が担うべき研修であると考えられる。

通級による指導担当者対象の研修において取り扱われている内容としては、特別支援学級の教員を対象とした研修と同じ内容（発達障害、子供の理解、自立活動など）が多かった（全く同じと回答した教育委員会が４ヵ所）。このことから、通級指導教室で求められる専門性は、特別支援学級のそれと共通するものが多いことが考えられる。一方で、言語障害に関する障害特性や指導方法についての内容の記述が多く、こうした内容は通級による指導独自のものであり、かつ通級による指導担当者に求められている内容であることが考えられる。

その他として研修で取り扱っている内容は、特別支援教育コーディネーターに関する内容が多かった。具体的には、特別支援教育コーディネーターの役割や専門性の向上に関する回答が多く、特別支援教育コーディネーターに関する研修は、他の研修とは別に独立して行われているものと考えられる。また、カウンセリングや心理検査など、高度な専門性が求められる内容や、関係機関との連携が求められる内容についても多くの記述が認められ、こうした研修については、経験年数ではなく、特別支援教育に関する高度な専門性を有する者に限定した研修か、むしろ受講対象者を定めずに広く行われている研修のいずれかに該当するものと考えられる。

（２）教員対象の研修をラーニングポイント化することの可否やラーニングポイント化にむけて必要な準備内容についての検討結果

岡山大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）では、先駆的にラーニングポイント制を導入している。ラーニングポイント制として単位授与の対象となる教員研修は、独立行政法人教職員研修機構、岡山県教育委員会、岡山市教育委員会の教職員及び岡山大学大学院教育学研究科教職実践専攻、岡山大学教師教育開発センターの教員が主要メンバーとして計画･実施に関与し、同専攻の教育水準を満たすものとしている。この教員研修の一部（資料 A の A 群科目）が単位認定の対象となり、これらが認定されれば教職課程認定（専修免許状）を受けた教職大学院の選択科目「教育実践演習」（最

大計 16 単位）として単位が授与される仕組みとしているとのことであった。

また、教員研修の質の担保として岡山大学が重要視していたのは「体系的な省察的実践」であった。これは、日々教師が行う教育実践において、持続的かつ計画的に省察し、実践を改善し、効果の再検証を行うなど、システマチックに実践の改善を図るものである。そのためには、意図的で継続的な教員研修が必要になる。すなわち、学校現場での経験の単なる積み増しでは、アクションリサーチを有効に進めることが難しいため、学校現場だけでなく、岡山大学の教員が積極的に関与した「体系的な省察的実践」としての教員研修を単位授与の対象として位置づけているとのことであった。

さらに、単発の研修ではなく、研修後の職場実践を促す「研修転移」の考えを踏まえ、ラーニングポイント制を導入した教育研修では、そこで学んだ内容を学校現場で実践し、一定期間を経て、また研修の場に持ち帰って検討する「持ち帰り型の研修」を導入するなどの工夫も行っているとのことであった。

今回実施した教育委員会対象のアンケート調査結果においても、持ち帰り型研修や、ディスカッション、調べ研修、実地研修、授業参観など、大学の授業のみでは担保できない研修が展開されていることが明らかとなった。一方で、基礎基本的な事項に関する研修では、講義形式が用いられていることが多く、こうした部分は大学としても貢献しやすい部分であると考えられる。一方で、岡山大学が推進しているように、教育委員会等との連携を図りながら、大学が得意とする研修形式、教育委員会や教育センターが得意とする研修形式の両者をつなぐことで、現職教員の更なる学びの深化に貢献できるのではないかと考える。そうした部分を、履修証明プログラム、更には大学の単位と結びつけ、ラーニングポイント化することも可能となることが考えられた。

一方で、さらに検討が必要な事項としては、履修証明プログラムや教育委員会における研修と大学の授業科目とを連携させることによる単位化は可能であっても、こうした科目をどのように教職課程認定科目として位置づけるかについては、確かな情報を得ることができなかった。このことについては、アンケートや聞き取りによる調査研究のみでは限界があり、文部科学省や中央教育審議会初等中等教育分科会教育養成部会及び課程認定委員会の判断を仰ぐ必要がある。

２．特別支援教育特別専攻科の開設授業の一部を通学課程としての要件を満たす範囲でオンライン・オンデマンド化するための検討結果

（１）通学課程としてオンライン・オンデマンド化が可能な授業科目に関する検討結果

特別支援教育特別専攻科の修了要件においては、学部とは異なり、授業の方法による修得単位数の制限は設けられていないことが明らかとなった。大学院については、大学院設置基準第十六条において、メディア授業に関する制限についての記載が修了要件の中に特に設けられていないことから、特別支援教育特別専攻科においても大学院の場合と同様、制限は設けられていないと解釈できるものと考えられる。

そこで、a. 修了要件である 30 単位全てを遠隔で実施できるか、b. 研究指導を適切に行うための科目も遠隔で実施できるか、c. 対面が適切と考えられる科目はどれか、また、その科目で対面が必要な授業時数はどの程度か、d. 土日夜間開講の実現可能性はあるか、e. ハイブリッド型授業の実現可能性はあるか、f. オンライン・オンデマンド授業実施にあたり、本学で導入しているオンライン学習支援システム（Blackboard Learn）や Microsoft Teams で対応できるか、について検討・確認した結果、全 22 科目中８科目がオンライン・オンデマンドのみで授業実施が可能、３科目が対面による土日夜間開講が可能、４科目が対面と遠隔のハイブリッド型による授業実施が可能、７科目が対面で平日開講による授業実施が望ましい、という結果となった。なお、対面実施が望ましいとされる７科目のうち３科目は「発展科目」と呼ばれる教職課程認定の審査を受けていない科目であり、受講はあくまでも自由となっている。また、残り４科目についても選択必修または選択科目であり、これらを履修しなくても修了要件を満たすことが可能であるとの結論に至った。

なお、オンライン・オンデマンドのみで実施可能な科目は全て講義形式、対面による土日夜間開講が可能な科目はすべてゼミ形式、ハイブリッド型による実施が可能な科目は一部演習を伴う講義形式、対面による実施が望ましいとされた科目は演習形式、であった。ハイブリッド型が可能な科目についても、演習部分は対面実施が望ましいとのことであった。

（２）対面形式で実施する必要がある授業科目について、土日開講や集中講義等の実施により、現職教員が本務を続けながら本学の科目履修を可能とするための工夫の余地の有無に関する検討結果

特別支援教育に携わる現職教員を大学院等へ派遣しているか、派遣している場合、どの教育課程に派遣しているかについて尋ねたところ、80%以上の教育委員会が、教員を大学院等へ派遣していることが明らかになった。派遣先で最も多かったのは教職大学院であり、全体の約 65%を占めていた。次に多かったのは、教職員ではない従来型の大学院（29.4%）、そして特別支援教育特別専攻科（23.5%）の順であった。

教育委員会が昨年度、特別支援教育に携わる現職教員を大学院等へ派遣した人数は、０名が最も多く（９回答；26.5%）、続いて１名（８回答；23.5%）、２名（６回答；17.6%）、３名（６回答；17.6%）といった具合に、概して派遣人数が多くなるほど回答率は下がる傾向にあった。この主な理由として、予算が限られていることや、派遣できる人材が不足していることが考えられる。また、派遣した人数のうち、特別支援学校教員の占める人数についても、０名が最も多く（12 回答；35.3%）、続いて１名（11 回答；32.4%）、２名（４回答；11.8%）、３名（４回答；11.8%）といった具合に、概して派遣人数が多くなるほど回答率は下がっていく傾向にあった。これは、特別支援学校教諭免許状の保有率が低い特別支援学級担任や通級による指導担当者の保有率向上を目指している教育委員会が多いことが推察された。

特別支援教育に携わる現職教員を派遣しやすいように、派遣先の大学院等が工夫していることを尋ねたところ、教職大学院化が最も多く（38.2%）、その他や無回答・無効回答を除くと、オンライン・オンデマンド開講（17.6%）、夜間・土日開講（11.8%）の順に回答が多かった。

また、今後、派遣先の大学院等が特別支援教育に携わる現職教員を派遣しやすいように工夫すべき事項について尋ねたところ、回答率が最も高かったのは、オンライン・オンデマンド開講（38.2%）であり、これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として急速に普及した形態ではあるものの、学校現場を離れずに受講させたいという考えや、ギガスクール構想の中、少しでも ICT の活用機会に触れてほしいという考えが背景にあることが考えられる。次に多かったのが、一種免許状と専修免許状両方の取得（35.3%）であり、教育委員会は、特別支援教育に関してより高度な専門性を有するミドルリーダーの育成を求めている状況がうかがえた。

（3）オンライン・オンデマンド化に伴って必要となる物品やネットワーク環境の改善策等についての検討

本学では、教育のデジタル化・リモート化、国内外の大学や企業とも連携した遠隔・オンライン教育の推進などの喫緊の課題に対応するため、情報メディア教育研究センターの部門の再編・新設し、教育カリキュラムに数理・データサイエンス・AI を導入する企画・立案や、本学が目指す国際化に対応できる次世代オンライン教育環境の構築を担う構想があることが分かった。特に、MOOCs や COIL 等を活用した質の高いオンライン教育の企画・立案・運用、効果的な e ラーニングコンテンツの作成支援、次世代オンライン教育システムの利用展開等が計画されていた。

これまで本学では社会人を対象とした公開講座、さらに企業エンジニアを対象とした実践教育を展開してきた。教育のデジタル化・リモート化に対応したリカレント教育の在り方としてオンライン教育を導入することにより、幅広く多くの地域及び社会人に実践教育の場を提供することが可能となる。さらに、オンライン教育の展開により、障害のある学生の受け入れや修学支援のほか、障害のある教員を計画的に養成、特別支援学校教諭免許状の免許法認定講習や発達障害の履修証明プログラムを展開することも可能となる。

また、本学では、オンデマンド授業のための学習支援システム（LMS）や動画管理配信システム（VOD）、双方向授業のための Web 会議クラウドサービス（Microsoft 365）について、利用拡大に伴うリソース調整や運用の安定化に努めており、多くの授業がオンラインで実施される中、これまで LMS や VOD、Web 会議システム等に縁のなかった教育や学生への利用支援を通して、日常的に 10,000 名以上が利用する状態となっており、オンライン・オンデマンド環境における教育基盤構築の基礎的準備は整っていることが分かった。

今後は、学内利用者向けのみならず、学外利用者に対するオンライン・オンデマンド

環境の改善を行い、特別支援教育の専門性向上に資する取組がさらに展開できるよう準備を進めていく必要がある。

（４）現職教員である特別支援教育特別専攻科生が、研修等で取得したラーニングポイントを以って本学の授業科目の一部履修を免除する等の制度を設けることの可能性についての検討結果

繰り返しになるが、履修証明プログラムと接続させたラーニングポイント制を導入している岡山大学や関西国際大学においては、いずれも特別支援学校教諭免許状におけるラーニングポイント制ではないものの、研修等でラーニングポイントを発行し、それを蓄積させることで対応する大学院の授業科目の単位として付与する制度を設けており、本学においても、現職教員である特別支援教育特別専攻科生が、研修等で取得したラーニングポイントを蓄積させ、単位化することを以って授業科目の一部履修を免除する等の制度を設けることは可能と考えられる。ただし、これも先述したが、こうした授業形態が、教職課程認定基準を満たすかについては中央教育審議会や文部科学省とも協議を重ね、慎重に検討する必要がある。

３．特別支援学校教諭専修等免許状を効率的・効果的に取得できる制度を設けた場合のニーズやラーニングポイント化可能な研修の種類・内容

（１）特別支援学校教諭専修等免許状を教員に取得させることについてのニーズや課題

教育委員会に対する調査において、大学院等へ派遣した特別支援教育に携わる現職教員が取得する特別支援学校教諭免許状の種類を尋ねたところ、無回答・無効回答が多かったため、派遣した教員が具体的にどの種類または領域の免許状を取得するかについてまで詳細に教育委員会側が把握できていないケースが多かった可能性があるものの、教育委員会が把握しているケースに限って言及すると、種類としては専修免許状（47.1%）、一種免許状（26.5%）、二種免許状（8.8%）の順に多かった。

教育委員会が大学院等へ求める事項の中で、特に教員免許状と関連するニーズで最も多かったのが、一種免許状と専修免許状両方の取得（35.3%）であり、教育委員会は、特別支援教育に関してより高度な専門性を有するミドルリーダーの育成を求めている状況がうかがえる。ただし、今回の調査では明らかにできなかったが、専修免許状の取得を推奨されている教員の多くが特別支援学校教諭である可能性があり、今後、インクルーシブ教育システムの構築・推進を目指していくには、特に特別支援学校教諭免許状保有率の向上が目指される小中学校等においても二種免許状や一種免許状のみならず、専修免許状を保有する高度専門性のある人材育成を目指す必要がある。

一方で、小中学校等の教員の中には、実践力は高いが特別支援学校教諭免許状を有していない者がおり、教育委員会はこうした教員に専修免許状を取得させ、更なる活躍をさせたいという意向があることが明らかになった。そのため、大学院等において努力するべき事項としては、基礎免許状のみ保有している者についても、２年間の修学によっ

て特別支援学校教諭一種免許状と専修免許状の双方を取得できるような制度を設けること等が考えられる。

（２）従来通りの通学課程の場合と、一部オンライン・オンデマンド化や土日開講、研修と大学の授業科目とのハイブリッドシステムを導入した場合における派遣のニーズや課題の違い

教育委員会に対する調査の結果、特別支援教育に携わる現職教員を派遣しやすいように、派遣先の大学院等が工夫していることとして、教職大学院化が最も多く（38.2%）、その他や無回答・無効回答を除くと、オンライン・オンデマンド開講（17.6%）、夜間・土日開講（11.8%）の順に回答が多かった。次に、派遣先の大学院等が特別支援教育に携わる現職教員を派遣しやすいように工夫すべき事項として、回答率が最も高かったのは、オンライン・オンデマンド開講（38.2%）であった。

一方、特別支援教育特別専攻科の学生に対して望ましい受講形態や授業実施日について尋ねたところ、「平日昼間開講」を望む者が大勢を占める結果であった。回答者の９割以上が社会人ではなく、また、そのほとんどが社会人経験のない者であったことから、「自身が経験してきた開講形態」を望む者が多かったと考えられる。一方で、昼間、土日、夜間開講のいずれかが選択できる場合については、賛成が17名中７名（41.2%）、どちらともいえないとしたものが17名中３名（17.6%）、反対したものが17名中７名（41.2%）であった。また、実施方式については、対面が良いと回答した者が17名中11名（64.7%）、対面、オンライン、オンデマンドを織り交ぜた方式が良いと回答した者が17名中６名（36.3%）であった。

今後、特別支援教育特別専攻科は、中学校・高等学校の教員免許状を保有する学生が多く進学し、特別支援学校中学部・高等部の教育を担う人材を輩出する重要な役割を担ってきたが、今後は現職教員の学びの場としてさらなる発展が求められている。今回のアンケート結果を踏まえると、平日昼間開講を基本線としながら、講義形態の多様化（オンラインと対面のハイブリッド）や開講形態の多様化（土日開講やオンデマンド）を進める段階にあるのではないかと考える。

（３）履修証明制度等の活用によるラーニングポイント制を導入している場合における大学の授業科目と教育委員会等が実施する研修の内容や組み合わせについて

当初は、特別支援学校教諭専修免許状取得に向けたラーニングポイント制の実態把握を目指していた。しかしながら現在のところ、特別支援教育の専門性向上を目指した履修証明プログラムを開設している大学は散見されたものの、蓄積したラーニングポイントを特別支援学校教諭専修免許状の上申に必要な単位に移行する仕組みを設けている高等教育機関は、調査した範囲では見つけることができなかった。

先述した通り、岡山大学では独立行政法人教職員研修機構、岡山県教育委員会、岡山市教育委員会と連携し、ラーニングポイント制を設けている。受講者は、教育委員会等の研修で学んだ内容を深化させるために、教職大学院の授業において、教員や他の受講

生とディスカッションやレポート作成等を通したアクションリサーチを実施することで、その科目の成績が付与されるといった仕組みを導入している。

一方、関西国際大学では、現職教員を主な対象とした履修証明プログラム「職業実践力育成プログラム」では、基礎研修、専門研修、実地研修、講演会・シンポジウムへの参加、巡回指導、研究会での指導助言で構成される「リトレーニングプログラム」と、大学院で開講されている授業科目（複数科目を選択科目として準備）とを連携させ、リトレーニングプログラムと関連する授業科目の履修の双方をもって履修証明書を発行する仕組みとすることにより、学びを深化させるとともに、先述した大学院との接続などを図りやすくするための工夫を行っていることが分かった。ただし、関西国際大学の大学院では、特別支援学校教諭専修免許状の教職課程認定を受審しておらず、特別支援学校教諭一種免許状保有者が大学院に進学しても、専修免許状の上申が不可能とのことであった。ただし、そうした状況下においても、多くの現職教員が関西国際大学の大学院への進学を希望している状況は、リトレーニングプログラムの内容や様々な立場の講師陣が充実しているためと考えられる。

教育委員会へのアンケート調査結果から、大学が特別支援教育に関する履修証明プログラムを創設する場合、多くの教育委員会が期待する事項として見えてきたこととして、特別支援学級担任や通級による指導担当者、通常の学級担任、特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高めることや、発達障害、情緒障害、保護者支援や自立活動、実態把握の方法、個別の指導計画・教育支援計画の作成、ICT の活用についての知識や技術を獲得することであった。これらの内容と大学における授業科目や履修証明プログラムの内容との整合性をもたせることで、教育委員会等による研修と大学における授業や研修とにつながりができ、ラーニングポイント制の導入を進めやすくなることが考えられる。

（４）ラーニングポイント制を導入していない場合、現在実施している研修のうちラーニングポイント制に適しているものの内容

教育委員会に対する調査や岡山大学・関西国際大学の教員に対する聞き取り調査の結果、どのような研修であっても原則ラーニングポイント制が導入できる可能性が高いことが明らかとなった。重要なことは、ラーニングポイント制の導入に当たって、大学と教育委員会等とが密な連携を図りながら、大学が実施するどの授業科目と教育委員会等が実施するどの研修とを関連づけることができるのか等について検討することにより、現在実施している研修のうちラーニングポイント制に適しているものの内容をより的確に把握できることが考えられる。

４．課題・まとめ

本事業では、a.本学や教育委員会主催の研修を、特別支援学校教諭免許状取得のためのラーニングポイントとするための検討、b. 本学が実施する授業の一部オンライン・

オンデマンド化の検討、c. 都道府県等教育委員会を対象に、a. b. による特別支援学校教諭免許状を取得できる制度に対するニーズやラーニングポイント化可能な研修の種類・内容の調査、の３つを主に実施することを目標とした。短期間の事業であったが、目的以上の成果が出たものと考える。一方で、本事業の取組によって明らかになった事項をエビデンスとし、さらに本格的に実施可能性や実施効果等を検討していくには、長期間にわたる調査研究が必要となる。今後、オンライン・オンデマンド化の検討、ラーニングポイント制導入の実現可能性の検討、履修証明プログラムの有効性について、特に継続して検討を重ねていきたい。

Ⅳ. 資料

資料A　岡山大学教職大学院ラーニングポイント制を導入した研修等一覧

区分	選必	教員研修等	実施機関	ポイント	修了要件
A群	選択必修	総合的ミドルリーダー研修講座	岡山県教育委員会	6	A群の教員研修等を一以上修了していること。
		教科指導ミドルリーダー研修講座	岡山県教育委員会	4	
		総合的ミドルリーダー研修講座	岡山市教育委員会	4	
		授業力パワーアップセミナー	岡山県教育委員会・岡山大学	2 繰り返し可	
		現職ＣＳＴ養成プログラム	岡山県教育委員会・岡山大学	２－６	
		研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修（19講座）	教職員支援機構	各２	
		（独）教職員支援機構・岡山大学連携・協力講座	教職員支援機構・岡山大学	２－４	
		学校リーダー研修プログラム	岡山大学	2 繰り返し可	
B群	必修	教育実践研究Ⅰ（課題分析）	教職大学院	－	A群の教員研修等を一以上修了した後、B群の教員研修をすべて修了していること。
		教育実践研究Ⅱ（課題提案）		－	
C群	選択	教育実践特別研究（課題検証）	教職大学院	教職大学院が指定	
		スクールリーダーと組織開発Ａ			
		スクールリーダーと組織開発Ｂ			

岡山大学（2019）平成30年度文部科学省教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業現職教員に対する研修講座・公開セミナー等の修了により教職大学院において単位を授与する制度の導入・プログラム開発
別冊資料　岡山大学教職大学院ラーニングポイント制の理念と展望　より引用

資料 B　関西国際大学における社会人(教員)の学び直し促進モデル

大学院入学前に受講した専門領域プログラムでの学びを単位認定し、累積加算として大学院の単位として認定
①教員に義務付けられている「教員免許状更新講習」の全部又は一部を、入学前修得単位として入学後に認定
②大学が開設する専門領域の「履修証明プログラム」を、入学前修得単位として入学後に認定

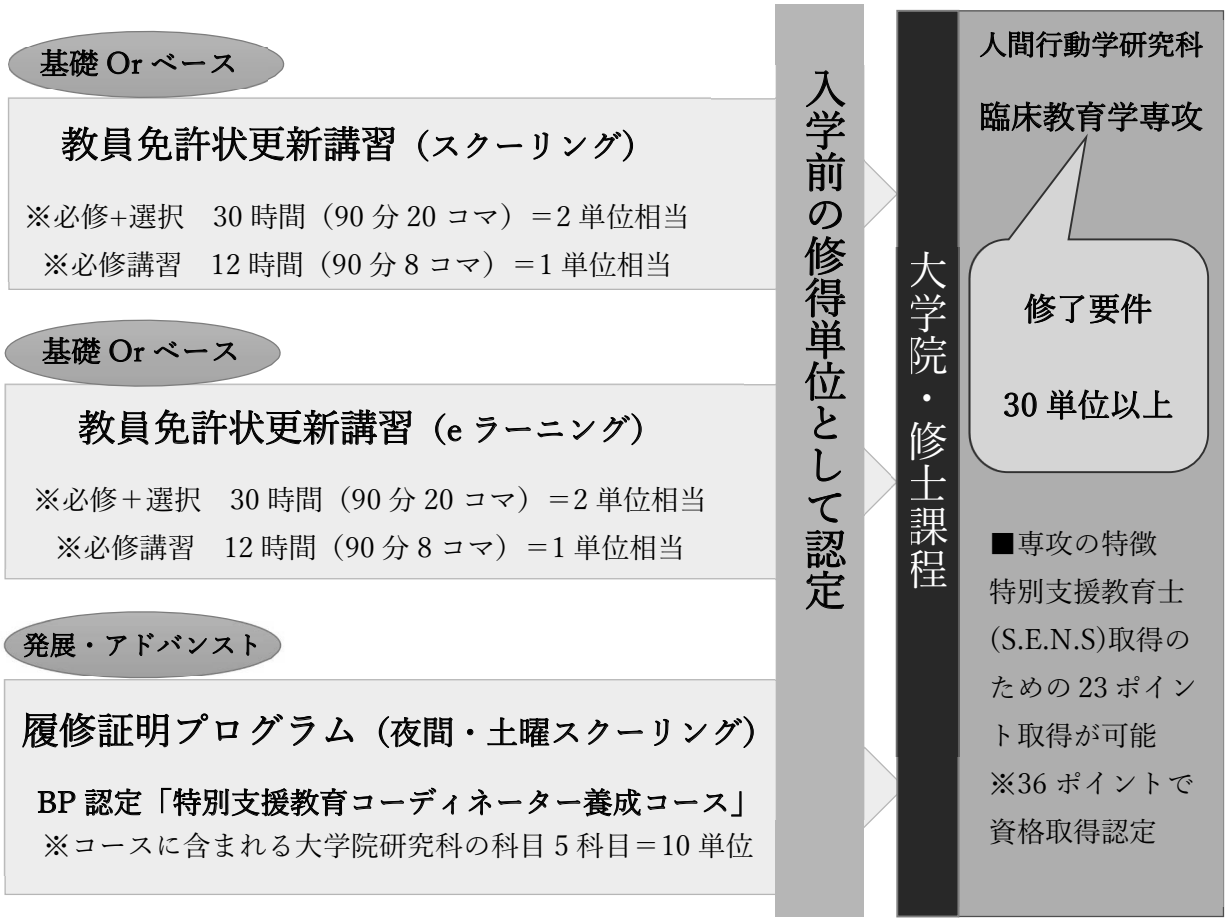

※中尾繁樹教授講話資料より、一部レイアウトを変更して引用

資料C　都道府県・政令都市教育委員会に対する調査用紙

特別支援教育に携わる教員の専門性向上にむけた取組の実態と課題に関する調査

本調査は，大学等高等教育機関が担うべき特別支援教育に関する専門性の質的向上に資する研修ニーズを把握することを目的とし，貴教育委員会事務局にて特別支援教育を担当されている皆様が，貴教育委員会または教育センター（または研修担当部署）において，特別支援教育に携わる教員の質的向上に向けて行われている取組の実態や高等教育機関が実施すべき研修内容について把握することを目的として実施しているものです。本調査は，**文部科学省令和2年度教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業**の一環として，広島大学が文部科学省の委託を受けて実施させていただいているものです。

◎ 特別支援教育または関連領域を担当しておられる指導主事の先生にご回答をお願いいたします。
◎ 教育センター（または研修担当部署）が設置されている自治体におきましては，可能な範囲で教育センター（または研修担当部署）ご所属の指導主事の先生と適宜ご相談のうえご回答ください。
◎ 回答に正解・不正解はございませんので，お考えになったとおりにお答えください。
◎ それぞれの質問をよくお読みくださり，全ての質問についてお答えください。
◎ ご回答いただいた結果をまとめた報告書を，本事業終了後に送付いたします。
◎ 恐れ入りますが，ご回答は同封の返信用封筒に入れ，２０２０年 １２月 ２８日（月）までにご投函ください。

【本調査で得られた情報について】
本調査で得られた情報に関しては，本事業の目的のみで使用し，いかなる場合においても個々の回答内容を本事業の関係者以外に対して開示・提供いたしません。本事業の報告書にその内容を記載する際にも，ご回答いただいた機関や個人を特定し得る情報を全て削除し，統計的に処理した上で，本アンケートのデータとして使用させていただきます。つまり，どなたがどのような回答をされたかが分からないような形で報告させていただくこととなります。なお，機関の情報につきましては，本調査結果をまとめた報告書の送付時の宛先にのみ使用いたします。

【問い合わせ先】
本調査についてご不明な点がございましたら，下記までお問い合わせをお願いいたします。

調査代表者：広島大学大学院人間社会科学研究科
教授 川合 紀宗
電話/FAX: 082-424-7179
Email: nkawai@hiroshima-u.ac.jp
（なるべくメールにてご連絡をいただけますと幸いです。）

Ⅰ.回答者の情報について
ご回答いただいた方についての情報をご記入ください（この情報は切り離して分析いたします）。

a. ご所属：
b. ご芳名：
c. お立場（職種・職階など）：

Ⅱ.特別支援教育に関する研修の実態について
1. 貴都道府県または市において，**特別支援学校教員以外の教員を対象とした**特別支援教育に関する研修をどのように実施していますか。**該当する記号すべて**に〇をつけてください。「その他」に該当する内容がある場合は，その具体的内容をご記入ください。

a. 初任者研修の内容に組み込む
b. 5年目，10 年目などの中堅者・ベテラン者の資質向上研修に組み込む
c. 管理職研修に組み込む
d. 特別支援学級担任対象の研修を設けている
e. 通級による指導担当者対象の研修を設けている
f. その他（　　）

2. a.に〇をつけた場合，**初任者研修**において取り扱っている特別支援教育に関する内容をご記入ください。

3. b.に〇をつけた場合，**中堅者・ベテラン者対象の研修**において取り扱っている特別支援教育に関する内容をご記入ください。

4. c.に〇をつけた場合，**管理職対象の研修**において取り扱っている特別支援教育に関する内容をご記入ください。

5. d.に〇をつけた場合，**特別支援学級担任対象の研修**において取り扱っている特別支援教育に関する内容をご記入ください。

6．e.に〇をつけた場合，**通級指導教室対象の研修**において取り扱っている特別支援教育に関する内容をご記入ください。

7．f.に〇をつけた場合，**「その他」**において取り扱っている特別支援教育に関する内容をご記入ください。

Ⅲ.履修証明プログラム※について

※履修証明プログラムとは，大学等の積極的な社会貢献を促進するため，社会人等の学生以外の者を対象とした，一定のまとまりのある学習プログラム（1プログラム 60 時間を標準）を開設し，その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できる制度です。

1．貴都道府県内の大学等高等教育機関において，特別支援教育に関する履修証明プログラムを実施していますか。**該当する記号1つ**に〇をつけてください。

1．はい
2．いいえ
3．わからない

2．上記において「はい」の場合，その大学等高等教育機関名及び特別支援教育に関する履修証明プログラムの名称をご記入ください。いずれか一方しかわからない場合は，ご存知の情報のみで結構です。

3．教員養成系大学が幼小中高における特別支援教育に関する履修証明プログラムを創設する場合，どのような内容を期待しますか。記号 a.～r.それぞれについて，「強く期待する＝4」，「期待する＝3」，「あまり期待しない＝2」，「全く期待しない＝1」の**中から該当する番号を（　）内にご記入ください。「その他」に該当する内容がある場合は，その具体的内容をご記入のうえ，上記のいずれかの番号も併せてご記入ください。**

a．特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位を履修できる（　）
b．特別支援学級担任としての専門性を高めることができる（　）
c．通級による指導担当者としての専門性を高めることができる（　）
d．通常学級担任の特別支援教育に関する専門性を高めることができる（　）
e．特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高めることができる（　）
f．発達障害（自閉症を除く LD･ADHD 等）に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）

g. 発達障害（自閉症）に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）
h. 言語障害に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）
i. 情緒障害に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）
j. 弱視（視覚障害）に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）
k. 難聴（聴覚障害）に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）
l. 保護者支援に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）
m. 自立活動に関する知識や指導技術を身につけることができる（　）
n. 事例検討を基に，障害のある子供の見方について学ぶことができる（　）
o. 児童生徒の実態把握の方法と教育課程の編成について学ぶことができる（　）
p. 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成について学ぶことができる（　）
q. ICT の活用について学ぶことができる（　）
r. その他（　　）

4. 上記 a.～r.のうち，すでに貴都道府県または市の研修で取り組んでいる内容があれば，**該当する記号すべてを**以下にご記入ください。
（　　）

5. 履修証明書を保有する教員を，貴都道府県または市において特別支援教育に関する一定の専門性を持つ者として認定し，人事等に反映させることは可能でしょうか。

a. 可能である／すでに実施している
b. 不可能である
c. わからない

6. 上記において a.に○をつけた場合，どのようや手続きや工夫をすることで可能になる（なっている）のでしょうか。以下にご記入ください。

7. 上記において b.または c.に○をつけた場合，実現させるにあたってどのようなことが壁になる（なっている）とお考えでしょうか。以下にご記入ください。

Ⅳ. 大学院等派遣研修制度（大学院設置基準第 14 条適用大学院等派遣研修等）の活用について

1. 貴都道府県または市において，特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）を大学院や特別支援教育特別専攻科（以下，大学院等）へ派遣していますか。

a. はい
b. いいえ

2．上記において「はい」の場合，どの教育課程に派遣していますか。**該当する記号すべて**に○をつけてください。

a．大学院（除く教職大学院）
b．教職大学院
c．特別支援教育特別専攻科
d．科目等履修生
e．その他（通信制大学等）

3．上記へ派遣した教員は，どの種類の特別支援学校教諭免許状を取得しますか。**該当する記号すべて**に○をつけてください。

a．特別支援学校教諭二種免許状
b．特別支援学校教諭一種免許状
c．特別支援学校教諭専修免許状

4．上記へ派遣した教員は，どの領域の特別支援学校教諭免許状を取得しますか。**該当する記号すべて**に○をつけてください。

a．視覚障害者に関する教育の領域
b．聴覚障害者に関する教育の領域
c．知的障害者に関する教育の領域
d．肢体不自由者に関する教育の領域
e．病弱者に関する教育の領域

6．昨年度，貴都道府県または市において，特別支援教育に携わる現職教員（含む特別支援学校教員）を大学院等へ派遣した人数をご記入ください。
（　　）人

7．上記のうち，特別支援学校教員の人数をご記入ください。
（　　）人

8．大学院等派遣研修制度を活用して教員を派遣する際に貴都道府県または市が直面している困難はありますか。**該当する記号すべて**に○をつけてください。「その他」に該当する内容がある場合は，その具体的内容をご記入ください。

a．予算が限られている
b．派遣するに適した教員や派遣を希望する教員を探すことが困難
c．適当な教員はいるが，現場を抜けると所属先の学校の運営に支障が出る
d．派遣した教員の代理となる教員を探すことが困難
e．その他（　　）

9．貴都道府県または市が教員を派遣しやすいように，派遣先の大学院等が工夫していることはありますか。**該当する記号すべて**に〇をつけてください。「その他」に該当する内容がある場合は，その具体的内容をご記入ください。

a．夜間・土日開講
b．オンライン・オンデマンド開講
c．派遣先大学院の教職大学院化
d．特別支援学校教諭二種免許状保有者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる
e．特別支援学校教諭免許状を保有しない者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる
f．領域追加など，修了までにできるだけ多くの領域の免許状が取得できる
g．その他（　　）

10．今後，派遣先の大学院等が貴都道府県または市の教員を派遣しやすいように工夫してほしいことはありますか。**該当する記号すべて**に〇をつけてください。「その他」に該当する内容がある場合は，その具体的内容をご記入ください。

a．夜間・土日開講
b．オンライン・オンデマンド開講
c．派遣先大学院の教職大学院化
d．特別支援学校教諭二種免許状保有者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる
e．特別支援学校教諭免許状を保有しない者が修了時に一種免許状と専修免許状の両方を取得できる
f．領域追加など，修了までにできるだけ多くの領域の免許状が取得できる
g．その他

Ⅴ．その他，教員養成系大学に対して，特別支援教育の専門性向上に関するご要望等がございましたら，以下に記入ください。

ご多用のところ，本調査にご協力くださり誠にありがとうございました。

資料Ｄ　特別支援教育特別専攻科生へのアンケート調査用紙（オンライン実施）

本調査は、文部科学省令和２年度教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業の一環として、今後の特別支援教育特別専攻科の在り方について検討するための基礎的資料となるものです。

今年度１年間、特別支援教育特別専攻科に在籍されている皆様に、この調査にご協力いただき、その回答に基づいて、今後の特別支援教育特別専攻科におけるカリキュラムや実施体制等の案を考えてまいりたいと存じます。ご多用のところ誠に恐縮ですが、本調査へのご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

２月末日までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果については、本事業の報告書にて公表いたしますが、ご協力いただいた皆様から取得した個人情報や個々の結果について公開することはありません。また、データにつきましては安全性の確保及び保管・管理に関する適切な措置を講じますのでご安心ください。

設問は全部で 54 問ありますが、ほとんどが選択式となっております。選択肢が「○」になっている設問は１つのみ選択可能、「□」になっている設問は、複数選択可能となっております。ほとんどの項目が必ずお答えいただくようになっております。回答完了までの目安時間は 10～15 分です。

1．学生番号を記入してください。

2．特別支援教育特別専攻科（以下、特別専攻科）のどちらのコースに所属していますか。

知的障害教育領域コース（一種免）

特別支援教育コーディネーターコース（専修免）

3．入学時のあなたの状況を教えてください。

社会人（職業を有しながら就学した）

社会人経験者（退職後進学したなど）

社会人は経験していない（学部を卒業してすぐ進学したなど）

4．どのように特別専攻科のことを知りましたか。

本学 HP

チラシ・パンフレット

ロコミ

その他

5. 問３．で「その他」と回答された方は、どのように特別専攻科のことを知ったかについて記入してください。

6. 特別専攻科を志望された理由を教えてください（複数回答可）。

とりたい資格や免許が取得できること
特別支援教育に興味があったこと
就職状況がよいこと
入試難易度が自分に合っていること
自宅から通えること
キャンパスの雰囲気がよいこと
入試方式が自分に合っていること
キャンパスライフが楽しそうなこと
親のすすめ
世間的に大学名が知られていること
経済的な負担が少ないこと
試験日や試験会場が多く、受験しやすいこと
親元を離れられること
先輩や友人のすすめ
先生（ゼミ教員や恩師など）のすすめ
学部が広島大学または広島県内の大学だったこと
職場のすすめ
その他

7. 問７で「その他」を選択された方は志望理由を以下にお書きください。

8. 特別専攻科での学びを通して、入学当初の目標は達成できた

思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

9. 特別専攻科での学びを通して、人と協力しながら物事を進める力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

10. 特別専攻科での学びを通して、進んで新しい知識・能力を身につけようとする姿勢が身についた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

11. 特別専攻科での学びを通して、現状を分析し、問題点や課題を発見する態度が身についた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

12. 特別専攻科での学びを通して、専門分野の基礎的な知識、技能を身に付けることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

13. 特別専攻科での学びを通して、自分の適性や能力を把握することができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

14. 特別専攻科での学びを通して、異なる意見や立場を踏まえて、考えをまとめる力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

15. 特別専攻科での学びを通して、物事を批判的・多面的に考える力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

16. 特別専攻科での学びを通して、自分の知識や考えを文章で論理的に書く力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

17. 特別専攻科での学びを通して、多様な情報から適切な情報を取捨選択する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

18. 特別専攻科での学びを通して、社会や文化の多様性を理解し、尊重する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

19. 特別専攻科での学びを通して、コンピュータを使って文章・発表資料を作成し表現する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

20. 特別専攻科での学びを通して、文献や資料にある情報を正しく理解する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

21. 特別専攻科での学びを通して、幅広い教養・一般常識を身に付けることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

22. 特別専攻科での学びを通して、既存の枠にとらわれず、新しい発想やアイデアを出す力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

23. 特別専攻科での学びを通して、自ら先頭に立って行動し、グループをまとめる力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

24. 特別専攻科での学びを通して、筋道を立てて論理的に問題を解決する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

25. 特別専攻科での学びを通して、自分で目標を設定し、計画的に行動する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

26. 特別専攻科での学びを通して、自分に自信や肯定感をもつことができるようになった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

27. 特別専攻科での学びを通して、社会活動に積極的に参加することができるようになった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

28. 特別専攻科での学びを通して、コンピュータを使ってデータの作成・整理・分析をする力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

29. 特別専攻科での学びを通して、自分の知識や考えを図や数字を用いて表現する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

30. 特別専攻科での学びを通して、仮説の検証や情報収集のために、実験や調査を適切に計画・実施する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

31.特別専攻科での学びを通して、国際的な視野を身につけることができるようになった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

32. 特別専攻科での学びを通して、教えることの喜びや使命感を得ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

33. 特別専攻科での学びを通して、問題を解決するために、数式や図・グラフを利用して思考する力が高まった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

34. 特別専攻科での学びを通して、障害のある子供と関わる際の支援法を身に付けることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

35. 特別専攻科での学びを通して、障害のある子供の特性や困難が理解できるようになった
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

36. 特別専攻科での学びを通して、特別支援教育にかかわる制度を知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

37. 特別専攻科での学び（教育実習）を通して、特別支援学校や学級における実践について理解することができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

38. 特別専攻科での学びを通して、自立活動について理解することができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

39. 特別専攻科での学びを通して、特別支援教育における教育課程の編成について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

40. 特別専攻科での学びを通して、特別支援教育の理念を知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

41. 特別専攻科での学びを通して、合理的配慮について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

42. 特別専攻科での学びを通して、発達障害の特性の理解と支援について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

43. 特別専攻科での学びを通して、交流及び共同学習の意義と実際について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

44. 特別専攻科での学びを通して、授業のユニバーサルデザインについて知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

45. 特別専攻科での学びを通して、個別の指導計画・個別の教育支援計画について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

46. 特別専攻科での学びを通して、特別支援学校学習指導要領（教育要領）について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

47. 特別専攻科での学びを通して、学級経営の在り方について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

48. 特別専攻科での学びを通して、授業づくりや学習指導案の作成の実際について知ることができた
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

49. 特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：現状の月～金の昼間開講が良い
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

50. 特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：土日開講が良い
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

51. 特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：夜間開講が良い
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

52. 特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：土日開講と夜間開講の双方が良い
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

53. 特別専攻科の授業の開講日・時間帯について：都合に合わせて科目によって昼間、土日、夜間開講のいずれかが選択できるとよい
思う
少しそう思う
どちらともいえない
あまり思わない
思わない

54. 特別専攻科の授業の開講形態・実施方式について（コロナ禍ではない状況を前提として回答してください）

対面が良い

オンラインでのライブによる授業が良い

オンデマンドによる授業が良い

上記を織り交ぜた方式が良い

どれでも構わない

55. その他、今後の特別専攻科の在り方についてご意見等ございましたらご記入ください。

資料Ｅ　広島大学履修証明プログラム規則

(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号)

改正平成 21 年 3 月 31 日規則第 18 号　平成 22 年 3 月 31 日規則第 38 号

平成 28 年 9 月 21 日規則第 195 号平成 31 年 3 月 29 日規則第 32 号

令和元年 11 月 20 日規則第 176 号 令和 2 年 7 月 21 日規則第 188 号

広島大学履修証明プログラム規則

(趣旨)

第 1 条　この規則は，広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 53 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 54 条の 4 第 2 項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)において実施する履修証明プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条　履修証明プログラムは，社会人等の本学の学生以外の者を対象として，本学の教育研究資源を活かした学習の機会を積極的に提供することを目的とする。

(開設部局等)

第 3 条　履修証明プログラムは，学部，研究科，附置研究所，病院，教育本部，全国共同利用施設，学内共同教育研究施設及びセンター(以下「部局等」という。)が開設することができる。

(内容)

第 4 条　履修証明プログラムの内容は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　多様かつ高度な，職業上必要な専門的知識・技術取得に関するもの

(2)　資格制度に関するもの

(3)　開設する部局等の特長を活かしたもの

(編成方法)

第 5 条　履修証明プログラムは，講習(公開講座を含む。以下同じ。)若しくは授業科目又はそれらの併用により体系的に編成するものとし，その総時間数は，60 時間以上とする。

(開設期間等)

第 6 条　履修証明プログラムを開設する期間は，1 学期，1 学年間又は 2 学年間とする。

2　履修証明プログラムの定員は，教育研究に支障がない範囲で部局等が定めるものとする。

(開設手続)

第 7 条　履修証明プログラムを開設しようとする部局等は，履修証明プログラム実施計画書(別記様式第 1 号)を作成し，当該部局等の教授会(教授会を置かない部局等に

あっては，これに代わる機関。以下同じ。)の議を経て，学長の承認を得るものとする。

(廃止手続)

第 8 条　履修証明プログラムを開設する部局等の長は，当該履修証明プログラムを廃止しようとするときは，当該部局等の教授会の議を経て，学長の承認を得なければならない。

(履修資格)

第 9 条　履修証明プログラムを履修することができる者は，学部が開設するものにあっては高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者，研究科が開設するものにあっては大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者，それら以外の部局等が開設するものにあっては，その内容に応じて，高等学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有する者又は大学を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有する者とする。

2　履修証明プログラムを開設する部局等は，前項に規定するもののほか，当該履修証明プログラムの内容に応じて，必要とする資格等を定めることができる。

(履修手続及び検定料)

第 10 条　履修証明プログラムの履修を希望する者は，当該履修証明プログラムが開始する 1 月前までに，次に掲げる書類を当該履修証明プログラムを開設する部局等を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　履修証明プログラム履修生許可願(別記様式第 2 号)

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　その他部局等が定める書類

2　検定料は，納付を要しない。

3　履修証明プログラムの履修を希望する者は，当該履修証明プログラムに含まれる授業科目の単位認定を希望する場合は，第 1 項に規定する手続に併せて広島大学科目等履修生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)に基づき出願し，入学の許可を受けなければならない。この場合において，当該授業科目に係る授業料は，納付を要しない。

(履修の許可)

第 11 条　学長は，前条の履修手続を行った者で履修証明プログラム履修生としてふさわしいと認めるものに対し，履修の許可を行うものとする。

(履修料)

第 12 条　履修料は，1 プログラムにつき 30,000 円とする。

2　前項の規定にかかわらず，総時間数が 60 時間を超える履修証明プログラムの履修料は，60 時間を 10 時間超えるごとに前項の額に 5,000 円を加算した額とする。

3　前２項の規定にかかわらず，組込みシステム技術者のための技術展開力育成プログラムの履修料は，370,000 円とする。
4　履修証明プログラム履修生は，指定の期日までに履修料を納付しなければならない。
(既納の履修料の返還)
第 13 条　既納の履修料は，返還しない。
(実験，実習等の費用)
第 14 条　実験，実習等に要する費用は，必要に応じて履修証明プログラム履修生の負担とする。
(修了の認定及び履修証明書の交付)
第 15 条　履修証明プログラムを開設する部局等の長は，所定の講習又は授業科目を履修の上，合格に値する評価を得た者には，当該部局等の教授会の議を経て，当該履修証明プログラムの修了を認定する。
2　履修証明プログラムを開設する部局等の長は，履修証明プログラムの修了を認定したときは，速やかに学長に報告しなければならない。
3　学長は,前項の報告に基づき,履修証明書(別記様式第３号)を交付するものとする。
4　履修証明書の再交付は，履修証明プログラムを修了した者からの申出に基づき行うものとする。
(履修許可の取消し)
第 16 条　学長は,履修証明プログラム履修生が履修の実が上がらないと認めたときは，当該履修証明プログラムの履修の許可を取り消すことができる。
(雑則)
第 17 条　この規則に定めるもののほか，履修証明プログラムに関し必要な事項は，履修証明プログラムを開設する部局等が定める。

附　則

この規則は，平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

附　則(平成 21 年３月 31 日規則第 18 号)

この規則は，平成 21 年４月１日から施行する。

附　則(平成 22 年３月 31 日規則第 38 号)

この規則は，平成 22 年４月１日から施行する。

附　則(平成 28 年９月 21 日規則第 195 号)

この規則は，平成 28 年９月 21 日から施行し，この規則による改正後の広島大学履修証明プログラム規則の規定は，平成 28 年７月 26 日から適用する。

附　則(平成 31 年３月 29 日規則第 32 号)

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

附　則(令和元年 11 月 20 日規則第 176 号)

この規則は，令和元年 11 月 20 日から施行する。

附　則(令和２年７月21日規則第188号)

この規則は，令和２年７月21日から施行する。

別記様式第１号(第７条関係)

履修証明プログラム実施計画書

[資料Ｆ参照]

別記様式第２号(第10条第１項関係)

履修証明プログラム履修生許可願

[資料Ｇ参照]

別記様式第３号(第15条第３項関係)

履修証明書

[資料Ｈ参照]

資料F　広島大学履修証明プログラム実施計画書

別記様式第1号(第7条関係)

履修証明プログラム実施計画書

開設部局等	
履修証明プログラムの名称	
目的	
総時間数	
履修資格	
定員	
内容	
修了要件	
実施体制	
その他特記事項	

プログラムの構成（開設授業科目等）

開設授業科目等の名称	講習・授業科目の別	時間数	単位の有無	開設期間	担当教員名	備考

（備考）次の資料を添付すること。

- 「講習」の場合，講義概要
- 「授業科目」の場合，シラバス

資料G　広島大学履修証明プログラム履修生許可書

別記様式第2号(第10条第1項関係)

年　　月　　日

広島大学長　　殿

ふりがな
氏　　名　　印
生年月日　　年　　月　　日

履修証明プログラム履修生許可願

貴学履修証明プログラム履修生として下記のとおり履修したいので，御許可願います。

記

最終卒業学校	
現職	
履修証明プログラム名	
履修期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
履修理由	

講習・授業科目の別	授業科目等の名称	科目等履修生の有無
講習・授業科目		有　・　無
講習・授業科目		有　・　無
講習・授業科目		有　・　無
講習・授業科目		有　・　無
講習・授業科目		有　・　無
講習・授業科目		有　・　無
講習・授業科目		有　・　無
講習・授業科目		有　・　無

同一年度における他のプログラムの履修又は科目等履修生としての履修の有無

他のプログラム　　□　有　　□　無　　有の場合はプログラム名(　　)

科目等履修生　□　有　　□　無　　有の場合は学部名又は研究科名(　　)

(注)　1　「氏名」欄は，記名押印又は署名とし，署名は必ず本人が自署すること。

2　許可願は，履修証明プログラムごとに別葉とすること。

資料H　広島大学履修証明プログラム履修証明書

別記様式第3号(第15条第3項関係)

履修証明書

氏　　名

年　　月　　日生

学校教育法第１０５条の規定に基づき，本学所定の履修証明プログラム－○○○○　－(計　　時間)を修めたことをここに証する。

プログラムの概要

本プログラムは，主として○○である者を対象として，○○のような人材(能力）を養成することを目的とし，○○，○○，○○，等を内容としたカリキュラムを提供したものである。

年　　月　　日

広 島 大 学 長　　印

資料1　広島大学履修証明プログラムの履修許可等の取扱いについて

広島大学履修証明プログラムの履修許可等の取扱いについて

平成２１年　４月　１日
理事（教育担当）決裁

Ⅰ　履修許可の取扱いについて

1　履修証明プログラムの履修希望者は,広島大学履修証明プログラム規則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号) 第 10 条第 1 項各号に掲げる書類を，希望する履修証明プログラムごとに提出するものとする。

2　開設部局等は,教授会(教授会を置かない部局等にあっては,これに代わる機関。以下同じ。）において，履修証明プログラム履修生として推薦するにふさわしいと認めたときは，承認の日から 15 日以内に，履修証明プログラム履修生推薦書（別記様式 1）により学長に推薦するものとする。

3　開設部局等は，2 の推薦に基づき学長が履修を許可したときは，履修証明プログラム履修生許可通知書（別記様式２）により通知するものとする。

Ⅱ　講習又は授業科目の取扱いについて

講習又は授業科目（以下「授業科目等」という。）の時間については，本学における授業時間に準ずる。

Ⅲ　修了認定の取扱いについて

1　授業科目等の成績評価は，次により行うものとする。

(1)　講習　合格・不合格の２段階評価とする。

(2)　授業科目　学業に関する評価の取扱いについて（平成 18 年４月 1 日副学長（教育・研究担当）決裁）に基づき行う。

2　開設部局等は，履修証明プログラムごとに実施責任者を選任し，実施責任者による授業科目等の成績評価を基に,教授会の議を経て当該履修証明プログラムの修了認定を行うものとする。

3　開設部局等は，履修証明プログラムの修了について，当該履修証明プログラムを編成するすべての授業科目等の合格をもって認定するものとし,修了認定の日から７日以内に，履修証明プログラム修了判定報告書（別記様式 3）により学長に報告するものとする。

資料J　広島大学履修証明プログラム履修生推薦書

別記様式１

年　　月　　日

広 島 大 学 長

様

（履修証明プログラム開設部局等の長）

年度 履修証明プログラム履修生推薦書

本学部に申請のありました下記の者を，履修証明プログラム履修生として推薦します。

履修証明プログラム名（　　）

氏　　名 生　年　月　日	総時間数	前・後・ 通年の別	備　　考

資料K　広島大学履修証明プログラム履修生許可通知書

別記様式２

年　　月　　日

様

（履修証明プログラム開設部局等の長）

広島大学　　長　　印

履修証明プログラム履修生許可通知書

下記のとおり履修証明プログラム履修生として履修することが許可されましたので，お知らせします。

記

履修証明プログラム履修生許可書

氏名

生年月日　　年　　月　　日生

広島大学履修証明プログラム履修生として下記のとおり履修することを許可する。

記

プログラム名　　履修証明プログラム－○○○○ －(計　　時間)

履修期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

広島大学長

資料L　広島大学履修証明プログラム修了判定報告書

別記様式３

年　　月　　日

広 島 大 学 長

様

（履修証明プログラム開設部局等の長）

年度 履修証明プログラム修了判定報告書

履修証明プログラムの修了の判定をしたので，ご報告します。

履修証明プログラム名（　　）

履修生番号	氏　名 生 年 月 日	総時間数	修了判定 （修了・未修了）	備考

謝辞

本事業を実施するにあたり、ご指導、ご鞭撻とご支援をいただいた方々に感謝の意を表します。

第２回検討会議において、ラーニングポイント制や教育委員会等との連携の在り方、実践知と理論知の接続の在り方についてご教示くださった岡山大学の髙瀬淳教授、梶井一暁教授、小林万里子准教授に心より感謝申し上げます。また、第５回検討会議において、関西国際大学の中尾繁樹教授からは、特別支援教育分野における履修証明プログラムについて、間口の広い公開講座から履修証明プログラム、そして履修証明プログラムの一部を大学の授業科目と接続させることにより、大学院進学者を増やしていく工夫の在り方についてもご教示くださいました。心より感謝申し上げます。

いずれの先生方も、惜しみなく貴重な資料を示してくださり、ノウハウやご苦労された点などについても詳しく教えてくださいました。本報告書においてもその一部を紹介させていただいております。ご覧になった方や機関に参考にしていただくことにより、特別支援教育分野における履修証明プログラムやラーニングポイント制の普及につながっていくことを願ってやみません。

次に、大変ご多忙の時期に、本事業のアンケート調査にご協力くださった全国の都道府県及び政令指定都市教育委員会の皆様、本学特別支援教育特別専攻科の皆様に深く感謝申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査結果の分析に際し、本学大学院人間社会科学研究科教育科学専攻教師教育デザイン学プログラム（特別支援教育学領域）博士課程前期１年生の張嘉璐氏、同、境太一朗氏にお力添えいただきました。深く感謝申し上げます。

事業担当者一同

令和２年度
文部科学省
教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
（研修の単位化・専修免許状取得プログラムの開発）
成果報告書

令和３年３月

広島大学理事(財務・総務担当)　俵　幸嗣
広島大学教育学部　学部長　教授　松見　法男
広島大学大学院人間社会科学研究科教育科学専攻
教師教育デザイン学プログラム特別支援教育学領域
領域主任　教授　若松　昭彦
領域副主任　教授　川合　紀宗
准教授　氏間　和仁
准教授　谷本　忠明
准教授　竹林地　毅
准教授　林田　真志
講師　船橋　篤彦
講師　森　まゆ
助教　村上　理絵
広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター
センター長　教授　川合　紀宗
教育研究補助職員　森本　倫子
教育研究補助職員　氏間　智子

連絡先　〒739-8524　広島県東広島市鏡山１－１－１
TEL: 082-424-7180（領域事務室）
Email: dsh@hiroshima-u.ac.jp